

令和4年度
滋賀県包括外部監査報告書

監査テーマ

「農政水産部における財務事務の執行について」

令和5年3月

滋賀県包括外部監査人

公認会計士 野口真一

目次

第1． 包括外部監査の概要	1
1． 監査の種類	1
2． 選定した特定の事件	1
(1) 選定した特定の事件	1
(2) 特定の事件の選定理由	1
(3) 監査の対象期間	2
(4) 監査の対象範囲	2
(5) 監査を実施した期間	2
3． 主な監査要点および手続	2
(1) 主な監査要点	2
(2) 主な監査手続	2
4． 包括外部監査人補助者	3
5． 本報告書の記載内容に関する留意事項	3
6． 利害関係	3
第2． 農水産業施策に関する概要	4
1． 滋賀県の農水産業に関する基本情報	4
(1) 概要	4
(2) 各産業の特徴	8
2． 農政水産部の組織	23
(1) 組織図	23
(2) 事務分掌	25
(3) 農業農村振興事務所	29
(4) 歳入・歳出の状況	31
3． 農業・水産行政に関する計画	34
(1) 全体像	34
(2) 政策の方向性	35
(3) 政策の推進方法	42
第3． 監査結果	43
1． 農政課	43
(1) 滋賀県農業・水産業基本計画	44
(2) 農業共済団体活動推進事業	56

2. 未来の農業振興課.....	59
(1) 全般的事項	62
(2) 世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業	65
(3) 食べて健康「滋賀の野菜」消費拡大事業	76
(4) 環境こだわり農産物流通拡大事業	80
(5) 近江米安全安心流通対策事業	83
(6) 6次産業化ネットワーク活動推進事業	86
(7) 農村女性がつなぎ・かがやく滋賀の「食と農」魅力発信事業	88
(8) つなげる！応援店「滋賀の食材」県外プロモーション事業	91
(9) 経営所得安定対策等推進事業	94
(10) 環境こだわり農業支援事業	96
(11) 新規就農者確保事業費	99
(12) 普及指導に係る事業	101
3. 畜産課.....	104
(1) 食肉流通機構整備推進事業	105
4. 水産課.....	129
(1) 水産基盤整備事業	130
(2) 重要魚苗放流事業費補助金	139
5. 耕地課・農村振興課.....	141
(1) 契約事務	142
(2) 県営かんがい排水事業草津用水2期地区	148
(3) 総費用総便益比	157

第 1. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 選定した特定の事件

農政水産部における財務事務の執行について

(2) 特定の事件の選定理由

「しがの農林水産業（令和 4 年度）」によると、県は琵琶湖や鈴鹿山脈、野洲川などの自然豊かな環境を活かして農業および水産業が営まれているが、人口減少・少子高齢化の進行や、気候変動による異常気象、新型コロナウイルス感染症の拡大など、県の農業および水産業を取り巻く状況が大きく変化している。そうした中で、県農業の健全な発展を目指す「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」の制定と併せ、農業および水産業の中期的な施策の方向性となる「滋賀県農業・水産業基本計画」を令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画期間として策定している。県の農業および水産業がどのような発展を目指し、具体的にどのような施策を策定できているかについては、県民の関心が高いと思われる事項である。

また、令和 3 年度の農政水産業費の当初予算額は 198 億円であり、災害復旧費を含む農政水産部の当初予算額の合計は 200 億円となっている。また、当初予算額の財源内訳においても国庫支出金を除く金額が 109 億円であり、金額的な重要性も高いため、県の予算配分の適切性および執行状況について確認する必要性は高い事項である。

県の厳しい財政事情のなか、農業および水産業の施策が効果的かつ効率的に執行されているかを合規性のみではなく、有効性および経済性・効率性の観点から監査することは有意義であると判断し、特定の事件（監査テーマ）として選定した。

(3) 監査の対象期間

令和3年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）。

ただし、必要に応じて過年度および令和4年度の一部についても監査対象とした。

(4) 監査の対象範囲

令和4年度の監査テーマである「農政水産部における財務事務の執行について」における監査の対象は、主に農政水産部および所管する外郭団体とし、必要に応じて関連する部局も対象とした。

なお、平成28年度滋賀県包括外部監査報告書「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」の対象である試験研究機関等については、今回の監査対象より除外している。

(5) 監査を実施した期間

令和4年7月11日から令和5年3月14日まで

3. 主な監査要点および手続

(1) 主な監査要点

- ① 法令等に対する合规性
- ② 事業目的達成のための有効性
- ③ 事務・事業の実施に関する経済性・効率性
- ④ 施策と滋賀県農業・水産業基本計画との整合性
- ⑤ 滋賀県農業・水産業基本計画の取組みや目標に対する結果についての評価の適切性
- ⑥ 農業農村振興事務所の事業の執行状況や財産管理状況の適切性

(2) 主な監査手続

- ① 関係者からの状況聴取（ヒアリング）
- ② 関係書類の閲覧、照合、分析
- ③ 現場視察および現物実査

4. 包括外部監査人補助者

公認会計士 菊池 健太郎
公認会計士 福井 智士
公認会計士 山尾 勇介
公認会計士 足立 将

5. 本報告書の記載内容に関する留意事項

本報告書では、監査の結果として「指摘事項」と「意見」とに区分して述べている。「指摘事項」は、合規性、有効性、経済性、効率性等の観点に照らし、総合的に問題があると判断されるものを記載している。「意見」は、「指摘事項」とするまでには至らないが、財務事務の執行および事業の管理を効果的に実施するための改善が望まれる事項を記載している。

本報告書の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料をもとに行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。また、報告書中の表の合計は、千円未満切捨てによる端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。なお、千円単位等の円以外の単位の場合における「0」と「-」の記載の違いは、単位未満の数値がある場合が「0」、0円の場合が「-」で記載する方法を採用している。

6. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人および監査人補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

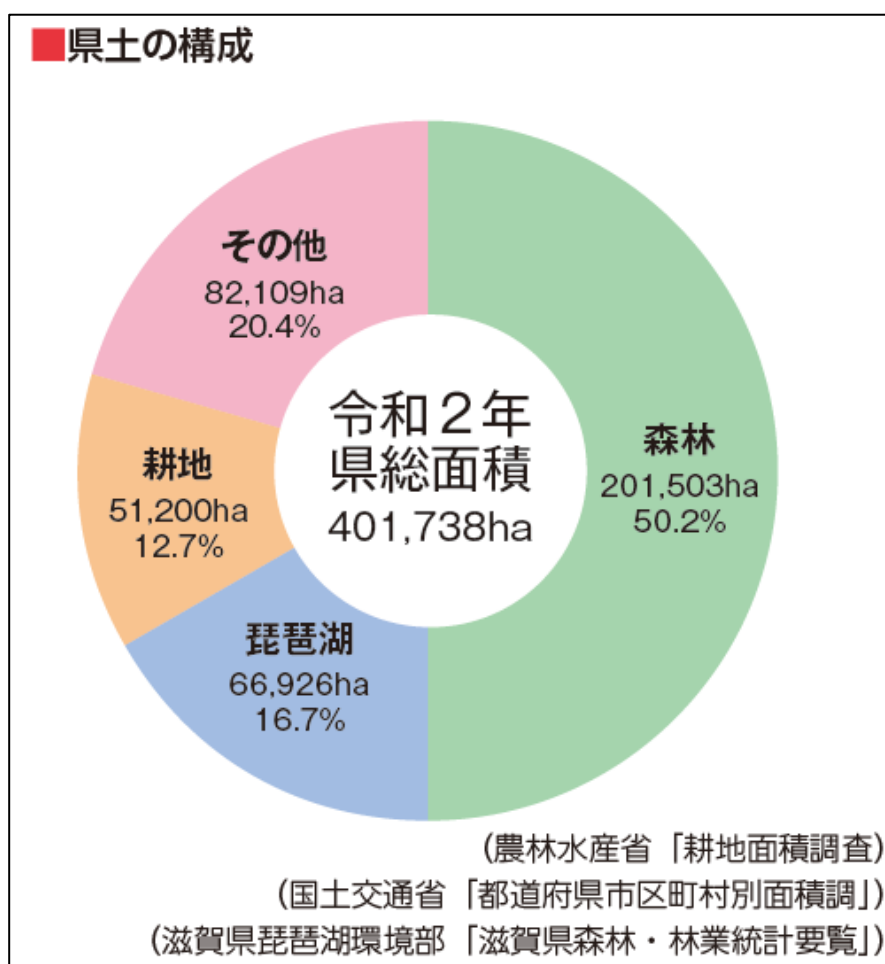
第2. 農水産業施策に関する概要

1. 滋賀県の農水産業に関する基本情報

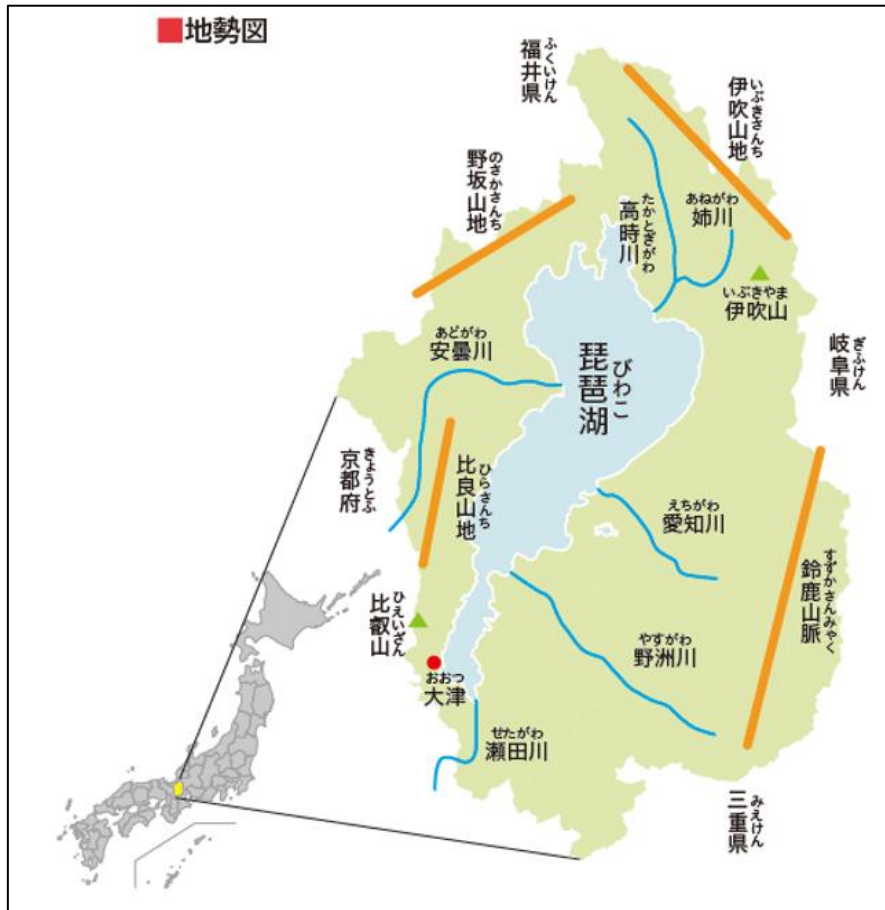
(1) 概要

1) 県の特徴

県の中央には、日本の最大の湖である琵琶湖があり、県土の総面積の約6分の1を占めている。周囲を伊吹、鈴鹿、比叡、比良などの山々が取り囲んでおり、大小約460本の河川が琵琶湖に注いでいる。

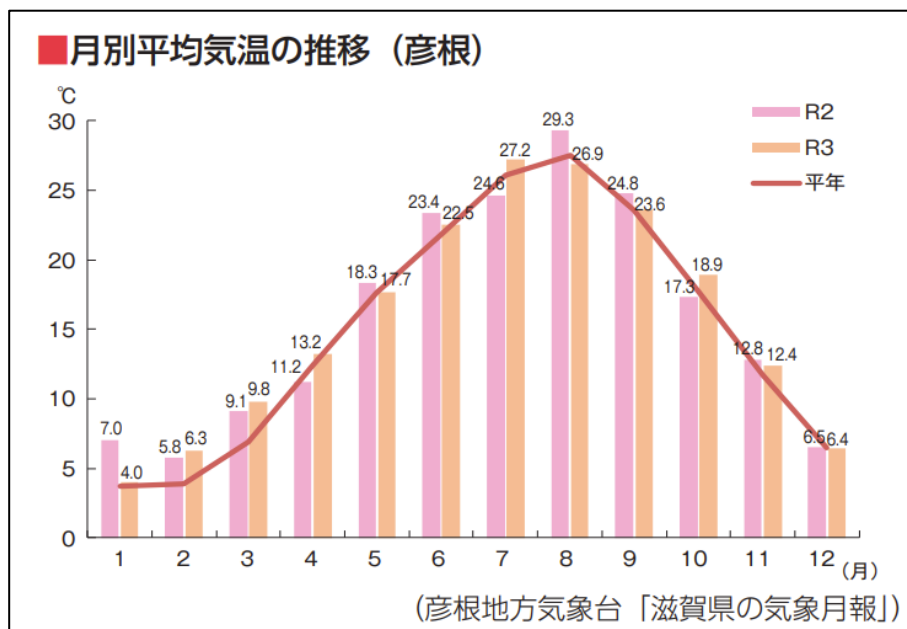


(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)

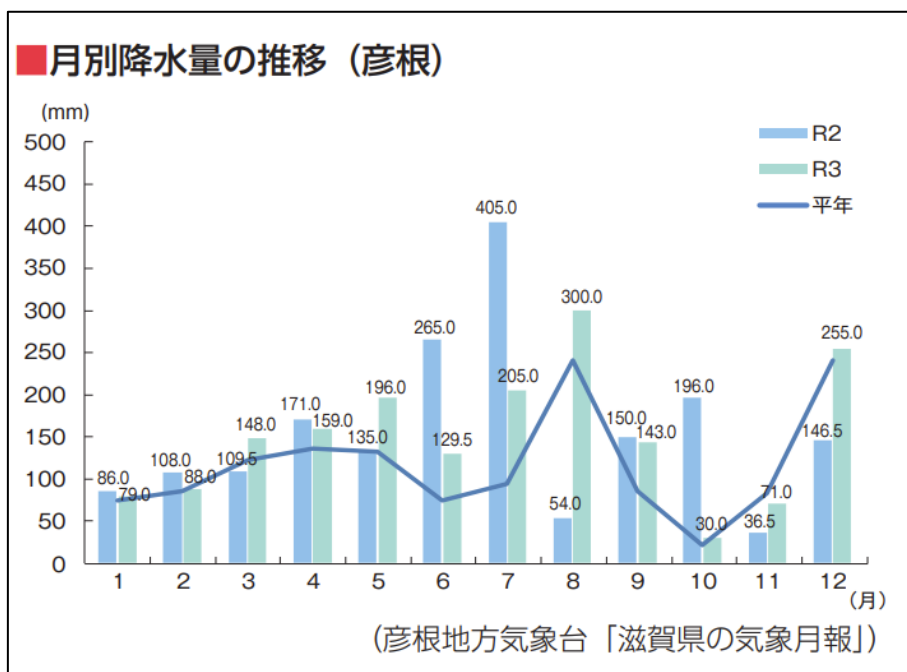


(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)

気温は、平野部が高く山間部が低くなっており、年間の平均降水量は 1,610mm 程度（気象庁平年値（彦根））であり、北部は、冬季の降雪量が多く、日本海型の気候になっている。

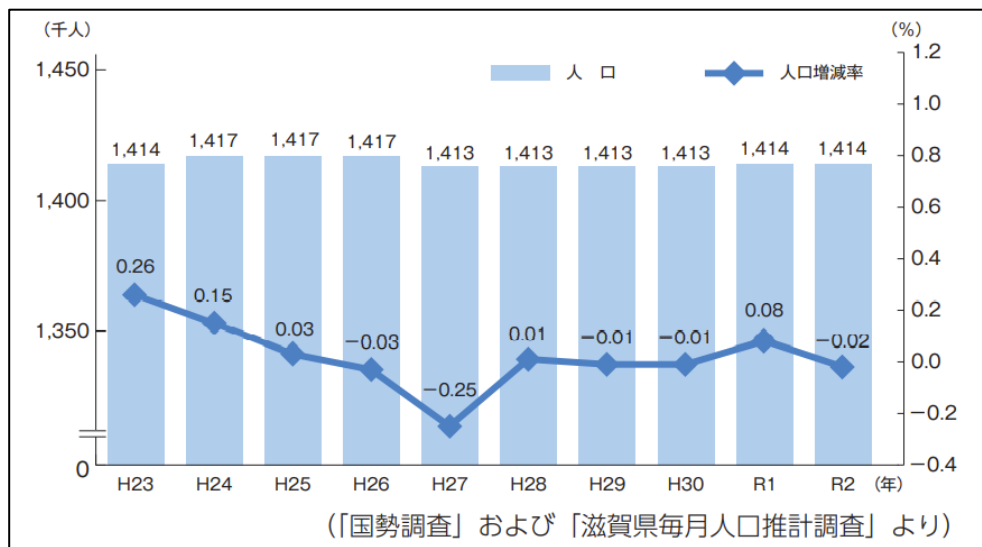


(出典：令和4年度（2022年度）しがの農林水産業)



(出典：令和4年度（2022年度）しがの農林水産業)

令和2年（2020年）10月1日現在の県人口は、1,413,610人であり、全体としては、人口減少局面に入ったと推測される。ただし、南部地域では増加傾向であり、その他の地域では減少しているとされている。

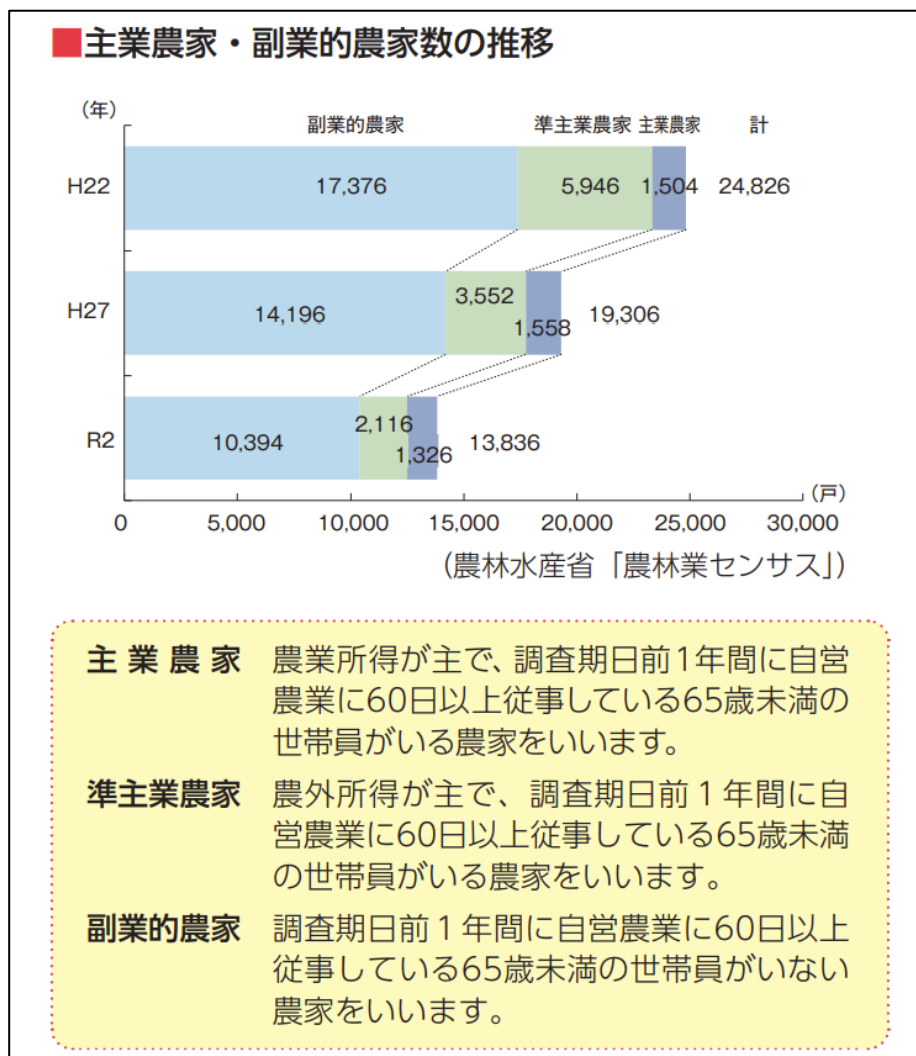


(出典：令和4年度（2022年度）しがの農林水産業)

(2) 各産業の特徴

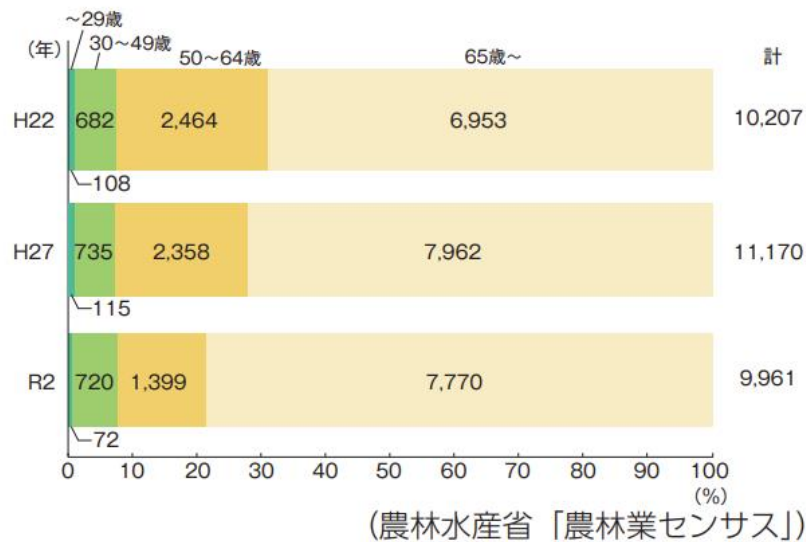
1) 農業

農家数、農業従事者数および耕地面積の推移は以下のとおりである。



(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)

■ 基幹的農業従事者数の年齢別構成

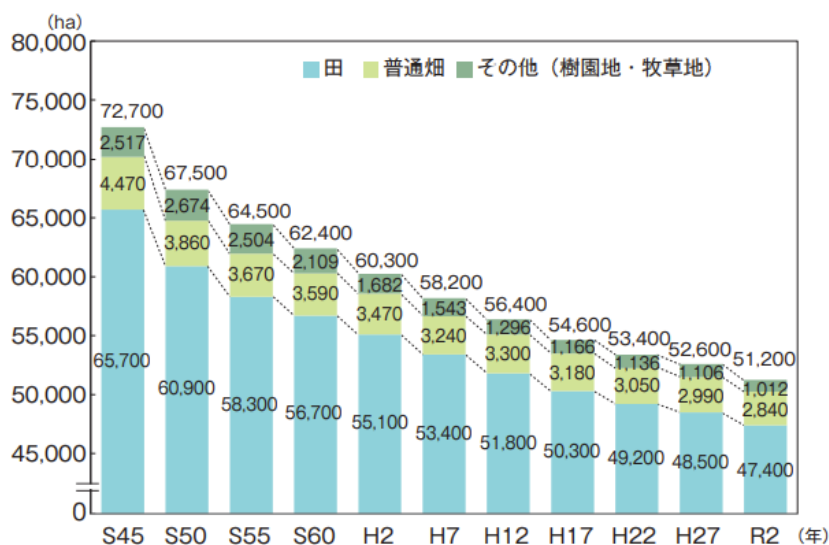


基幹的農業従事者数

自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいいます。

(出典：令和4年度（2022年度）しがの農林水産業)

■ 耕地面積の推移

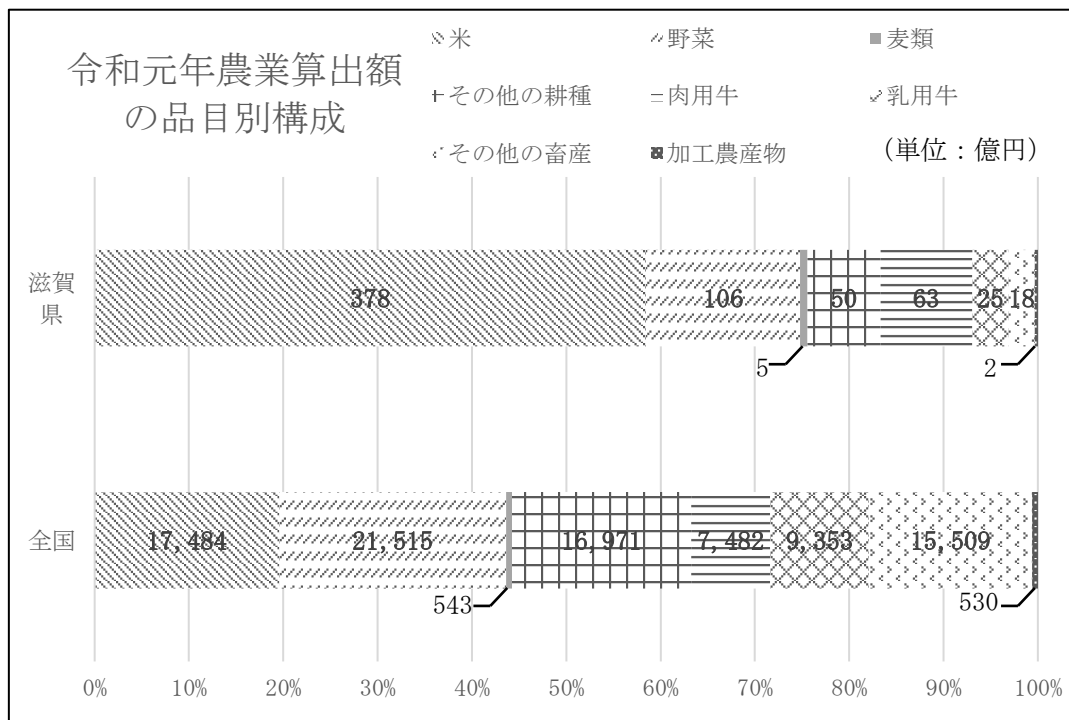


注) 端数処理により合計値と内訳の計は一致しません。

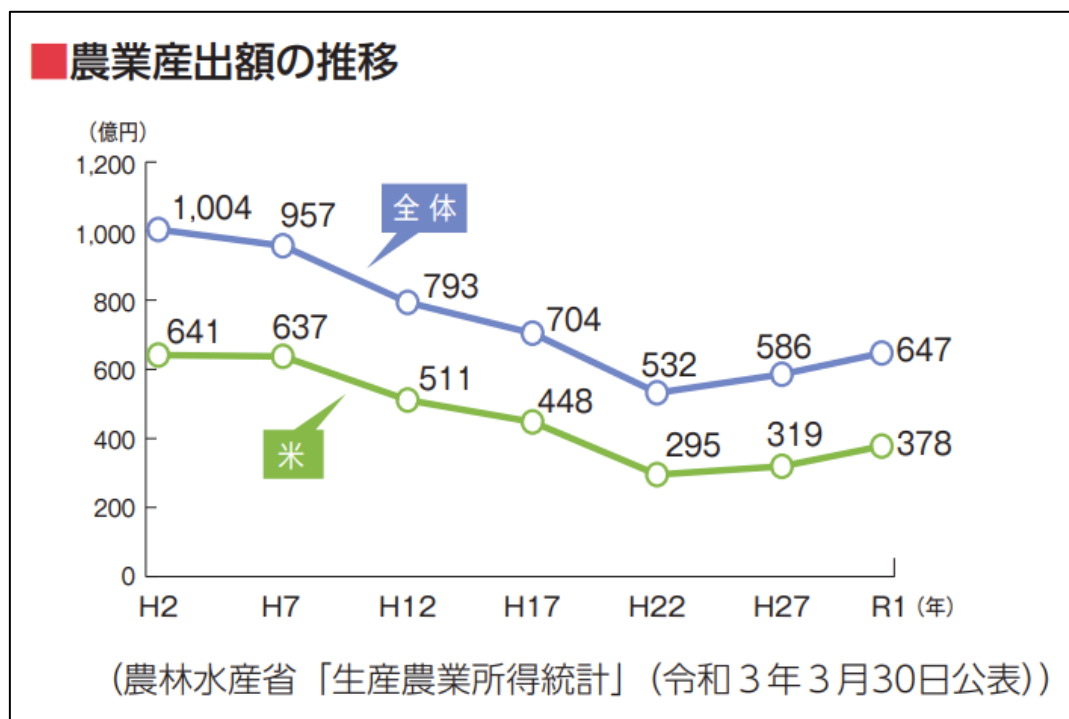
(農林水産省「耕地面積調査」)

(出典：令和4年度（2022年度）しがの農林水産業)

豊かな自然の恵みを受けて、近江米をはじめ多彩な農産物が生産されており、全国平均と比べ、米の算出割合が高くなっている。

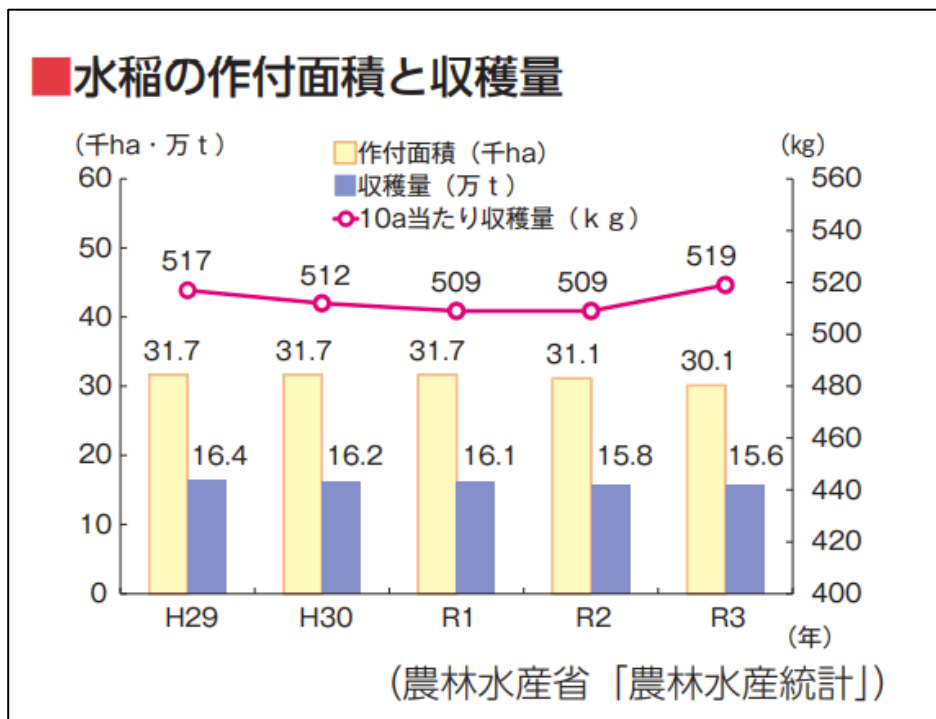


(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)

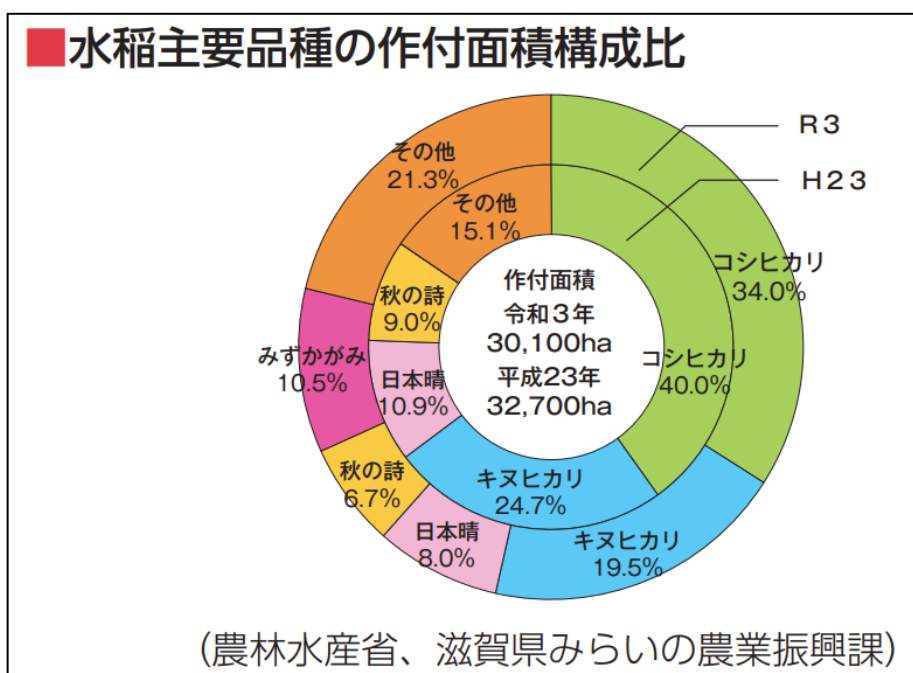


(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)

地形や気候が稲作に適していることから、水田で米を中心とした農業生産が行われている。「みずかがみ」「秋の詩(うた)」「滋賀羽二重糯(もち)」などの県育成品種や、「コシヒカリ」「キヌヒカリ」などが農薬や化学肥料を少なくするなどして琵琶湖の環境に配慮しながら栽培されている。

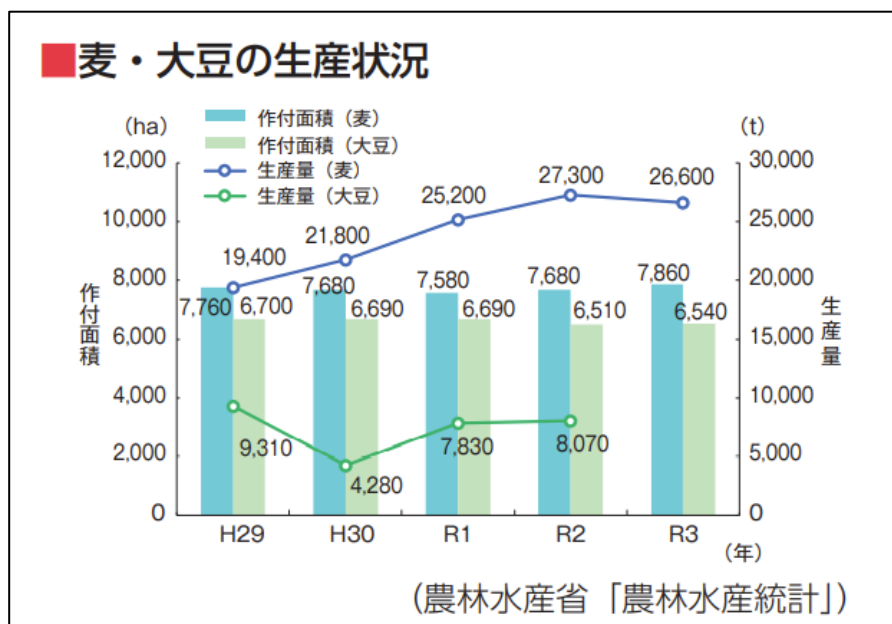


(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)



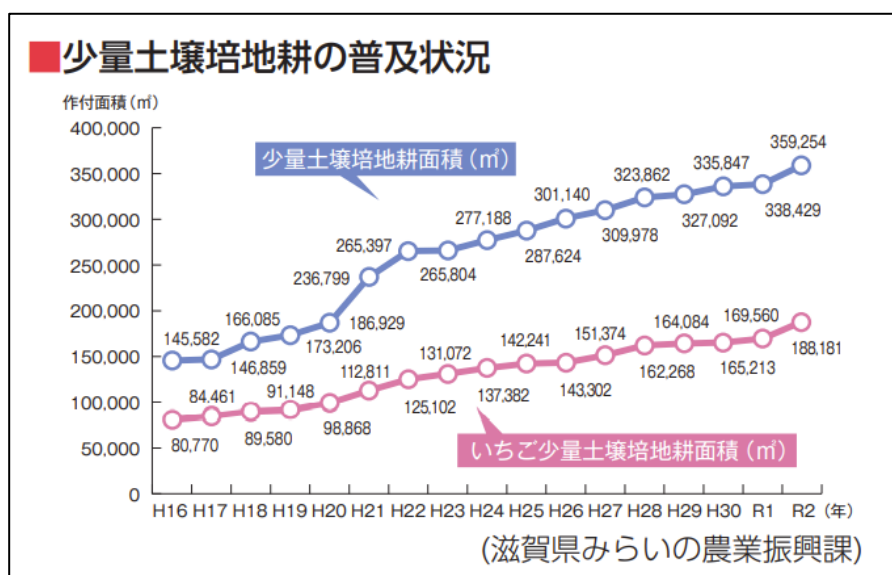
(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)

麦は水稲に次ぐ中心的な作物であり、大豆は国産の需要が高く滋賀県では多くが麦のあとに作付されている。



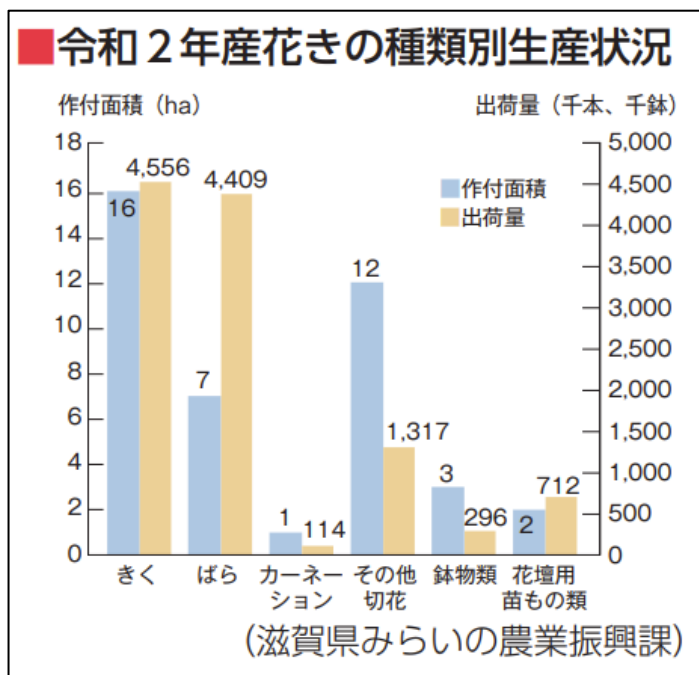
(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)

露地では、キャベツ、はくさい、かぶ類など、ビニールハウス等の施設では、こまつな、ほうれんそう、トマト、きゅうり、いちごなどが栽培され、果菜類では「少量土壌培地耕(土壌を培地として用いる滋賀県独自の養液栽培システム)」による栽培が増えている。



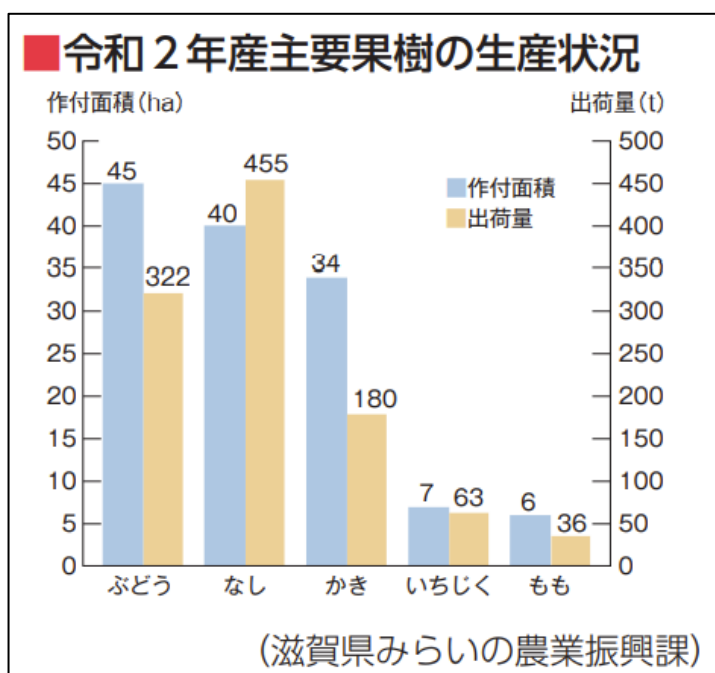
(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)

ばら、輪ぎく、ストレリチア、洋ラン等の施設栽培や露地の小ぎくなどが栽培され、近年は短茎小ぎくやユーカリなどの生産が増えている。



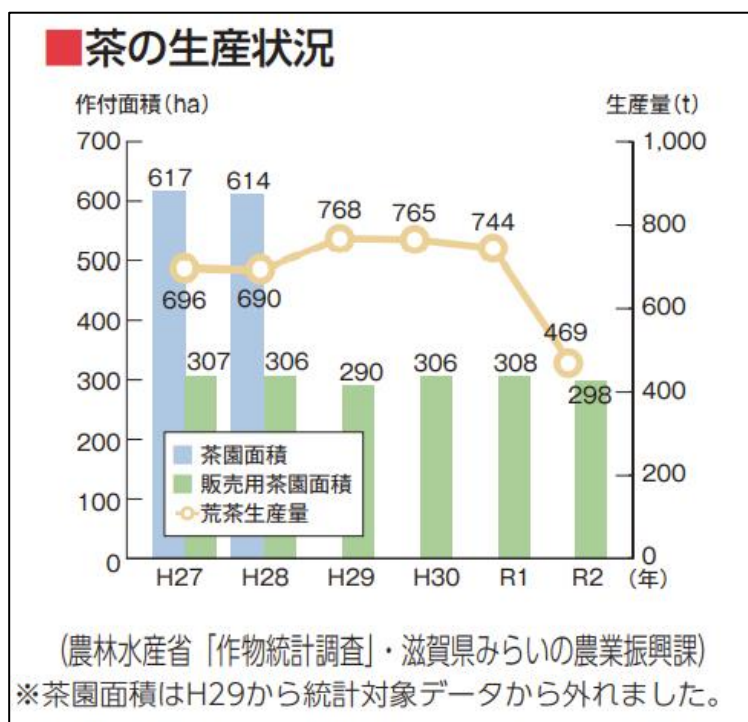
(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)

なしやぶどうなどが栽培されており、近年ではいちじくが増えており、産地直売や観光果樹園など、地域の立地条件を生かした特色ある経営が行われている。



(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)

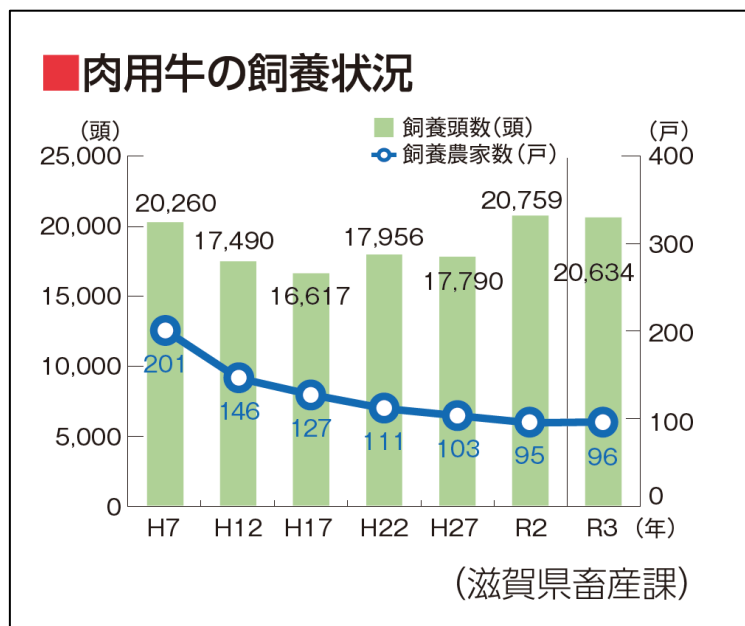
「近江の茶」は、甲賀市を中心に生産されている。



(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)

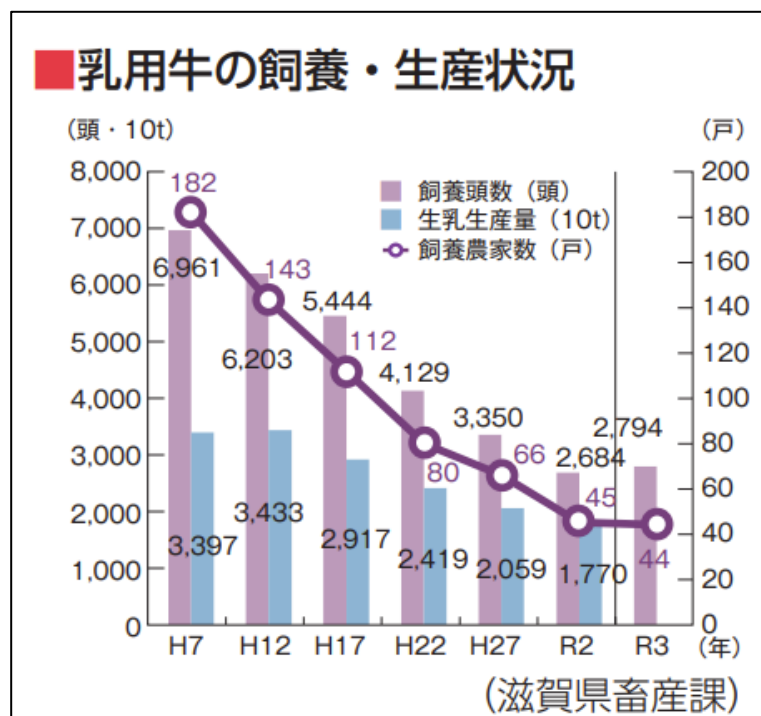
2) 畜産業

近年は滋賀県生まれ・滋賀県育ちの近江牛を生産する繁殖肥育一貫経営の取組を進めている。



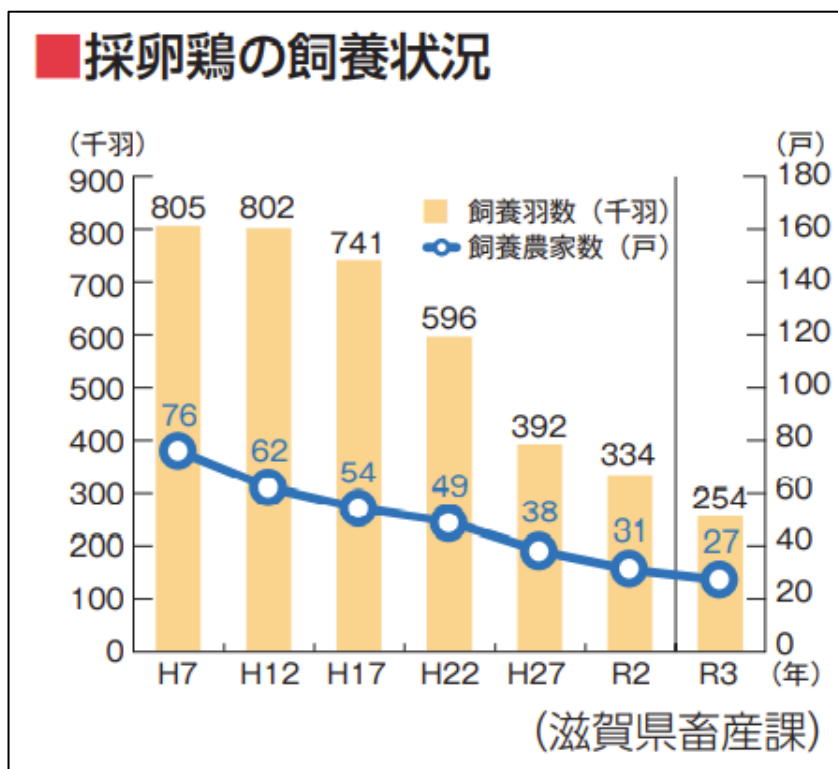
(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)

大消費地である京阪神の都市近郊型の生乳生産地域として位置付けられている。

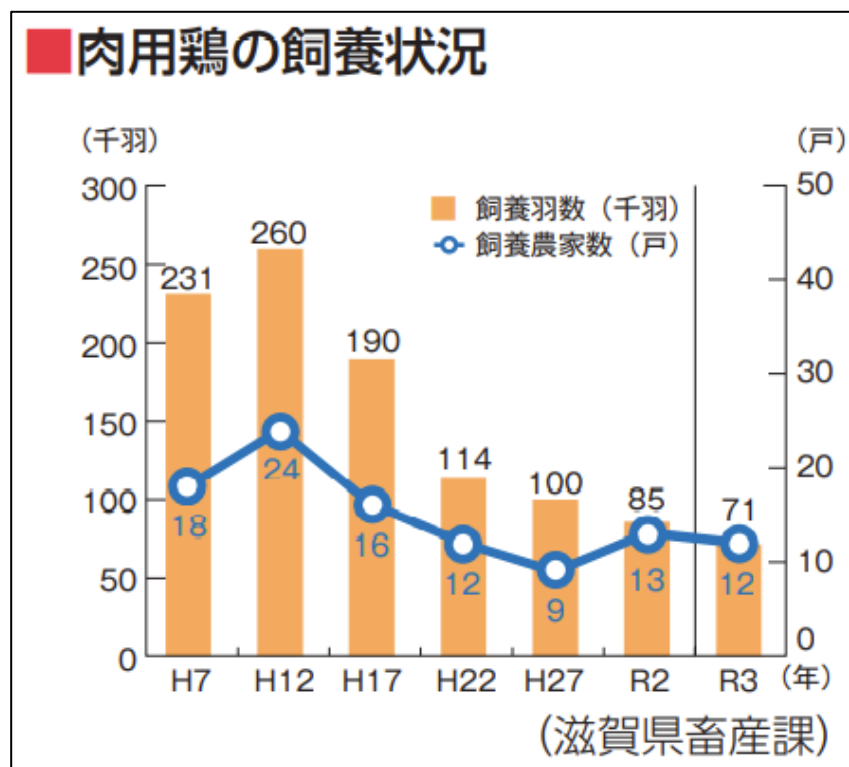


(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)

生産された鶏卵・鶏肉は、主に県内消費されている。

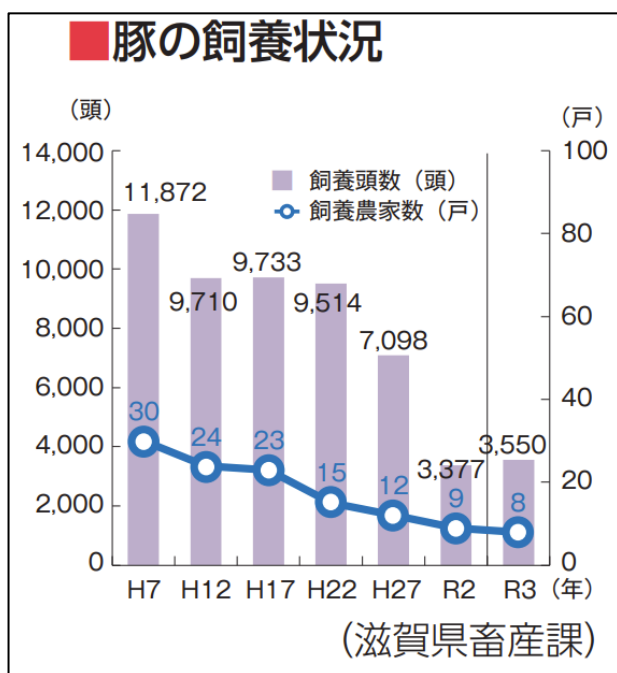


(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)



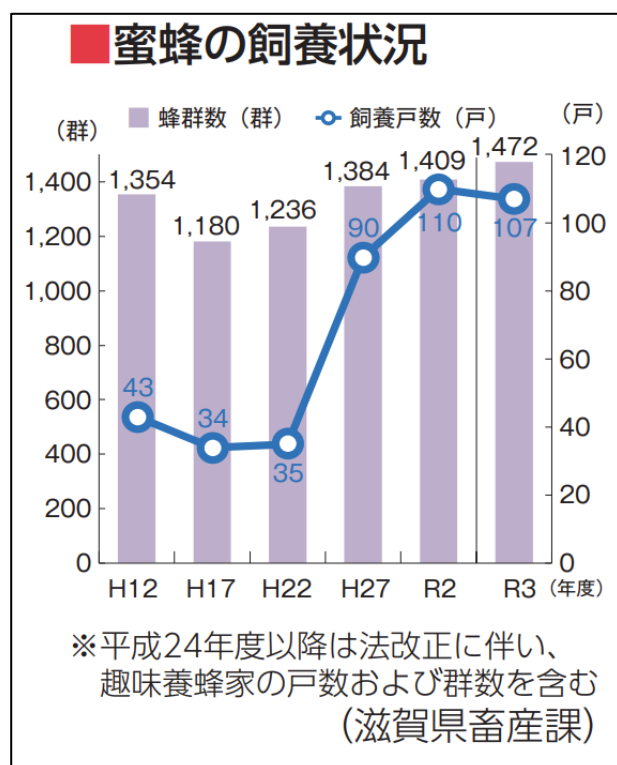
(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)

東近江地域を中心に、肉豚が生産されている。



(出典：令和4年度（2022年度）しがの農林水産業)

セイヨウミツバチを中心に、蜂蜜の生産のほか、園芸作物の受粉交配用に県内全域で飼育されている。



(出典：令和4年度（2022年度）しがの農林水産業)

3) 水産業

琵琶湖には16種類の固有魚類と29種類の固有貝類が生息しており、琵琶湖漁業はこれら固有種の漁獲を中心に発展してきた。琵琶湖漁業は固有種の漁獲を中心に発展し、その独特の漁法は、「日本農業遺産」に認定された「琵琶湖システム」の中心的な営みにも挙げられる。

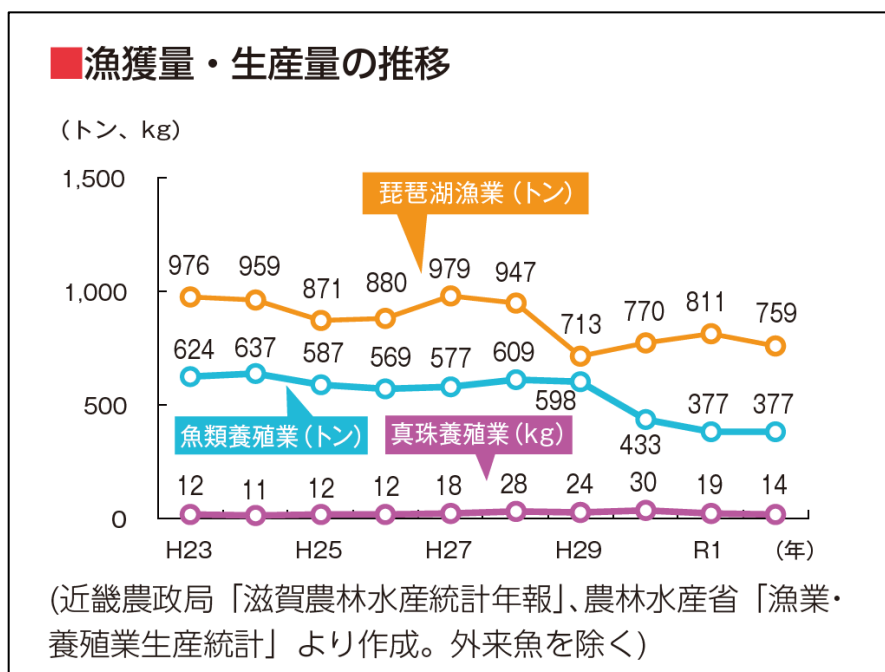


小型定置網（エリ）

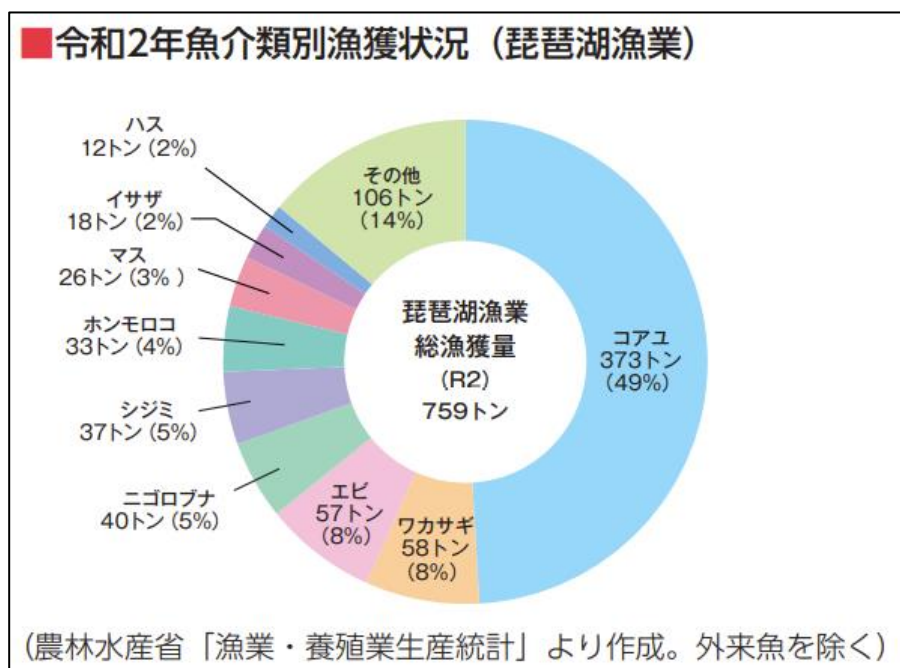
矢印形に網を張り、回遊する魚をツボと呼ばれる部分に誘導して獲る漁法です。

(出典：令和4年度（2022年度）しがの農林水産業)

琵琶湖漁業の漁獲量は、昭和30年頃には1万t前後であったが、魚介類の産卵繁殖環境の悪化や外来魚の繁殖などにより、近年は1,000tを下回る状況が続いている。平成30年、令和元年の総漁獲量は2年連続で増加したが、令和2年はイサザやエビなどが減少したことにより、前年を52t下回る759t（外来魚を除く）に減少している。

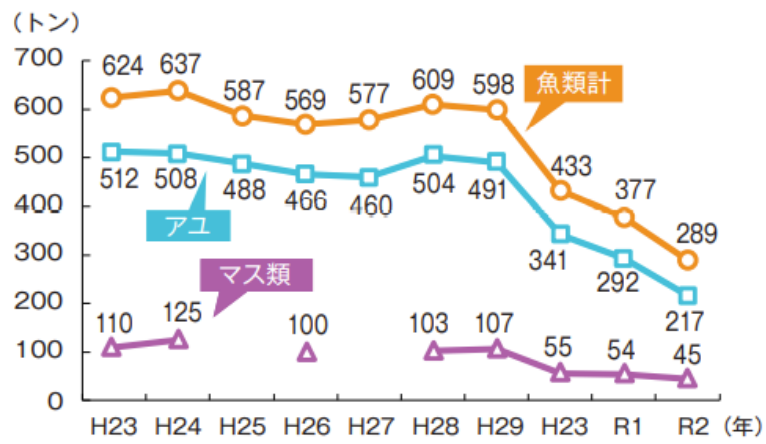


(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)



(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)

■ 魚類養殖(食用)生産量の推移



(平成25、27年度は、ニジマスの調査結果が×となっており数値が不明なため、グラフには示されていません。)

(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)

4) 統計表

各項目別の滋賀県の実数および全国順位等は以下のとおりである。

区 分	単 位	滋 賀 県		全 国	最上位の都道府県		近畿最上位		最下位の都道府県		資 料 名
		実 数	全国順位	平均値	都道府県名	実 数	府県名	実 数	都道府県名	実 数	
I 農 業											
1 農業経営体数	経営体	14 680	34	22 887	茨 城	44 852	兵 庫	38 302	東 京	5 117	2020 年農林業センサス
2 農 家 数											
(1) 総農家数	戸	21 971	37	37 172	長 野	89 786	兵 庫	67 124	東 京	9 567	2020 年農林業センサス
(2) 販売農家数	戸	13 807	36	21 870	茨 城	43 920	兵 庫	37 025	東 京	4 606	〃
(3) 主業農家数（個人経営体）	経営体	1 326	40	4 912	北 海 道	21 910	和 歌 山	5 732	東 京	554	〃
(4) 準主業農家数（個人経営体）	経営体	2 116	29	3 033	新 潟	8 802	兵 庫	5 241	北 海 道	848	〃
(5) 副業的農家数（個人経営体）	経営体	10 394	30	14 127	茨 城	29 546	兵 庫	28 140	東 京	2 311	〃
3 基幹的農業従事者（個人経営体）	人	9 961	43	29 001	北 海 道	70 643	兵 庫	34 591	東 京	7 974	2020 年農林業センサス
4 認定農業者数	経営体	2 620	28	4 975	北 海 道	28 978	和 歌 山	2 641	大 阪	993	認定農業者の認定状況 (令和2年3月末現在)
5 集落営農数	集落 営農	704	6	315	兵 庫	895	兵 庫	895	東 京	-	集落営農実態調査 (令和3年2月1日現在)
うち集落営農法人数	集落 営農	361	3	126	富 山	471	滋 賀	361	東京、大阪、 沖縄	-	集落営農実態調査 (令和3年2月1日現在)
6 収入減少影響緩和交付金加入申請 件数	件	1 293	14	1 451	北 海 道	13 942	滋 賀	1 293	東 京	1	令和3年産収入減少影響緩和交付 金の加入申請状況(令和3年7月31 日現在)
7 耕 地 面 積											
(1) 耕地面積	ha	50 900	28	92 545	北 海 道	1 143 000	兵 庫	72 800	東 京	6 410	令和3年耕地面積(令和3年7月15日 現在)
田	ha	47 100	18	50 335	北 海 道	222 000	兵 庫	66 700	東 京	223	〃
畑	ha	3 830	44	42 193	北 海 道	920 700	和 歌 山	22 300	富 山	2 690	〃
(2) 水田率	%	92.5	2	54.4	富 山	95.3	滋 賀	92.5	沖 縄	2.2	令和3年耕地面積(令和3年7月15日 現在)
(3) 担い手への農地集積率	%	63.2	8	58.0	北 海 道	91.4	滋 賀	63.2	大 阪	11.7	農地中間管理機構の実績等に關す る資料(令和3年6月)
8 水 稲（子実用）											
(1) 作付面積	ha	30 100	17	29 856	新 潟	117 200	兵 庫	35 800	東 京	120	令和3年産水陸稲の収穫量(令和3 年12月8日公表)
(2) 10a 当たり収量	kg	519	19	539	山 形	626	滋 賀	519	沖 縄	319	〃
(3) 収穫量	t	156 200	17	160 909	新 潟	620 000	兵 庫	175 800	東 京	486	〃
9 小 麦											
(1) 作付面積	ha	6 160	5	4 523	北 海 道	122 200	滋 賀	6 160	大 阪	1	令和2年産麦類(子実用)の収穫量 (令和3年3月31日公表)
(2) 10a 当たり収量	kg	339	14	447	愛 知	533	滋 賀	339	和 歌 山	104	〃
(3) 収穫量	t	20 900	7	20 198	北 海 道	629 900	滋 賀	20 900	大阪、 和歌山	2	〃
10 大 豆											
(1) 作付面積	ha	6 510	6	3 078	北 海 道	38 900	滋 賀	6 510	東 京	4	令和2年産豆類(乾燥子実)及びそば(乾 燥子実)の収穫量(令和3年4月9日公表)
(2) 10a 当たり収量	kg	124	17	154	北 海 道	239	滋 賀	124	長 崎	37	〃
(3) 収穫量	t	8 070	6	4 758	北 海 道	93 000	滋 賀	8 070	東 京	7	〃

区 分	単 位	滋 賀 県		全 国	最上位の都道府県		近畿最上位		最下位の都道府県		資 料 名
		実 数	全国順位	平均値	都道府県名	実 数	府県名	実 数	都道府県名	実 数	
11 家畜の飼養頭羽数											
(1) 乳用牛	頭	2 740	40	28 847	北海道	829 900	兵庫	13 000	和歌山	560	畜産統計 (令和3年2月1日現在)
1戸当たり飼養頭数	頭	62.3	24	98.3	三重	181.4	京都	86.0	東京	31.9	"
(2) 肉用牛	頭	20 000	30	55 420	北海道	536 200	兵庫	57 300	東京	630	"
1戸当たり飼養頭数	頭	224.7	2	61.9	北海道	236.2	滋賀	224.7	岩手	23.6	"
(3) 採卵鶏(種鶏を除く成鶏めす)	千羽	239	43	2 994	茨城	14 154	兵庫	4 737	大阪	49	"
1戸当たり成鶏めす羽数	千羽	12.6	43	74.8	青森	197.5	兵庫	103.0	東京、大阪	4.1	"
(4)ブロイラー	千羽	×	-	3 848	宮崎	28 012	兵庫	2 466	5 都府県	-	"
1戸当たり飼養羽数	千羽	×	-	64.7	北海道	565.2	兵庫	49.3	和歌山	13.5	"
12 農業生産額											
(1) 農業産出額	億円	647	40	1 902	北海道	12 558	兵庫	1 509	東京	234	令和元年度生産農業所得統計 (令和3年3月30日現在)
耕種	億円	539	35	1 202	北海道	5 207	和歌山	1 054	東京	215	"
米	億円	378	15	372	新潟	1 501	兵庫	480	東京	1	"
麦類	億円	5	12	16	北海道	327	滋賀	5	8 府県	0	"
豆類	億円	18	6	16	北海道	421	兵庫	21	7 都府県	0	"
野菜	億円	106	42	458	北海道	1 951	兵庫	348	富山	56	"
果実	億円	7	47	179	青森	914	和歌山	740	滋賀	7	"
花き	億円	13	43	69	愛知	545	和歌山	57	福井	4	"
畜産	億円	106	38	688	北海道	7 350	兵庫	569	東京、大阪	19	"
茶	億円	5	14	13	鹿児島	163	京都	35	北海道、大阪	-	"
(2) 生産農業所得	億円	244	38	711	北海道	5 368	兵庫	481	東京	96	"
II 林業											
1 林業経営体数	経営体	306	36	723	北海道	4 565	奈良	652	沖縄	8	2020年農林業センサス
2 素材生産量	千m ³	59	41	423	北海道	2 850	兵庫	264	沖縄	2	令和2年木材統計
III 水産業 (内水面漁業)											
1 漁業経営体数(琵琶湖漁業・養殖業)	経営体	446	…	…	…	…	…	…	…	…	2018年漁業センサス
2 漁獲量(琵琶湖漁業・外来魚除く)	t	759	…	…	…	…	…	…	…	…	令和2年漁業・養殖業生産統計
IV その他 (食料自給率)											
1 食料自給率(カロリーベース)	%	49	20	38	北海道	216	滋賀	49	東京	0	令和元年度都道府県別食料自給率 (概算値)
2 食料自給率(生産額ベース)	%	38	38	66	宮崎	284	和歌山	110	東京	3	"

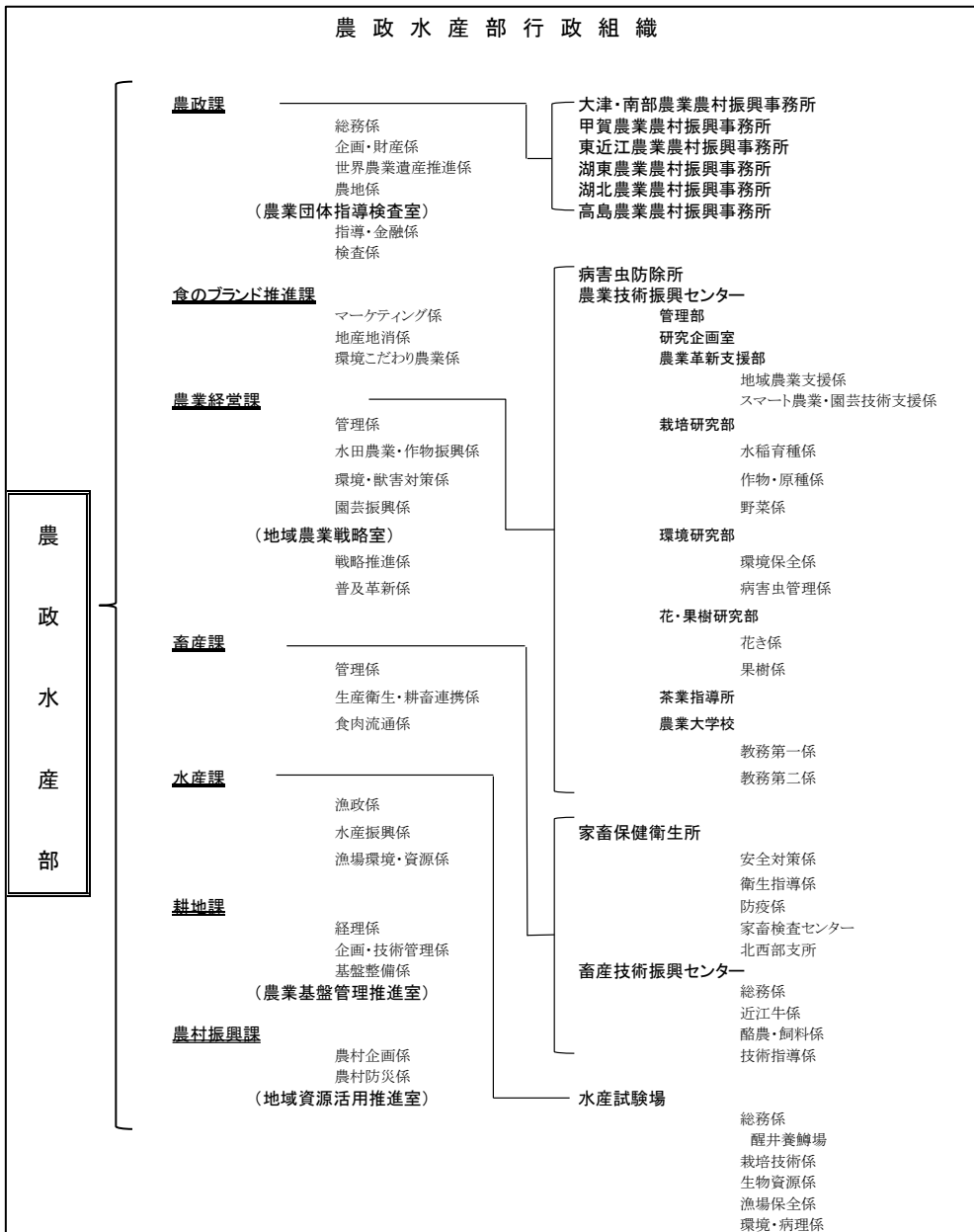
(出典：令和4年度(2022年度)しがの農林水産業)

2. 農政水産部の組織

(1) 組織図

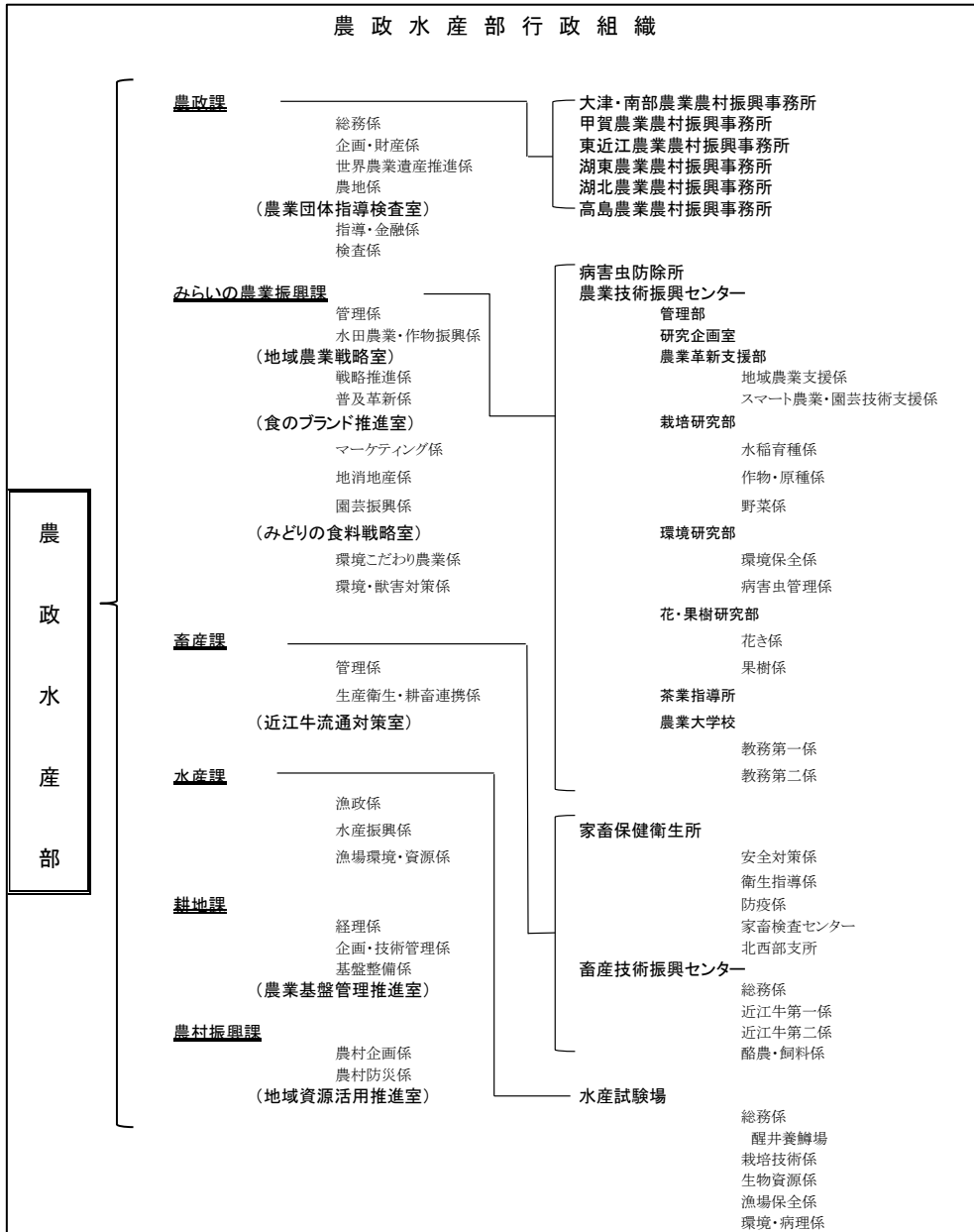
農政水産部の令和4年3月31日および令和4年4月1日現在の組織図は以下のとおりである。監査対象である令和3年度は、食のブランド推進課および農業経営課に区別されていたが、令和4年度からみらいの農業振興課に統一されている。

(令和4年3月31日現在)



(出典：県提出資料)

(令和4年4月1日現在)



(出典：県提出資料)

(2) 事務分掌

令和4年4月1日現在における農政水産部の所管課室の分掌事務は、滋賀県行政組織規則において、以下のとおり規定されている。

名称	分掌事項
農政課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内の連絡調整に関する事。 (2) 課内の庶務に関する事。 (3) 農政水産行政の総合企画および連絡調整に関する事。 (4) 農業農村振興事務所に関する事。 (5) 農政水産関係の長期計画に関する事。 (6) 農政懇話会の運営に関する事。 (7) 農水産業関係被害の取りまとめに関する事。 (8) 遺伝子組換え作物の栽培に関する滋賀県指針に関する事。 (9) バイオマス利活用の推進に関する事。 (10) 農林水産技術会議に関する事。 (11) 世界農業遺産に関する事。 (12) 土地の利用調整(他の部課の所掌に属するものを除く。)および農地転用に関する事。 (13) 農事調停および農地等の訴訟に関する事。 (14) 国有地等の管理および処分に関する事。 (15) 農業委員会ネットワーク機構および農業委員会に関する事。 (16) 行政不服審査法に基づく審査請求に係る裁決に関する事。 (17) その他部内の他の課の所掌に属さない事項
農業団体指導検査室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業協同組合、農業共済組合等の検査に関する事。 (2) 農業協同組合、農業共済組合等の指導監督に関する事。 (3) 農業共済保険審査会に関する事。 (4) 農業金融(他の部課の所掌に属するものを除く。)に関する事。
みらいの農業振興課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 課内の庶務に関する事。 (2) 食品表示(品質事項)の適正化に関する事。 (3) 米の適正な流通の確保に関する事。 (4) 米、麦および大豆の生産計画および奨励に関する事。 (5) 米、麦および大豆の種苗に関する事。 (6) 米の需給調整に関する事。 (7) 経営所得安定対策に関する事。 (8) 農作業安全および農業機械に関する事。 (9) 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録および監督に関する事。 (10) 持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例に関する事。
地域農業戦略室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域農業の発展戦略に関する事。 (2) 地域農業の担い手育成に関する事。 (3) 農業経営基盤強化の推進に関する事。 (4) 農地中間管理事業に関する事。 (5) 経営構造対策に関する事。 (6) 協同農業普及事業に関する事。 (7) 農村の男女共同参画および高齢者対策に関する事。 (8) 農業経営および地域農業の活性化に係る普及指導に関する事。 (9) 農業技術振興センターに関する事。 (10) 農産関係試験研究に関する事。

名称	分掌事項
食のブランド推進室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農水産物のマーケティング戦略の推進に関する事。 (2) 地消地産の推進に関する事。 (3) 農業の6次産業化に関する事。 (4) 地方卸売市場に関する事。 (5) 食育に関する事(他の部課の所掌に属するものを除く。) (6) 野菜、果樹、花き、茶その他特用農産物の生産計画、集出荷計画および奨励に関する事。 (7) 野菜、果樹、花き、茶その他特用農産物の種苗に関する事。 (8) 青果物の価格安定対策に関する事。
みどりの食料戦略室	<ul style="list-style-type: none"> (1) みどりの食料システム戦略の推進に関する事。 (2) 滋賀県環境こだわり農業推進条例の施行に関する事。 (3) 環境こだわり農業の振興に関する事。 (4) 環境こだわり農産物の消費拡大に関する事。 (5) 環境こだわり農業審議会に関する事。 (6) 環境保全型農業直接支払交付金に関する事。 (7) 有機農業の推進に関する法律の施行に関する事。 (8) 農業生産工程の推進に関する事。 (9) 食の安全に関する事(他の部課の所掌に属するものを除く。) (10) 野生獣の農作物被害防止対策に関する事。 (11) 病害虫防除所に関する事。 (12) 農作物の病害虫防除および農業生産環境に関する事。 (13) 農薬に関する事。 (14) 肥料および肥料検査に関する事。 (15) 土壌保全に関する事。 (16) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行に関する事。 (17) 農業排水対策に関する事。
畜産課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 課内の庶務に関する事。 (2) 家畜保健衛生所および畜産技術振興センターに関する事。 (3) 畜産振興の企画調整に関する事。 (4) 畜産経営の改善指導に関する事。 (5) 家畜関係団体に関する事。 (6) 畜産の振興計画に関する事。 (7) 家畜、家きんおよびみつばちの改良振興および流通対策に関する事。 (8) 種畜等の検査に関する事。 (9) 家畜市場および家畜商に関する事。 (10) 家畜人工授精および家畜受精卵移植に関する事。 (11) 飼料の生産振興および流通対策に関する事。 (12) 家畜伝染病の予防その他家畜衛生に関する事。 (13) 獣医事に関する事。 (14) 動物用薬事に関する事。 (15) 畜産環境対策に関する事。
近江牛流通対策室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 近江牛の流通対策に関する事。 (2) 食肉センターに関する事。

名称	分掌事項
水産課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 課内の庶務に関する事。 (2) 水産業協同組合その他水産団体に関する事。 (3) 水産金融に関する事。 (4) 水産試験場に関する事。 (5) 水産業同和対策に関する事。 (6) 漁業の免許および許可に関する事。 (7) 漁場利用および漁業調整に関する事。 (8) 漁業の取締りに関する事。 (9) 漁船に関する事。 (10) 遊漁船業に関する事。 (11) 海区漁業調整委員会および内水面漁場管理委員会に関する事。 (12) 水産業の振興方策に関する事。 (13) 沿岸漁業構造改善に関する事。 (14) 内水面漁業の振興に関する事。 (15) 水産物の流通加工に関する事。 (16) 水産有害生物対策に関する事。 (17) 水産業の改良普及および後継者育成に関する事。 (18) 水産統計に関する事。 (19) 沿岸漁場整備開発に関する事。 (20) 漁場環境保全に関する事。 (21) 水産資源の保護増殖に関する事。 (22) 栽培漁業の推進に関する事。 (23) 水産振興協会に関する事。 (24) 水産施設の整備に関する事。 (25) 漁港の調査および計画に関する事。 (26) 漁港の工事の執行に関する事。 (27) 漁港の指定、変更および廃止に関する事。 (28) 漁港の災害復旧に関する事。 (29) その他水産業に関する事。
耕地課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 課内および農村振興課の庶務に関する事。 (2) 土地改良法の施行に関する事。 (3) 農業農村整備計画の企画および調整に関する事。 (4) 農業農村整備事業の連絡調整に関する事。 (5) 県営農業農村整備事業に関する事(経営体育成基盤整備事業、農道整備事業および中山間地域総合整備事業に関する事に限る。) (6) 農業農村整備事業に係る事業評価に関する事。 (7) 換地処分等の指導に関する事。 (8) 農業農村整備事業に係る工事の設計積算および施工管理の基準に関する事。 (9) 農業農村整備事業に係る歩掛および単価に関する事。 (10) 農業農村整備事業に係る設計積算システムの運用・保守に関する事。 (11) 農業土木技術職員の研修に関する事。 (12) 農村地域地理情報システムの運用・保守に関する事。 (13) 団体営農業農村整備事業に関する事(農業基盤整備促進事業、農地耕作条件改善事業、中山間地域総合整備事業、農用地等集団化事業、農道整備事業および小規模土地改良事業に関する事に限る。) (14) 農業基盤整備資金等に関する事。 (15) 鳥獣害農業被害対策整備事業に関する事。 (16) 土地の利用調整(土地改良事業に係るものに限る。)に関する事。 (17) びわこ流域田園水循環推進事業の執行および指導に関する事(水田反復利用施設事業に関する事を除く。)

名称	分掌事項
農業基盤管理推進室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国営農業農村整備事業の推進および調整に関すること。 (2) 農業水利施設アセットマネジメントの推進および調整に関すること。 (3) 農業用水の水利権の申請および調整に関すること。 (4) 水資源開発基本計画の調整に関すること。 (5) 県営農業農村整備事業に関すること(県営かんがい排水事業に関することに限る。) (6) 団体営農業農村整備事業に関すること(かんがい排水事業および施設管理事業に関することに限る。) (7) 土地改良区の指導監督に関すること。 (8) 土地改良財産に関すること。 (9) 土地改良施設の管理に関すること。 (10) 永源寺ダムに関すること。
農村振興課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農村振興施策の調整に関すること。 (2) 山村振興基本方針の策定および総合調整に関すること。 (3) 県営農業農村整備事業に関すること(農地防災事業、農村振興総合整備事業、再生可能エネルギー施設整備事業および水質保全対策事業に関することに限る。) (4) 団体営農業農村整備事業に関すること(農地防災事業に関することに限る。) (5) 農地農業用施設災害復旧事業に関すること。 (6) 農林水産省所管に係る地すべり等防止法による指定地域の管理および許認可に関すること。 (7) 障害防止対策事業に関すること。 (8) 農山漁村振興交付金に関すること。 (9) 農業農村振興の広報に関すること。 (10) 農業集落排水事業に関すること。 (11) 地域用水機能増進事業に関すること。 (12) 農村環境計画に関すること。 (13) びわこ流域田園水循環推進事業の執行および指導に関すること(水田回復利用施設事業に関することに限る。) (14) 農山漁村再生可能エネルギー法に関すること。 (15) 農村振興計画の策定および総合調整に関すること。 (16) ため池の防災減災計画に関すること。
地域資源活用推進室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に関すること。 (2) 豊かな生き物を育む水田の取組の推進に関すること。 (3) 都市農村交流に関すること。 (4) 中山間地域対策に関すること。 (5) ふるさと・水と土保全対策に関すること。 (6) 棚田地域の総合保全対策に関すること。

(出典：滋賀県行政組織規則)

(3) 農業農村振興事務所

農業農村振興事務所は、滋賀県行政機関設置条例第 14 条の規定により、次のように設置されており、令和 4 年 4 月 1 日現在の人員は以下のとおりである。

名称	位置	所管区域
滋賀県大津・南部農業農村振興事務所	草津市	大津市、草津市、守山市、栗東市および野洲市
滋賀県甲賀農業農村振興事務所	甲賀市	甲賀市および湖南市
滋賀県東近江市農業農村振興事務所	東近江市	近江八幡市、東近江市および蒲生郡
滋賀県湖東農業農村振興事務所	彦根市	彦根市、愛知郡および犬上郡
滋賀県湖北農業農村振興事務所	長浜市	長浜市および米原市
滋賀県高島農業農村振興事務所	高島市	高島市

(出典：県提出資料)

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所	： 4 6 名
滋賀県甲賀農業農村振興事務所	： 3 3 名
滋賀県東近江農業農村振興事務所	： 6 8 名
滋賀県湖東農業農村振興事務所	： 3 5 名
滋賀県湖北農業農村振興事務所	： 4 1 名
滋賀県高島農業農村振興事務所	： 2 6 名

(出典：県提出資料)

具体的な活躍内容は滋賀県行政組織規則第 9 条により、次のとおり定められている。

(農産普及課)
(1) 地域農業の振興対策に関すること。
(2) 環境こだわり農産物の生産振興および認証に関すること。
(3) 環境保全型農業直接支払交付金に関すること。
(4) 持続性の高い農業生産方式の導入計画の認定に関すること。
(5) 経営構造対策および生産振興総合対策に関すること。
(6) 水田農業経営確立対策に関すること。
(7) 農地流動化推進対策に関すること。
(8) 農業経営基盤強化対策に関すること。
(9) 農業排水対策に関すること。
(10) 農業協同組合および農業共済組合に関すること。
(11) 農業災害に関すること。
(12) 農地関係の調整に関すること。
(13) 農業制度金融の指導および審査に関すること。
(14) 農作物の生産計画、集出荷計画、生産奨励およびブランド化の推進に関すること。
(15) 主要食糧の集荷および供給に関すること。
(16) 青果物の流通および価格安定対策ならびに地方卸売市場に関すること。
(17) 主要農産物の種苗に関すること。
(18) 農業生産組織等の育成に関すること。

- (19) 農作物の生産環境の改善に関する事。
- (20) バイオマスの利活用および農業廃棄物の適正処理に関する事。
- (21) 普及指導計画の策定に関する事。
- (22) 農業改良助長法第 12 条第 2 項各号に掲げる農業経営および農村生活の改善に係る科学的な知見の集約および情報提供ならびに総合的な普及指導等に関する事。
- (23) 畜産振興計画および経営の改善指導に関する事。
- (24) 畜産環境対策に関する事。
- (25) 家畜、家きんおよびみつばちの改良および生産振興の指導ならびにその総括に関する事。
- (26) 飼料の生産振興の指導に関する事。
- (27) 畜産関係団体(衛生関係団体を除く。)の指導に関する事。
- (28) 沿岸漁業構造改善事業および内水面漁業総合振興対策事業の推進に関する事。

(田園振興課)

- (1) 永源寺ダム管理支所の経理に関する事(東近江農業農村振興事務所に限る。)
- (2) 土地改良法の施行に関する事(団体営事業に係るものに限る。)
- (3) 土地改良区の指導監督に関する事。
- (4) 換地処分に関する事。
- (5) 農業基盤整備資金等の借入審査に関する事。
- (6) 農業水利施設アセットマネジメントの推進および調整に関する事。
- (7) 県営農業農村整備事業および県営災害復旧事業の調査および計画に関する事。
- (8) 県営農業農村整備事業、県営災害復旧事業、受託県営事業等の設計および工事の執行に関する事。
- (9) 団体営農業農村整備事業の調査および指導、団体営災害復旧事業等の工事の出来高およびしゅん工検査ならびに調査および指導に関する事。
- (10) 国営農業農村整備事業の推進および連絡調整に関する事。
- (11) 用地の買収および作物等の補償に関する事。
- (12) 土地改良施設および土地改良財産の調査および管理に関する事。
- (13) 農村環境計画に関する事。
- (14) ふるさと・水と土保全対策に関する事。
- (15) 棚田地域の総合保全対策に関する事。
- (16) 農業用水の水利権の申請および調整に関する事。
- (17) 中山間地域対策に関する事。
- (18) 都市農村交流に関する事。
- (19) 農山漁村活性化整備対策事業の調査および指導に関する事。
- (20) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に関する事。
- (21) みずすまし構想の推進に関する事。
- (22) 豊かな生き物を育む水田の取組の推進に関する事。
- (23) 農業農村整備事業に係る再生可能エネルギーの調整に関する事。
- (24) 鳥獣害防止総合対策事業との調整に関する事。

(出典：県提出資料)

(4) 歳入・歳出の状況

1) 農政水産部

令和3年度の農政水産部における歳入および歳出の科目別の予算・決算額の状況は以下のとおりである。

<歳入(会計:01 一般会計)>

(単位:千円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
7 分担金及 び負担金		1,524,398	1,522,663	1,522,663	-	-
	1 分担金	737,372	736,153	736,153	-	-
	2 負担金	787,026	786,510	786,510	-	-
8 使用料及 び手数料		11,805	11,671	11,671	-	-
	1 使用料	9,520	9,401	9,401	-	-
	2 手数料	2,285	2,270	2,270	-	-
9 国庫支出 金		16,665,680	9,726,581	9,726,581	-	-
	1 国庫負 担金	11,223,808	6,529,900	6,529,900	-	-
	2 国庫補 助金	5,221,789	3,044,178	3,044,178	-	-
	3 委託金	220,083	152,503	152,503	-	-
10 財産収入		288,243	296,123	295,466	-	656
	1 財産運 用収入	2,382	4,142	4,142	-	-
	2 財産売 払収入	285,861	291,981	291,324	-	656
11 寄附金		1,100	1,000	1,000	-	-
	1 寄附金	1,100	1,000	1,000	-	-
12 繰入金		82,129	81,634	81,634	-	-
14 諸収入		743,635	756,427	744,167	-	12,260
	3 貸付金 元利収入	363,056	374,791	362,531	-	12,260
	4 受託事 業収入	26,849	25,953	25,953	-	-
	7 雑入	353,730	355,683	355,683	-	-
計		19,316,990	12,396,102	12,383,185	-	12,916

(出典:滋賀県「令和3年度 滋賀県歳入歳出決算事項別明細書」)

<歳入（会計：16 沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計）> (単位：千円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
1 繰入金		227	10	10	-	-
	1 一般会計 繰入金	227	10	10	-	-
2 繰越金		44,911	44,910	44,910	-	-
	1 繰越金	44,911	44,910	44,910	-	-
3 諸収入		2,435	28,225	2,016	-	26,209
	1 県預金利子	5	0	0	-	-
	2 貸付金元 利収入	2,310	28,025	1,896	-	26,129
	3 雑入	120	199	120	-	79
計		47,573	73,146	46,937	-	26,209

(出典：滋賀県「令和3年度 滋賀県歳入歳出決算事項別明細書」)

<歳出（会計：01 一般会計）> (単位：千円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額
8 農政水 産業費		32,373,348	22,065,153	9,893,935	414,258
	1 農業費	6,009,937	5,069,949	865,995	73,992
	2 畜産業費	3,236,786	2,161,748	843,732	231,305
	3 農地費	21,669,602	13,658,241	7,919,859	91,500
	4 水産業費	1,457,023	1,175,213	264,348	17,460
12 災害復 旧費		54,873	33,451	11,216	10,205
	2 農政水産施設 災害復旧費	54,873	33,451	11,216	10,205
計		32,428,221	22,098,605	9,905,151	424,464

(出典：滋賀県「令和3年度 滋賀県歳入歳出決算事項別明細書」)

<歳出（会計：16 沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計）> (単位：千円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額
1 農政水 産業費		20,310	52	-	20,257
	1 沿岸漁業改善 資金貸付事業費	20,310	52	-	20,257
3 予備費		27,263	-	-	27,263
	1 予備費	27,263	-	-	27,263
計		47,573	52	-	47,520

(出典：滋賀県「令和3年度 滋賀県歳入歳出決算事項別明細書」)

2) 各課の事業別内訳

令和3年度の農政水産部の各所管課の予算・決算額の状況は以下のとおりである。なお、前年度からの繰越額および職員給与費については所管課別に集計せずに、農政水産部の合計額を記載している。

<歳出(会計:01 一般会計)>

(単位:千円)

所管課	事業名称	予算現額	決算額
農政課	農業委員会等運営連絡調整費	127,117	126,351
	農政企画調整費	18,914	15,837
	基盤強化事業費	14,766	12,011
	その他	15,086	12,986
	小計	175,883	167,187
みらいの農業 振興課	環境こだわり農業推進事業費	455,220	448,426
	しがの担い手育成総合事業費	177,515	169,047
	産地競争力の強化対策費	1,350,155	484,140
	その他	1,106,515	1,078,474
	小計	3,089,405	2,180,088
畜産課	肉用牛振興対策費	188,698	170,822
	食肉流通機構整備推進費	614,764	613,777
	畜産収益力強化対策事業費	844,092	156
	その他	292,004	281,507
	小計	1,939,558	1,066,262
水産課	水産基盤整備事業費	376,305	140,433
	多様で豊かな湖づくり推進事業費	67,425	66,940
	琵琶湖漁業再生	39,428	39,359
	その他	318,390	287,640
	小計	801,548	534,372
耕地課 ・農村振興課	県営かんがい排水事業費	4,035,114	921,090
	県営農地防災事業費	2,116,485	511,094
	団体営土地改良事業費	1,492,674	833,587
	その他	5,748,803	3,330,665
	小計	13,393,076	5,596,437
前年度からの繰越額		8,456,876	7,991,028
職員給与費		4,571,875	4,563,234
合計		32,428,221	22,098,605

(出典:各課提出資料)

<歳出(会計:16 沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計)>

(単位:千円)

担当課	事業名称	予算現額	決算額
水産課	経営等改善資金貸付金	9,000	-
	生活改善資金貸付金	1,500	-
	青年漁業者等養成確保資金貸付金	9,500	-
	貸付事務費	310	53
	予備費	27,263	-
	合計	47,573	53

(出典:各課提出資料)

3. 農業・水産行政に関する計画

(1) 全体像

1) 基本理念

滋賀県農業・水産業基本計画（以下、基本計画）は、「滋賀県基本構想」（平成31年(2019年)3月）を上位計画とし、10年後（2030年）の本県農業・水産業が目指す姿を描き、その実現に向かって生産者をはじめとする県民、市町・関係機関等と県とが基本理念である「県民みんなで創る滋賀の『食と農』を通じた『幸せ』」を共有し、一緒に取組を進めていくための基本的な方向を示す指針となるものである。また、計画に基づく取組を進めることにより、SDGsの目標達成に貢献するとともに、「琵琶湖システム」を保全し、その価値や魅力を一層高めることを目指している。

2) 計画期間

社会や経済情勢の変化や政策を進めるうえでの不確実性等を考慮して、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間としている。

(2) 政策の方向性

1) 目指すべき 2030 年の姿

県は基本理念を念頭に置き、滋賀の農業・水産業が目指す 10 年後(2030 年)の姿を「農業・水産業と関わる『人のすそ野』を拡大する」を共通視点として、その上に「経済活動として農業・水産業の競争力を高める」、「豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐ」、「琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応する」の、合わせて 4 つの視点から描いている。各視点の詳細な内容は以下のとおりである。



(出典：滋賀県農業・水産業基本計画)

2) 共通視点「人」

基本理念に掲げる「食と農」を通じた「幸せ」は、立場の異なる多様な人が「食と農」を通じてつながる中で生まれ、私たちに届けられている。つまり、この「幸せ」は、それぞれの立場から「食と農」に関わり、支える人の存在が必要不可欠である。

そのため、「経済」・「社会」・「環境」の各視点に共通する視点として、農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大することが必要である。

そこで、新たに農業・水産業に従事する者と本県農業・水産業を支える多様な人材が増えるとともに、子どもから大人の全ての世代が、滋賀の農業・水産業を学び・知り、購入・消費し、さらに交流体験する人が増える、そのような「人のすそ野」が拡大している姿を目指している。

3) 視点「経済」

農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大し、経済活動として農業水産業が持続的に発展する力(競争力)が高まっている姿を目指している。

農業者・漁業者には農畜水産物を育て、採る「幸せ」がある。しかし、農業者・漁業者が営みを続けていくためには、育て、採る「幸せ」だけでなく、そのことで十分な収入を確保できる「幸せ」が必要である。そこで、農業者・漁業者が、消費者等に優先的・継続的に選択され、ほかの人にも勧めたくなるような品質の高い農畜水産物を安定的に供給するため、経営力の向上に取り組んでいく。

4) 視点「社会」

農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大し、農山漁村の持つ多面的機能の維持・向上に向けて活動する多くの人を育て、豊かな資源を持つ農山漁村が次世代に引き継がれている姿を目指している。

農山漁村は、農畜水産物の生産だけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、とりわけ滋賀の農山漁村は、琵琶湖を中心とした農業水産業の営みの中で独自の食文化・伝統文化を育んできた。

農業水利施設や農地等の地域資源は、多面的機能の維持・向上や食文化伝統文化の継承、持続的・安定的な農業生産のために欠かせず、これらの資源を保全し、農山漁村を健全な姿で次世代に引き継ぐことが必要である。

その実現に向け、農業水利施設等の計画的な保全更新や、農地の整備、管理の省力化とともに、水路の泥上げや農道補修等の人の活動に支えられた地域資源の保全管理を推進していく。

5) 視点「環境」

農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大し、農業者・漁業者等の経済活動と両立した琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応している姿を目指している。「人々の暮らしを映す鏡」と言われるように、琵琶湖と農業・水産業との関わりは極めて密接であり、「日本農業遺産」に認定された「琵琶湖システム」は、農業と漁業が相互に作用しながら 1000 年以上にわたって受け継がれてきた循環型のシステムで、その中で県民みんなは琵琶湖の恵みによる「幸せ」を持続的に享受してきた。

将来にわたり、農業の営みと琵琶湖を取り巻く環境の保全を両立させるためには、農業者は環境こだわり農業の継続や農業濁水の流出防止、農業系廃プラスチックの排出抑制等、琵琶湖等の環境の保全に配慮した農業に取り組むことが必要である。一方、漁業者は、琵琶湖の水産資源を回復させるために、魚介類の種苗放流や資源管理型漁業を推進するとともに、産卵繁殖や生息環境の改善、外来魚等有害生物の駆除等の漁場環境改善に取り組むことが必要である。

6) 成果指標一覧

基本計画では、具体的な目標値を掲げ、その達成状況の把握や施策の評価等を年度ごとに行い、進行状況の管理を行うとともに、その結果を公表する方針としている。

目指す姿	成果指標項目	指標の説明	目標値 (令和7年度)
【人・1】 新規就農者・新規漁業就業者等を確保する	新規就農者数 【経済・1に再掲】	県内で新規に自営就農した者または農業法人等へ就職就農した者の数	575人 (R3~7の累計)
	農大オープンキャンパスや出前講座等に参加する高校生・大学生の人数 【人・2に再掲】	県および（公財）滋賀県農林漁業担い手育成基金が学校と連携して実施する、農大オープンキャンパスや出前講座等に参加する高校および大学生数	400人
	農業委員に占める女性の割合 【経済・1に再掲】	県内各市町農業委員の総数に占める女性の割合	30%
	新規漁業就業者数 【経済・1に再掲】	県内で新規に漁業に就業した人数	10人
【人・2】 滋賀の農業・水産業のファンを拡大する	農大オープンキャンパスや出前講座等に参加する高校生・大学生の人数 【人・1から再掲】	県および（公財）滋賀県農林漁業担い手育成基金が学校と連携して実施する、農大オープンキャンパスや出前講座等に参加する高校および大学生数	400人
	学校給食での湖魚の年間使用回数	学校給食で湖魚が出された年間平均回数（市町毎の回数の平均）	10回
	滋賀の食材を発信するSNSサイトのフォロワー数	滋賀県の食材を発信するSNS（フェイスブックおよびInstagram）のフォロワー数の合計	累計 10,000人
	棚田ボランティアの年間参加延べ人数 【社会・2から再掲】	棚田ボランティア年間参加者数の延べ人数	490人
	琵琶湖の水産物を食べた人の割合	年に1回以上琵琶湖の魚介類を食べた人の割合	85%
【人・3】 県産農畜水産物を積極的に取り扱う食品関連事業者を増やす	「おいしがうれしが」キャンペーン登録事業者数（生産者を除く）	「おいしがうれしが」キャンペーンの推進店（飲食店、小売店等）および生産者を除くサポーター（加工・流通事業者等）の登録事業者数	累計 1,250事業者
	琵琶湖八珍マイスター登録件数 【経済・5に再掲】	琵琶湖八珍マイスターの登録件数	累計 300店舗
【人・4】 農業・農作業	しがの農×福ネットワーク会員数	「しがの農×福ネットワーク」参加者数	累計 100者

目指す姿	成果指標項目	指標の説明	目標値 (令和7年度)
の持つ多面的機能を活かした共生社会をつくる	農業と福祉の連携による新たな取組件数	農業者と福祉事業者等による新たな取組件数	累計 100件
【経済・1】 農業・水産業をより魅力ある職業にする	新規就農者数 【人・1から再掲】	県内で新規に自営就農した者または農業法人等へ就職就農した者の数	575人 (R3～7の累計)
	新規就農者の3年後の定着率(直近3年平均)	県内で新規に自営就農または農業法人等へ就職就農した者のうち、3年後も継続して農業に従事している者の割合	83% (R5～7)
	農業委員に占める女性の割合 【人・1から再掲】	県内各市町農業委員の総数に占める女性の割合	30%
	農地集積を目標としたほ場整備(面工事)に新たに着手する面積 【社会・1から再掲】	県営経営体育成基盤整備事業等に取り組む面積	累計 516ha
	国際水準 GAP の認証取得数	国際水準 GAP (JGAP、ASIAGAP、GLOBALG. A. P.) の認証を取得した件数	累計 40件
	新規漁業就業者数 【人・1から再掲】	県内で新規に漁業に就業した人数	10人 (R3～7の累計)
【経済・2】 需要の変化への確かな対応と新たな需要の開拓や販路拡大に向け、農地・農業技術等をフル活用する	園芸特産品目の産出額(野菜・果樹・花き・茶)	野菜、果樹、花き、茶の産出額の合計	165億円 (R6)
	全国の主食用米需要量に占める近江米のシェア(直近3年平均)	米の需要減少に伴う産地間競争が激しくなる中において、近江米を支持し、購入される数量の割合を表す指標	2.19% (R4～6)
	新たな需要を切り拓くとともに、気候変動に適応する水稻新品種の育成数 【環境・3に再掲】	本県が育成した新品種の数	1品種
	麦の単収(4麦)	自給率の向上が求められる麦について、その生産性の高さを表す指標	360 kg/10a
	大豆の単収	自給率の向上が求められる大豆について、その生産性の高さを表す指標	200 kg/10a
	食味ランキングでの「特A」取得品種数(コシヒカリ、みずかがみ)	日本穀物検定協会(第三者)による食味評価(認証)を得ることができる指標	2品種
【経済・3】 近江牛をはじめとした畜産物を持続可能な形で安定生産する	和牛子牛の生産頭数	県内で生まれた黒毛和種の頭数	1,960頭
	家畜ふん堆肥の耕種農家の年間利用量 【環境・1に再掲】	耕種農家が土づくり対策のために、1年間に利用する家畜ふん堆肥の量	85千トン

目指す姿	成果指標項目	指標の説明	目標値 (令和7年度)
【経済・4】 儲かる漁業を実現し、琵琶湖漁業を継続する	琵琶湖の漁獲量 (外来魚除く)	外来魚を除く琵琶湖の漁獲量	900トン (R6)
【経済・5】 近江米、近江牛、近江の野菜、近江の茶、湖魚などの「滋賀の幸」のブランド力を高め、消費を拡大する	「おいしがうれしが」キャンペーン登録店舗数 (首都圏)	首都圏における「おいしがうれしが」キャンペーン推進店の登録店舗数	累計 135店舗
	オーガニック農業(水稻)取組面積	県内の主食用水稻作付面積に占めるオーガニック農業(水稻)の取組面積の割合	345ha
	近江牛の飼養頭数	県内で飼養されている黒毛和種の肥育牛頭数	16,300頭
	琵琶湖八珍マイスター登録件数 【人・3から再掲】	琵琶湖八珍マイスターの登録件数	累計 300店舗
【社会・1】 農業水利施設や農地などの農業生産の基礎的な資源を次世代に引き継ぐ	農業水利施設の保全更新により用水の安定供給を確保する農地面積	農業水利施設アセットマネジメント中長期計画に基づき、保全更新対策により農業用水の安定供給を図る農地面積をカウント(H30を基準に実施地区を累積)	累計 36,697ha
	農地集積を目標としたほ場整備(面工事)に新たに着手する面積 【経済・1に再掲】	県営経営体育成基盤整備事業等に取り組む面積	516ha 累計
【社会・2】 集落の力と多様な主体との連携・協働により農山漁村の持つ多面的価値を次世代に引き継ぐ	棚田ボランティアの年間参加延べ人数 【人・2に再掲】	棚田ボランティア年間参加者数の延べ人数	490人
	世代をつなぐ農村まると保全向上対策での広域化組織による取組面積割合	世代をつなぐ農村まると保全向上対策の取組対象となっている農振農用地面積のうち広域化組織により農地維持保全活動に取り組まれている農地面積率(カバー率)	60%
	農山村の活性化に向けた多様な主体との協働活動実施地区数	中山間地域の活性化に向け集落等と大学や企業など多様な主体と連携した活動を行う地区	累計 33地区
	主な野生獣による農作物被害金額 【環境・1に再掲】	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカによる農作物被害金額	100百万円以下
	ふなずし講習会参加者数	県内で開催された漁業団体等によるふなずし漬け講習会に参加した人数	850人
【環境・1】 農業の営みと琵琶湖を中心	環境こだわり米の作付面積割合	県内の主食用水稻作付面積に占める環境こだわり米の作付面積の割合(生産計画認定面積)	50%

目指す姿	成果指標項目	指標の説明	目標値 (令和7年度)
とする環境の 保全を両立す る	水稲栽培におけるプラスチックを利用しない緩効性肥料の施用面積	水稲栽培におけるプラスチック被膜殻が発生しない被覆肥料等の普及面積	2,000ha
	家畜ふん堆肥の耕種農家の年間利用量 【経済・3から再掲】	耕種農家が土づくり対策のために、1年間に利用する家畜ふん堆肥の量	85千トン
	循環かんがい施設の排水集水農地面積および水管理施設の更新整備を実施した受益農地面積	循環かんがいに取り組んでいる施設の排水集水面積、および適正な配水管理を行うために更新整備された水管理施設の受益農地面積	累計 2,980ha
	主な野生獣による農作物被害金額 【社会・2から再掲】	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカによる農作物被害金額	100百万円 以下
【環境・2】 琵琶湖を中心とする環境の 保全再生を進め、健全な循環のもと水産資源を回復させる	冬季ニゴロブナ当歳魚資源尾数	標識放流で推定した冬季の当歳魚の生息尾数	700万尾
	外来魚生息量	オオクチバス、ブルーギルを合わせた推定生息量	300トン (R7年度末)
【環境・3】 気候変動による自然災害等のリスクに対応する	滋賀県産米（うるち玄米）の1等米比率	米の外観品質の良否を示す指標	全国平均 以上
	新たな需要を切り拓くとともに、気候変動に適応する水稲新品種の育成数 【経済・2から再掲】	本県が育成した新品種の数	1品種
	特定家畜伝染病の発生件数	特定家畜伝染病（豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等）の発生件数	発生なし
	9月生まれのアユ仔魚の最低必要数	琵琶湖漁業にとって最重要であるアユの最も需要が高い12月の漁獲量に寄与する9月生まれのアユ仔魚数	27億尾
	洪水調節機能強化に向けた取組を実施する農業用ダム数	淀川水系治水協定に基づく洪水調節機能強化に向けた取組を実施する農業用ダム数。	4ダム
	防災重点ため池に係る劣化・地震・豪雨評価の実施割合	劣化評価、地震評価、豪雨評価の実施個所数の評価時点の防災重点ため池数における割合	90%

(出典：滋賀県農業・水産業基本計画)

(3) 政策の推進方法

1) 分野別計画等による推進方法

県や関係機関等との連携により策定する以下の分野別計画等の中で、より具体的な県の取組を示し、効果的に施策を推進する。

区分	分野別計画等
農業の担い手	滋賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
農業生産	近江米生産・流通ビジョン
	近江の野菜生産振興指針
	花き生産振興方針
	滋賀県果樹農業振興計画
	「近江の茶」生産振興方針
	滋賀県都市農業振興計画
	滋賀県農業振興地域整備基本方針
畜産	滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画
	「近江牛」ブランド振興基本方針
	滋賀県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画
生産基盤	滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画
消費・流通	しがの農畜水産物マーケティング戦略
環境	滋賀県環境こだわり農業推進基本計画
	みらいを創るしがの農林水産業気候変動対策実行計画
水産業	水産動物の種苗の生産および放流ならびに水産動物の育成に関する基本計画
	滋賀県内水面漁業振興計画
	滋賀県淡水真珠振興計画
農村の資源	滋賀県ため池中長期整備計画
	滋賀県棚田地域振興計画

(出典：滋賀県農業・水産業基本計画)

2) 進行管理

基本計画では具体的な数値目標に関して、その達成状況の把握や施策の評価等を年度ごとに行い、進行状況の管理を行うとともに、その結果を公表する。

第3. 監査結果

1. 農政課

農政課における令和3年度における事業予算額、決算額の一覧は以下のとおりである。今回の包括外部監査では、各事業で予算額の金額的重要性が高い事業を対象として、関連資料を閲覧した。

(単位：千円)

事業	予算現額	決算額	関連資料 閲覧対象
農業委員会等運営連絡調整費	127,117	126,351	○
農政企画調整費	18,914	15,837	○
基盤強化事業費	14,766	12,011	○
農地関係事務費	6,230	5,909	○
検査費	3,188	2,899	○
日本政策金融公庫資金利子補給等事業費	1,490	1,272	○
活動推進費	1,241	1,072	○
農業近代化資金利子補給等事業費	1,080	845	○
就農支援資金貸付等事業費	734	580	
指導監督費	327	121	
技術会議費	498	200	
指導費	260	74	
農業振興地域整備促進費	38	10	
合計	175,883	167,187	

(出典：農政課作成資料を監査人が加工)

(1) 滋賀県農業・水産業基本計画

1) 農業の主要指標に対する数値目標の設定（意見）

基本計画では、基本理念として「県民みんなで創る滋賀の『食と農』を通じた『幸せ』」を定め、政策の方向性として「農業と水産業と関わる「人のすそ野」を拡大するという「共通視点『人』」を持った上で、次の3つの視点から政策の方向性を定めている。

【3つの視点（4つの視点のうち共通視点を除く）】

- ・視点「経済」経済活動としての農業・水産業の競争力を高める
- ・視点「社会」豊かな資源を持つ農村漁村を次世代に引き継ぐ
- ・視点「環境」琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応する

また、各々の視点に対応する施策を実施するため、42の成果指標を定めている。

基本計画の策定手続としては、令和元年11月以降5回にわたり滋賀県・水産業基本計画審議会で審議され、令和3年2月5日に知事に答申されたものであり、その後県議会において承認されている。

県の農業の主要指標は、農業に取り組む人の問題としての「農家数・農業従事者数」、農業生産の基礎となる「耕地面積」、そして県の農業活動状況の総括となる「農業産出高」がある。この3つの指標は、県の農業の概要を示している「しがの農林水産業」において最初に記載されている項目である。

基本計画はめざすべき令和12年（2030年）の姿を見据えて上記の4つの視点を策定しているが、具体的に令和12年にどの程度の「農家数・農業従事者数」「耕地面積」「農業産出高」を想定しているのか目標値は記載されていない。これは、42の成果指標が施策との関連性や実績値の把握の容易性に配慮されたことも起因していると思われる。

すなわち、現在の42の成果指標（目標値は令和7年で設定）において、「農家数・農業従事者数」については、「新規就農者数や新規漁業就業者数」が設定されているものの令和12年にどの程度の「農家数・農業従事者数」を目標としているか不明である。「耕地面積」については、「農業水利施設の保全更新により用水の安全供給を確保する農地面積」などの成果指標はあるものの令和12年の「耕地面積」は不明である。また、「農業産出高」については、全県でめざす令和12年の数値目標は設定されていない。

基本計画において、令和 12 年においてめざす県の農業の姿に関して、「農家数・農業従者数」は現状減少傾向にあるが県はどうか判断しているのか、「耕地面積」もこれまで一貫して減少傾向にあるが県は令和 12 年にどの程度の減少を見込んでいるのか、「農業産出高」は平成 22 年以降上昇傾向にはあるが令和 12 年にどの程度の金額を見込んでいるのかについて、県民が令和 12 年の滋賀県の農業をイメージするには必須の項目である。農業の主要指標につき数値目標を決定し県民に開示することを検討されたい。

2) 主要指標に対する数値目標と成果指標との関係（意見）

農業産出高に関連がある成果指標は次のものがある。園芸特産品目の産出高については、目標値が 165 億円（R6）とされているものの、その他の品目については農業産出高の目標値は設定されていない。

目指す姿	No	成果指標項目	目標値 (令和 7 年度)
【経済・2】 需要の変化への確かな対応と新たな需要の開拓や販路拡大に向け、農地・農業技術等をフル活用する	14	園芸特産品目の産出額（野菜・果樹・花き・茶）	165 億円（R6）
	15	全国の主食用米需要量に占める近江米のシェア（直近 3 年平均）	2.19% (R4～6)
	16	新たな需要を切り拓くとともに、気候変動に適応する水稻新品種の育成数	1 品種
	17	麦の単収（4 麦）	360kg/10a
	18	大豆の単収	200kg/10a
	19	食味ランキングでの「特 A」取得品種数（コシヒカリ、みずかがみ）	2 品種

各成果指標については、設定理由があり方向性としては農業産出高の増大に結びつくものとして設定されていると思われる。

品目別に見た場合、滋賀県は米の割合が全体の 60%程度と高いが、成果指標としては、「全国の主食用米需要量に占める近江米のシェア（直近 3 年平均）2.19%」とされているものの、米の産出高の数値目標は設定されていない。この点、県は米の取引価格が外部要因によって左右されやすいため、実施した施策の成果を的確に判断できず、成果指標としては適切ではなく、県産米の価格の維持・向上に向けた施策を講じても需要減による生産面積の減少は必然であり価格向上を図ったとしても、中期的には産出高は減少することが避けられないとのことであった。

しかし、取引価格が外部要因に左右されるのは農作物全般にいえることであり、価格に対する対応も計画に織り込まざるを得ない。むしろ、販売単価の面からブランド化や高付加価値化等により高単価をめざすことも重要な施策である。また、需要減による中長期的な産出高減少の程度を想定することにより、土地改良事業などの適正な事業高も決定できるものと思われるため米の産出高の数値目標を設定する必要があると思われる。

米に関する成果指標としては、「新たな需要を切り拓くとともに、気候変動に適応する水稻新品種の育成数」については成果指標 1 品種とされており、そのこと自体に問題はないが、1 品種の開発がされることによりどの程度需要増大が見込め、そのことが米の産出高にどの程度の影響があるかは見込むべきである。また、同様に「食味ランキングでの『特 A』取得品種数」についても、成果指標としての品種数にとどまらず、どの程度の単価アップが見込め、どの程度の産出高増加に結びつくかを想定しておいた上で施策を実施することが望まれる。

麦や大豆については、単収が成果指標になっているが、想定している生産面積もあるはずであり、乗ずれば目標とする生産高も把握可能である。

現状、前述のとおり県全体の農業産出高の数値目標がないが、農業算出高の目標設定を行う基礎として品目別の農業産出高の数値目標の設定をまず行われたい。その上で、数値目標を達成する手段として、成果指標を設定されたい。

現在設定されている 42 の成果指標は、並列的に取り扱われている。成果指標を定めて施策を実施し、実績管理、分析を行うことにより PDCA サイクルを回すことは有効であるが、主要指標の目標数値との関連において、実行する施策、成果指標がどのような位置づけにあるかを整理し、認識した上で体系を整理し、施策を実施することでより有効に成果指標が活用できると思われるので検討されたい。

3) 所得の実績把握（意見）

基本計画の4つの視点の1つである「経済活動として農業・水産業の競争力を高める」では「十分な収入を確保する」、「儲かる漁業を実現」といった収入に関連する内容が記載されている。

視点「経済」 経済活動として農業・水産業の競争力を高める

私たちは、農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大し、経済活動として農業・水産業が持続的に発展する力(競争力)が高まっている姿を目指します。

農業者・漁業者には農畜水産物を育て、採る「幸せ」があります。しかし、農業者・漁業者が営みを続けていくためには、育て、採る「幸せ」だけでなく、そのことで十分な収入を確保できる「幸せ」が必要です。

そこで、農業者・漁業者が、消費者等に優先的・継続的に選択され、ほかの人にも勧めたくなるような品質の高い農畜水産物を安定的に供給するため、経営力の向上に取り組めます。

(出典：滋賀県農業・水産業基本計画)

また、基本計画の策定にあたり実施された滋賀県農業・水産業基本計画審議会の議事録では「農業を主として十分所得が得られるような考え方も必要」や「所得につきましては、スマート農業等の新しい技術も取り入れながら、生産性の向上を図り、しっかり所得を確保していきたい」などの所得に関する議論がなされており、関心の高さを確認することができる。

この点に関して、定量的な指標の有無を担当課へ確認したところ、基本計画には記載していないが、その関連計画である「滋賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」では以下のとおり、指標としてではないが、取組の方向性として所得水準を明確に記載しているとの回答であった。

3 農業経営基盤の強化の促進に向けた取組方向

(1) 育成すべき農業経営の所得水準および労働時間

- ・農業を職業として魅力とやりがいのあるものとし、産業として振興するため、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、地域における農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。
- ・本県の他産業従事者の労働実態や本県の優良な農業経営の事例をふまえ、効率的かつ安定的な農業経営および新たに農業経営を営もうとする青年等の所得水準および労働時間の目標を以下のとおりとする。

年間総労働時間	主たる従事者 1 人あたり	概ね 2,000 時間	※ 3
年間農業所得	主たる従事者 1 人あたり	概ね 500 万円	
	主たる従事者 2 人の場合（共同申請）	概ね 800 万円	
	集落営農法人	概ね 650 万円	
	新たに農業経営を営もうとする青年等	概ね 250 万円	

（※ 3：経常利益に役員報酬および主たる従事者に支払う賃金を合算した金額）

（出典：滋賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針）

ただし、担当課として、農家の所得の変化については、事業の受益者である全農家の所得を把握するのは困難であることから把握していないとのことであった。つまり進行管理のために毎期、数値目標に対する現時点での実績値を公表する必要がある基本計画の成果指標項目としては記載していないとのことである。

また、漁業においても同様の理由で毎年の所得状況は把握できていなかった。

「十分な収入を確保」できているか否か判断するために、農家の所得状況を把握することは非常に重要であると考えられる。この点について、県は、基本計画の見直しサイクルと農業センサスの公表がともに 5 年周期であり、そのタイミングで基本計画における施策の実効性の確認が可能としている。

しかし、実施している施策が十分な収入を確保できる方向性に向かっているかの確認するためにも、毎期、所得状況を把握することが望ましいと考えられる。この点、水産業においては、漁業法が令和 2 年 12 月に改正されたことに伴い、漁業者に義務付けられている漁獲量の情報および聞き取り調査による魚種別単価に基づき、漁業者の収入額は今後推定できるとのことである。農業においても、まずは、出荷量等の他の情報をもとに収入額の推定から着手し、その後、経費率等も勘案することにより、漁業・農業ともに所得状況を把握する手法を検討し、所得状況の把握に努められたい。

4) 成果指標の整合性（意見）

基本計画では、県の施策の成果や進捗状況を反映する指標として、以下の具体的な成果指標および目標値を掲げている。

目指す姿	No	成果指標項目	目標値 (令和7年度)
【人・1】 新規就農者・新規漁業就業者等を確保する	1	新規就農者数	575人 (R3～7の累計)
	2	農大オープンキャンパスや出前講座等に参加する高校生・大学生の人数	400人
	3	農業委員に占める女性の割合	30%
	4	新規漁業就業者数	10人 (R3～7の累計)
【人・2】 滋賀の農業・水産業のファンを拡大する	5	学校給食での湖魚の年間使用回数	10回
	6	滋賀の食材を発信する SNS サイトのフォロワー数	累計 10,000人
	7	琵琶湖の水産物を食べた人の割合	85%
【人・3】 県産農畜水産物を積極的に取り扱う食品関連事業者を増やす	8	「おいしが うれしが」キャンペーン登録事業者数（生産者を除く）	累計 1,250事業者
	9	琵琶湖八珍マイスター登録件数	300店舗
【人・4】 農業・農作業の持つ多面的機能を活かした共生社会をつくる	10	しがの農×福ネットワーク会員数	累計100者
	11	農業と福祉の連携による新たな取組件数	累計100件
【経済・1】 農業・水産業をより魅力ある職業にする	12	新規就農者の3年後の定着率（直近3年平均）	83%（R5～7）
	13	国際水準 GAP の認証取得数	累計40件
【経済・2】 需要の変化への確かな対応と新たな需要の開拓や販路拡大に向け、農地・農業技術等をフル活用する	14	園芸特産品目の産出額（野菜・果樹・花き・茶）	165億円（R6）
	15	全国の主食用米需要量に占める近江米のシェア（直近3年平均）	2.19% (R4～6)
	16	新たな需要を切り拓くとともに、気候変動に適応する水稻新品種の育成数	1品種
	17	麦の単収（4麦）	360kg/10a
	18	大豆の単収	200kg/10a
	19	食味ランキングでの「特 A」取得品種数（コシヒカリ、みずかがみ）	2品種
【経済・3】 近江牛をはじめとした畜産物を持続可能な形で安定生産する	20	和牛子牛の生産頭数	1,960頭
	21	家畜ふん堆肥の耕種農家の年間利用量	85千トン
【経済・4】 儲かる漁業を実現し、琵琶湖漁業を継続する	22	琵琶湖の漁獲量（外来魚除く）	900トン (R6)

目指す姿	No	成果指標項目	目標値 (令和7年度)
【経済・5】 近江米、近江牛、近江の野菜、近江の茶、湖魚などの「滋賀の幸」のブランド力を高め、消費を拡大する	23	「おいしが うれしが」キャンペーン登録店舗数（首都圏）	累計 135 店舗
	24	オーガニック農業（水稻）取組面積	345ha
	25	近江牛の飼養頭数	16,300 頭
【社会・1】 農業水利施設や農地などの農業生産の基礎的な資源を次世代に引き継ぐ	26	農業水利施設の保全更新により用水の安定供給を確保する農地面積	累計 36,697ha
	27	農地集積を目標としたほ場整備（面工事）に新たに着手する面積	累計 516ha
【社会・2】 集落の力と多様な主体との連携・協働により農山漁村の持つ多面的価値を次世代に引き継ぐ	28	棚田ボランティアの年間参加延べ人数	490 人
	29	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策での広域化組織による取組面積割合	60%
	30	農山村の活性化に向けた多様な主体との協働活動実施地区数	累計 33 地区
	31	主な野生獣による農作物被害金額	100 百万円 以下
	32	ふなずし講習会参加者数	850 人
【環境・1】 農業の営みと琵琶湖を中心とする環境の保全を両立する	33	環境こだわり米の作付面積割合	50%
	34	水稻栽培におけるプラスチックを利用しない緩効性肥料の施用面積	2,000ha
	35	循環かんがい施設の排水集水農地面積および水管理施設の更新整備を実施した受益農地面積	累計 2,980ha
【環境・2】 琵琶湖を中心とする環境の保全再生を進め、健全な循環のもと水産資源を回復させる	36	冬季ニゴロブナ当歳魚資源尾数	700 万尾
	37	外来魚生息量	300 トン (R7 年度末)
【環境・3】 気候変動による自然災害等のリスクに対応する	38	滋賀県産米（うるち玄米）の1等米比率	全国平均 以上
	39	特定家畜伝染病の発生件数	発生なし
	40	9月生まれのアユ仔魚の最低必要数	27 億尾
	41	洪水調節機能強化に向けた取組を実施する農業用ダム数	4 ダム
	42	防災重点ため池に係る劣化・地震・豪雨評価の実施割合	90%

(出典：滋賀県農業・水産業基本計画)

また、具体的な県の取組を示し、効果的に施策を推進する分野別計画等では、以下の目標値が記載されている。※および番号は、基本計画との同一指標であるものを明示するため、監査人が付したものである。

区分	分野別計画等	成果指標項目
農業の担い手	滋賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> 担い手による農用地の利用が本県農用地に占める割合 (75% (R12年度)) (土地利用型の担い手数) 経営耕地面積 27ha 以上の土地利用型経営体数 330 経営体 集落営農法人数 370 経営体
農業生産	近江米生産・流通ビジョン	※15 全国に占める近江米の需要量シェア：R5年度で近江米の需要量シェア 2.14%
	近江の野菜生産振興指針	(振興目標) <ul style="list-style-type: none"> 野菜の産出額：R7 131 億円 野菜の作付面積 (のべ)：R7 1,600ha (具体的な取組ごとの目標) 露地野菜の作付面積の増加：R7 100ha 主力品目 (秋冬キャベツ、タマネギ) の反収向上 ICT 技術などを活用したスマート農業に取り組む産地数：R7 12産地 県域で推進する品目：R7 5品目 就農希望者に対する技術継承支援体制のある産地数 (産地戦略数)：6産地 本県育成イチゴ品種の栽培面積：R7 2.0ha 環境こだわり農産物 (野菜) の栽培面積：R7 120ha 新たにオーガニック野菜に取り組む生産者数：R7 6人
	花き生産振興方針	<ul style="list-style-type: none"> 花き生産面積の増加：50ha 花きを主業とする経営体の育成：50 花き生産が行われている地域の増加：+30
	滋賀県果樹農業振興計画	<ul style="list-style-type: none"> 販売用果樹栽培面積：245ha 果実出荷量：2,109t 新規園地面積：40ha 産地戦略策定数 (産地)：10 新規栽培者数：100人 認定農業者数：120人 ※14 果樹産出額 (億円)：11 億円 (中間年である R7)
	「近江の茶」生産振興方針	<ul style="list-style-type: none"> 担い手を主体とした産地戦略策定：3 緑茶と異なる香味を持つ茶の生産量：6t オーガニック農業 (茶) 取組面積：40ha 有機 J A S 認証取得面積：10ha
	滋賀県都市農業振興計画	(事業に関する成果指標を目標値としており、当該計画としては明示的には設定していない)
	滋賀県農業振興地域整備基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 令和 12 年における農用地区域内農地面積 49,217ha
畜産	滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画	(令和 12 年度) <ul style="list-style-type: none"> 生乳生産量：19,950t

区分	分野別計画等	成果指標項目
		<ul style="list-style-type: none"> ・乳牛および肉用牛の飼養頭数：肉用牛 24,160 頭など ・飼料の自給率の向上（乳牛）：30% ・飼料の自給率の向上（肉用牛）：20% ・飼料作物の作付延べ面積：800ha ・乳業施設の合理化：稼働率 76%
	「近江牛」ブランド振興基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・満足度、お勧め度ランキング No.1（アンケート調査評価）
	滋賀県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画	<ul style="list-style-type: none"> ・畜排せつ物の処理：ふん尿発生量 300 千トンなど ※21 家畜ふん堆肥の利用状況：111.2 千トン（R12）他人所有ほ場（耕種農家） ・機械・施設整備：合計 291 か所
生産基盤	滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画	（記載なし）
消費・流通	しがの農畜水産物マーケティング戦略	（経営戦略であり、定量的な成果指標は定めていない。しかし、定性的な目標は記載されている）
環境	滋賀県環境こだわり農業推進基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ※33 環境こだわり米の作付面積割合：50%以上 ・（みずかがみ）環境こだわり米作付面積（3,000ha 以上） ・（コシヒカリ）環境こだわり米作付面積（6,000ha 以上） ・野菜で環境こだわり農産物の生産拡大を図る重点推進品目数（3 品目以上） ※24 オーガニック農業（水稻）取組面積（300ha）R4 年度 ・オーガニック農業（茶）取組面積（12ha） ・魚のゆりかご水田取組面積（250ha）
	みらいを創るしがの農林水産業気候変動対策実行計画	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の区画整理に取組む面積（事業採択累積面積）：41800ha ・アセットマネジメント中長期計画に基づいた揚水機設備（水管理制御含む）の実施地区数：14 ・農業集落排水施設の機能強化対策実施地区数：14 ・防災・減災対策の実施地区数（累計）：26 ・長期中干し実施面積：12000ha ・秋耕実施面積：19100ha ・家畜ふん堆肥の耕種農家の年間施用面積：8600ha ・カバークロープ取組面積：800ha ・オーガニック農業取組面積：500ha ・農業分野の緩和策に資する開発技術数：5 技術 ※38 滋賀県産米（うるち玄米）の 1 等米比率：全国平均以上 ※16 新たに育成された中生熟期の水稻品種数：1 品種 ・農業分野の適応策に資する開発技術数：8 技術 ・輸入稲わら量（稲わら県内自給率）：0t=100% ・県内和牛子牛出生頭数：2,040 ・温室効果ガス排出が少ない飼養管理技術取組農家数：5 経営体（肉用牛 3、酪農 2） ・近江しゃもの輸入トウモロコシの給与量：0t ・燃油削減運動に取り組んだ漁船の割合：80% ・資源管理計画（協定）のもと資源管理に取り組む魚種数：5

区分	分野別計画等	成果指標項目
		<ul style="list-style-type: none"> ・改良・効率化または新たに導入しマニュアル化した漁法の件数：3 ・除間伐を必要とする人工林に対する整備割合：90% ・年間再造林面積：50ha（2025年度） ・県産材の素材生産量：153,000 m³ ・県産材を活用する建築設計に関する支援を行った公共建築物数（累計）：30（2025年度） ・木育指導者の数：15人（2025年度） ・エネルギーとして利用される木質バイオマスの量：30,000 絶乾トン（2025年度） ・ライフライン保全整備箇所数：25（2025年度）
水産業	水産動物の種苗の生産および放流ならびに水産動物の育成に関する基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗の放流数量（ニゴロブナ）：1,200万尾など
	滋賀県内水面漁業振興計画	<ul style="list-style-type: none"> ※22 琵琶湖の漁獲量(外来魚除く)(農林水産統計値から)：900トン(R6) ※36 冬季ニゴロブナ当歳魚資源尾数(水産試験場による推定から)：700万尾 ※40 9月生まれのアユ仔魚の最低必要数(水産試験場による推定数等から)：27億尾 ・資源管理計画(協定)のもと資源管理に取り組む魚種数：5種 ※37 外来魚生息量(水産試験場による推定から)：300トン(R7年度末) ・砂地造成面積(水産課による事業実績から)：92.3ha(～R6累計) ・漁業共済加入件数：30件 ※4 新規漁業就業者数(研修制度を活用して就業した者)：10人(R3～7の累計) ※9 琵琶湖八珍マイスター登録件数(水産課による登録件数から)：300店舗(R7未累計) ※7 琵琶湖の水産物を食べた人の割合(県政モニター調査から)：85% ※32 ふなずし講習会参加者数(水産課による調査から)：850人 ※5 学校給食での湖魚の年間使用回数(水産課による調査から)：10回 ・河川漁協における遊漁者数(遊漁券発行枚数からの推計)：35,000人 ・河川漁協での釣り教室等参加者数(漁業団体による事業実績から)：120人 ・養殖ビワマス出荷量(水産試験場による調査から)：20トン
	滋賀県淡水真珠振興計画	<ul style="list-style-type: none"> ・真珠母貝生産数：63,000個(R7)
農村の資源	滋賀県ため池中長期整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・令和10年度までに対策を講じるため池数：343箇所
	滋賀県棚田地域振興計画	(経営戦略であり、定量的な成果指標は定めていない。しかし、定性的な目標は記載されている)

(出典：分野別計画等)

上記で示した基本計画と分野別計画等において、同一の成果指標項目のうち、目標値が異なっているものを抜粋すると以下のとおりである。

No	基本計画		分野別計画等		
	成果指標項目	目標値	計画名	成果指標項目	目標値
14	園芸特産品目の産出額（野菜・果樹・花き・茶）	165億円 (R6年度)	滋賀県果樹農業振興計画	果樹産出額	11億円 (R7)
15	全国の主食用米需要量に占める近江米のシェア	2.19% (R4～6)	近江米生産・流通ビジョン	近江米の需要量シェア	2.14% (R5年度)
21	家畜ふん堆肥の耕種農家の年間利用量	85千トン	滋賀県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画	家畜ふん堆肥の利用状況	111.2千トン (R12年度)
24	オーガニック農業（水稲）取組面積	345ha	滋賀県環境こだわり農業推進基本計画	オーガニック農業（水稲）取組面積	300ha (R4年度)

(出典：滋賀県農業・水産業基本計画)

各項目で目標値が異なっている内容は、以下のとおりである。

No14：基本計画は野菜・果樹・花き・茶の合計である一方、分野別計画等は果樹のみである。また、対象年度が基本計画はR6年度であるに対して、分野別計画等はR7年度である。

No15：基本計画は3年間平均である一方、分野別計画等は単年度である。

No21：対象年度が基本計画はR7年度であるに対して、分野別計画等はR12年度である。

No24：対象年度が基本計画はR7年度であるに対して、分野別計画等はR4年度である。

分野別計画等は、各課が策定した計画であり、各課の具体的な行動指針や各法規制に従って定められているため、必要な時期において独自に策定している。一方、基本計画は5年ごとに農政水産部内で調整した上で、その時点での最良と考えられる指標を定めている。そのため、必ずしも成果指標項目が一致するとは限らず、たとえ、同一の成果指標項目を採用したとしても、策定期限の関係により目標値が一致するとは限らない。

県より公表される各計画間で数値が異なっている場合、一般には不一致の理由が容易には理解できない。しかし、例えば、目標年度の相違によることが原因の場合、以下の計画のように中間年を示すことで各計画の関係性を理解することができる。

3. 振興目標

(1) 令和12年度の振興目標

		H26	現況 (R1)	中間年 (R7)	目標年 (R12)
基本方針1	販売用果樹栽培面積 (ha)	219	205	225	245
	果実出荷量 (t)	1,470	1,172	1,491	2,109
	新規園地面積 (ha)	-	0	20	40
	農地戦略策定数 (産地)	-	-	5	10

(出典：滋賀県果樹農業振興計画)

特に、同一の成果指標項目にもかかわらず、目標値が異なる場合にはその理由を定量的もしくは定性的にでも明確に説明を記載することで、基本計画と各分野別計画との関係性を明示することが望まれる。

(2) 農業共済団体活動推進事業

滋賀県農業共済組合（以下、「農業共済組合」という。）は、農作物の自然災害や病虫害によって生じる損失・損害の補填に加え、これらの被害を可能な限り未然に防ぐため、損害防止事業を実施している。各組合職員等への損害防止にかかる情報提供および関連する指導を随時行うとともに、損害防止講習会の運営・実施を通じて各組合員への啓発を行っている。

(単位：千円)

細目事業名	所管課室	(当初)	(補正後)	補正額	決算額
		①予算額	②予算額	(②-①)	
農業共済団体活動推進事業	農政課	3,766	3,766	-	3,766

近年の農業事業を踏まえ、農業経営の安定化を図るために農業共済事業の効率的な事業運営を推進する観点から、農業共済団体が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する

(出典：補助金交付要綱)

1) 補助金の交付先（意見）

当該事業の補助金交付先は、農業共済組合であるが、実施主体は、一般社団法人滋賀県植物防疫協会（以下、「防疫協会」という。）である。

補助金の内容および交付先と実施主体について県へ確認したところ、当該補助金は防疫協会の事務長に対する人件費に充当されている。

補助金交付の趣旨を鑑みると、事業を実施している主体に対して交付すべきであり、現状では、農業共済組合ではなく防疫協会へ交付することが望ましいと考えられる。しかし、現状の補助金交付要綱では、農業共済組合にしか交付できない記載となっている。これは過去の状況で作成されていた補助金交付要綱が現時点まで踏襲されていることが要因であると考えられる。

過去の事情はあるにせよ、補助金を支出している時点において、形式と実態を適切に整合させることが望まれる。

2) 補助金の必要性（意見）

実施主体である防疫協会の設立目的および実施している主な事業の内容は、以下のとおりである。

・設立目的

一般社団法人滋賀県植物防疫協会は、国民生活に不可欠な食料を安定的に生産するのに必要な病害虫及び雑草の防除が滋賀県において安全かつ適正に実施されるよう植物防疫に関する事業を推進し、安全で安心な農作物生産と環境に配慮した持続的な農業の発展をはかり、もって滋賀県民の利益の増進に寄与することを目的としています。

・主な事業内容

（農薬試験）滋賀県の環境にふさわしい農薬および防除技術を実証するための委託試験並びに展示ほを受託する事業

>委託試験事業

開発途上の薬剤から、生産現場で優れた防除効果を発揮すると見込まれる新剤等を検索し、当該薬剤の農薬登録に必要となる薬効、薬害に関する圃場試験。

>展示ほ受託事業

新しく登録された農薬を一般農家に普及するのに先立ち、県内各地で試験的に使用し、効果の安定性、薬害の発生有無等を検証するための展示ほ試験。

（共同防除事業）共同防除組織の維持発展を図り、地域ぐるみの安全で適正な病害虫防除を推進することにより、食料の安定的な供給と安全性を確保する事業。

広域一斉防除が可能で、病害虫防除に大きな効果がある無人ヘリコプター防除を推進し、急速に進む農村地帯の高齢化による労働力不足とコスト低減を図り食料自給率向上に努める。

（出典：一般社団法人滋賀県植物防疫協会 ホームページ）

法人格の種類として、防疫協会は公益社団法人ではないが、設立目的および実施事業内容からは、県民に対して有益な事業を実施しており、公益性が高いとも考えられる。そのため、県から防疫協会に在籍する事務長に対して人件費を負担する一定の理由はあるようにも考えられる。

しかし、ヒアリングを進めるなかで、過去は病害虫防除に大きな効果がある農薬散布を県全域で実施していたが、近年、オーガニック野菜の栽培が進んでいることもあり、現在では希望者のみに対して実施している、との回答があった。つまり、現時点では農薬散布の対象は県全域ではなく一部の希望者であり、防疫協会が実施している事業が県全体の視点からは必ずしも公益性が高いとは言えない状況になっている。

前述のとおり、当該補助金の内容は、共済組合からの出向者である防疫協会の事務長の人件費に対するものであり、過去からの県負担金額に変更はなく、一定金額を支出している。現時点で防疫協会が実施している事業に公益性が高いと言えない場合には、当該人件費に対しても過去の水準のまま県が負担する必要がないとも言える。

補助金は、公益上必要なものに対して交付できるが、社会情勢や取り巻く状況の変化に伴い、その目的や内容について変更がある場合には随時見直しを行うべきである。現状の事業内容を踏まえ、補助金の必要性、必要であるとしても補助金額の妥当性につき検討されたい。

2. みらいの農業振興課

みらいの農業振興課における令和3年度における主な予算額および決算額の一覧は以下のとおりである。今回の包括外部監査では、「重点化特別枠」による事業および金額的重要性が高い事業を対象として、関連資料を閲覧した。

(単位：千円)

事業名称	細目事業	予算 現額	決算額	関連資料 閲覧対象
マーケティング戦略推進事業	つなげる！応援店「滋賀の食材」県外プロモーション事業	11,830	11,485	○
	世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業	4,414	4,410	○
	近江牛輸出コンソーシアムにおける海外プロモーション事業	20,000	16,526	○
	ジェトロ貿易情報センター運営事業	5,000	5,000	
	食品表示適正化推進事業	149	76	
	しがの農水産物マーケティング戦略推進事業	783	548	
	マーケティング戦略推進事業事務費	736	572	
	みんなで応援！「滋賀の幸」消費促進事業	58,888	58,887	
地産地消推進・流通促進事業	「おいしが うれしが」園芸品目のブランド力強化事業	2,250	2,215	
	「滋賀の幸」サプライチェーン構築支援事業	9,681	8,693	○
	食べて健康「滋賀の野菜」消費拡大事業	5,957	5,925	○
	しがの地産地消・食育推進事業	844	409	○
	近江米消費拡大推進事業	3,200	3,200	
	農産物流通調査事務費	118	39	
	卸売市場活性化対策費	355	215	
環境こだわり農業推進事業	オーガニック米等販路開拓事業	5,400	5,400	○
	環境こだわり農産物流通拡大事業	10,750	10,731	○
	オーガニック米生産拡大事業	2,885	2,866	
	国際水準GAP認証取得支援事業	1,064	976	
	環境こだわり大豆流通対策事業	7,181	7,173	
	環境こだわり農業支援事業	424,067	418,610	○
	農業生産工程管理手法（GAP）普及促進事業	350	103	
	環境こだわり農業総務費	735	415	
環境こだわり農業制度運営費	2,788	2,148		

事業名称	細目事業	予算 現額	決算額	関連資料 閲覧対象
近江米安全 安心流通対 策事業	近江米流通対策事業	7,820	7,557	○
農地流動化 促進対策費	農地中間管理事業推進基金積立金	155,931	155,191	○
	農地中間管理事業推進費	99,100	98,670	○
	農地中間管理事業促進費	118,455	117,789	○
しがの担い 手育成総合 事業	しがの農業緊急雇用促進事業	10,626	10,515	
	マーケティング・スキルアップ促進事業	4,700	4,700	○
	しがの農林水産業就業促進事業	1,071	1,070	
	みんなで創る活力あふれる滋賀の農業・ 農村プロジェクト	5,350	4,509	
	しがの担い手体質強化総合支援事業	10,589	9,799	
	青年農業者等育成確保推進事業	9,210	9,210	
	新規就農者確保事業	134,590	128,432	○
	農村青少年活動促進費	576	479	
	青年農業者等育成確保推進事業	803	332	
経営所得安 定対策等推 進事業	経営所得安定対策等推進事業	152,691	152,464	○
6次産業化 ネットワー ク活動事業	6次産業化ネットワーク活動推進事業	12,370	12,127	○
	6次産業化ネットワーク活動整備事業	-	-	
農業改良普 及活動事業	農村女性がつなぎ・かがやく滋賀の「食 と農」魅力発信事業	3,800	3,759	○
	しがのスマート農業推進事業	3,656	2,983	
	女性農業者ネットワーク強化支援事業	900	857	
産地競争力 の強化対策 費	産地競争力の強化対策推進調整費	419	403	
	産地競争力の強化対策事業	1,349,736	483,737	○
しがの水田 フル活用総 合対策事業	水田における地域振興作物拡大事業	3,465	3,442	
	しがの力強い水田農業確立推進事業	23,830	22,556	
	気候変動適応型農作物生産体制強化事業	5,335	4,628	
	優良種子生産対策事業	942	705	
	近江米作付転換緊急支援事業	31,855	31,853	
	水田リノベーション事業	80,520	80,520	
園芸特産振 興対策費	みんなで築く「おいしいオーガニック 茶」産地育成事業	2,715	2,715	○
	しがのイチゴ新品種ブランド化事業	650	518	
	しがの園芸産地スケールアップ促進事業	19,094	18,086	

事業名称	細目事業	予算 現額	決算額	関連資料 閲覧対象
	未来の養蚕創造プロジェクト事業	800	702	
	次世代花き産業確立推進事業	-	-	
	野菜価格安定対策事業	9,700	9,700	
	果樹花き生産振興対策事業	1,292	1,032	
	野菜生産出荷推進対策事業	470	311	
	果樹花き生産振興対策事業	693	525	
	特産物生産振興対策事業	1,244	1,098	
	近江の茶流通緊急対策事業	29,747	28,438	
	施設園芸燃油価格高騰緊急対策事業	9,529	9,380	
獣害対策推進プロジェクト事業	獣害対策集落活性化事業	29,552	27,603	○
	農作物野生獣被害防止対策事業	729	308	
農業生産環境対策事業	農業生産環境対策事業	3,298	2,600	
	農業環境保全対策推進費	2,362	1,951	
	肥料検査対策費	984	571	
	病虫害防除所運営費	5,663	5,013	
農政企画調整費	農福連携推進事業	5,299	5,097	
経営構造対策事業費		2,813	2,466	
普及事業運営費		32,439	29,808	
生活関係普及活動事業費		441	197	
農業機械効率利用対策費		1,715	1,530	
農水産物流通適正化事業費		278	117	
地域食品振興対策費		4,800	4,774	
管理運営費（農業技術振興センター）		64,013	61,440	
施設等整備費（農業技術振興センター）		12,935	12,680	
企画情報費（農業技術振興センター）		200	148	
試験研究調査指導費（農業技術振興センター）		26,673	25,469	
共同試験研究事業費（農業技術振興センター）		11,512	10,871	
合計		3,089,405	2,180,088	

(出典：みらいの農業振興課作成資料を監査人が加工)

(1) 全般的事項

1) 成果指標

事業等を実施するに際して設定している成果指標を確認したところ、以下について改善することが望ましい内容が見受けられた。

細目 事業	事業等の項目	内容
	世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業	
	海外展開支援事業補助金	ア) 成果指標が未設定
	台湾 PR 委託事業	ア) 成果指標が未設定
	環境こだわり農産物流通拡大事業	
	環境こだわり農産物流通拡大事業補助金	イ) 適切な成果指標の設定
	オーガニック米等販路開拓事業	
	オーガニック米等販路開拓支援事業	イ) 適切な成果指標の設定
	マーケティング・スキルアップ促進事業	
	マーケティング・スキルアップ促進事業費補助金	イ) 適切な成果指標の設定
	農村女性がつなぎ・かがやく滋賀の「食と農」魅力発信事業	
	農村女性がつなぎ・かがやく滋賀の「食と農」魅力発信事業	ア) 成果指標が未設定
	つなげる！応援店「滋賀の食材」県外プロモーション事業	
	「滋賀の食材」京阪神プロモーション委託事業	イ) 適切な成果指標の設定
	環境こだわり農業支援事業	
	こだわり滋賀ネットワーク負担金	イ) 適切な成果指標の設定
	環境保全型農業直接支払交付金（東近江農業農村振興事務所）	ウ) 事務所ごとの成果指標の設定
	新規就農者確保事業費	
	準備型農業次世代人材投資事業費補助金	イ) 適切な成果指標の設定
	経営開始型農業次世代人材投資事業費補助金	イ) 適切な成果指標の設定
	経営開始型農業次世代人材投資事業費補助金（東近江農業農村振興事務所）	ウ) 事務所ごとの成果指標の設定
	みんなで築く「おいしいオーガニック茶」産地育成事業	
	みんなで築く「おいしいオーガニック茶」産地育成事業	イ) 適切な成果指標の設定

ア) 成果指標が未設定（意見）

該当する事業等において、目標とすべき成果指標を設定していなかった。

事業等を評価するうえで、事業等の目的を達成しているかを測定するための一定の指標を設けることは極めて有効であるため、適切な成果指標を設定したうえで事業等の評価に役立てることが重要である。

今後、事業等を適切に評価することのできる目標値を成果指標として設定することが望まれる。

イ) 適切な成果指標の設定（意見）

該当する事業等を実施するに際し、事業等の目的に合致していない成果指標が以下のとおり設定されていた。

事業等の項目	事業等の目的	現状の成果指標
環境こだわり農産物流通拡大事業補助金	近江米のブランド力を高め、販売促進を図るため、環境こだわり農産物流通拡大を図ること	全国の主食用米需要量に占める近江米のシェア（直近3年平均）2.19%（R4～6）
オーガニック米等販路開拓支援事業	オーガニック農業（有機農業）の販路拡大を図ること	オーガニック農業（水稲）取組面積
マーケティング・スキルアップ促進事業費補助金	戦略的な販路開拓で県農業を牽引するトップランナー（売上300～500百万円規模の営農者）を育成	しがの農業経営塾の講座受講者のうち経営計画書を作成する者の割合100%
「滋賀の食材」京阪神プロモーション委託事業	県外（京阪神を対象）における滋賀食材の認知度向上、消費拡大を図ること	「おいしが うれしが」キャンペーン登録店舗数（首都圏）135店舗累計
こだわり滋賀ネットワーク負担金	優れた自然環境や琵琶湖と共存した滋賀の農業のあり方や食について、こだわり滋賀ネットワークの会員が集い、ともに考え、行動することにより、県民の食への安心感の醸成、地産地消の推進および滋賀県農業の振興に寄与すること	県内の主食用水稲作付面積に占める環境こだわり米の作付面積の割合（生産計画認定面積）50%
準備型農業次世代人材投資事業費補助金	就農希望者に補助金を交付することだが、右記の成果指標は県全体の目標となっている	新規就農者数 575 人（R3～7 累計）
経営開始型農業次世代人材投資事業費補助金	就農希望者に補助金を交付することだが、右記の成果指標は県全体の目標となっている	新規就農者数 575 人（R3～7 累計） 新規就農者の3年後の定着率 83%（R5～7）
みんなで築く「おいしいオーガニック茶」産地育成事業	茶の販路拡大	オーガニック農業（茶）取組面積 40ha（R12）

上記の事業等の目的と現状の成果指標との関係を見ると、事業目的は販売量、消費量の拡大などが掲げられているが、現状の成果指標では事業目的である販売量、消費量などは成果指標とされていないケースが多い。

例えば、オーガニック米等販路開拓支援事業では、オーガニック農業（有機農業）の販路拡大を図ることが事業等の目的であるが、現状の成果指標は「オーガニック農業（水稲）取組面積」となっており、オーガニック米の生産量を示す指標とはなるが、事業を実施したことによりどの程度の販売・消費量に効果があったのかは把握できない。この例では、仮に「オーガニック農業（水稲）取組面積」が目標値を達成しても、その結果がオーガニック米の販売・消費量が増加しなければ事業自体を行う意義がないことになる。

今後、事業等の目的の達成度合いを適切に評価することのできる目標値を成果指標として設定し、事業の有効性の評価を行うことが望まれる。

ウ) 事務所ごとの成果指標の設定（意見）

県内の所管区域を6カ所に分けてそれぞれの地域を所管する形で農業農村振興事務所が設置されているが、農業農村振興事務所別に事業等の目標とする成果指標を細分化できていない。

今後、事業等を遂行する際に目的を意識したうえで、成果指標として事務所ごとに相応しい目標を定めることが望まれる。

(2) 世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業

1) 概要

世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業は、生産者や関係団体、独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「ジェトロ」という。）等と連携し、ターゲットとする市場や生産状況に応じた戦略的なプロモーションを実施することで、海外市場での県産農畜水産物の販路拡充と需要拡大を促進する事業である。

主要品目の令和3年度までの輸出状況は以下のとおりである。

- 近江牛：台湾、シンガポール、タイなどアジアへの輸出が拡大してきたが、令和元年度後半から、新型コロナウイルス感染症の影響により輸出量が減少。
(輸出実績 平成26年度：18.1t → 平成30年度：81.6t → 令和3年度：57.4t)
 - 近江米：台湾、香港を中心に輸出量が拡大している。
(輸出実績 平成26年度：140t → 令和元年度812t)
 - 近江の茶：平成29年度から米国ミシガン州での販路拡大活動を行い、輸出が開始。米国やEU等での輸出が拡大している。
(輸出実績平成26年度：0.4t → 令和元年度：6.5t)
- 令和2年度：新型コロナの影響により輸出が停滞。現地プロモーション活動が困難。

(出典：みらいの農業振興課および畜産課作成資料)

令和3年度の予算および決算の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	予算現額	決算
海外展開支援事業補助金	1,514	1,511
台湾PR委託事業	1,700	1,699
近江の茶ミシガン州等でのPR事業	1,200	1,200
合計	4,414	4,410

(出典：みらいの農業振興課作成資料)

2) 海外展開支援事業補助金

当該事業は、県内の関係団体・事業者やジェトロと連携を図りながら、ターゲット市場や県内供給の状況に応じて戦略的なプロモーションを実施し、海外における滋賀県産食材の認知度向上と販路開拓を促進することを目的として補助金を交付する事業である。

補助金の補助対象者となる事業実施主体および対象事業は以下のとおりである。

事業実施主体	(1) 滋賀県内で活動する農畜水産物生産者（県内において農畜水産物を生産する農業者、漁業者およびこれらの者が主たる構成員または出資者となっている法人および団体） (2) 滋賀県内に本社または事業所のある食品加工事業者（県産の農畜水産物を原料とする食品を加工する事業者およびこれらの者が主たる構成員または出資者となっている法人および団体） (3) その他、知事が適当と認める者
対象事業	(1) 海外で開催される展示商談会（企業間の取引を目的として、複数の事業者が出展するもの。オンラインでの参加も対象とする。） なお、自己が主催者であるものは対象としません。 (2) 海外で行うテストマーケティング（独立行政法人日本貿易振興機構と連携して実施するものに限る）。 (3) 海外市場の調査(市場調査を行う事業者に委託して行うものに限る)。

(出典：令和3年度世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業補助金交付要綱)

また、補助対象経費、補助率および補助限度額は以下のとおりである。

補助対象経費	補助率	補助限度額
海外で開催される展示商談会・テストマーケティングへの出展に要する次に掲げる経費 1. 出展経費 出展料・スペース料、展示装飾費・工事費、備品レンタル料、電気代、パネル等製作費 等 2. 輸送等経費 出品物梱包費および輸送費 3. 旅費 交通費、宿泊費 4. 広告宣伝経費 パンフレット作成費、商品カタログ製作費 等 5. 通訳等経費 通訳費、翻訳費	補助対象経費の1/2以内	250千円以内 (ただし、補助金の交付は、1補助対象事業者あたり1回までです。なお、出展回数および市場調査回数は1回のみに限られません。)
海外市場の調査に要する次に掲げる経費 調査委託料、資料作成費、翻訳経費 等		

(出典：令和3年度世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業補助金交付要綱)

令和3年度の交付実績は補助対象者15者で補助金額は1,511千円であった。この内訳として「滋賀の食材」フェア in 台湾への出展が14者（うち、1者はジェトロショールーム事業にも出展）で補助金額は1,261千円であり、海外市場の調査が1者で補助金額250千円であった。

ア) 補助対象経費の外部への発注ルールの明確化（意見）

当該補助金は補助限度額が 250 千円であり、補助率が補助対象経費の 2 分の 1 以内であるため、補助対象経費は 500 千円を超えた場合であっても補助金額は上限の 250 千円で一定となる。

上記を前提とした場合、補助限度額の補助金の交付を受けるため、500 千円の限度額まで補助対象経費を使用したいといった動機が事業実施主体に生じることが懸念されるため、補助対象経費の支出金額の適正性を確認するための対策が必要となるが、県はそのような対策は講じていなかった。

実際の補助対象経費の内容を確認したところ、ある事業実施主体がタイおよびマレーシアのハラールの現状についてタイの事業者に依頼した調査費用が限度額の 500 千円となっていた。ハラール調査について、発注業者が海外の事業者であり、契約額の支払は当日の為替レートの影響を受けると考えられるが、金額が限度額の 500 千円となっているのは日本円での金額が決まっているためであり、補助金の上限額から積算したものと考えられる。本来であれば、当該調査費用について、どういった積算に基づき金額が決定されているのかを確認すべきところ、県は積算根拠の提出まで求めていないため、内容は不明のままである。

補助対象経費について、支出金額の適正性を確認しない場合、事業実施主体が利害関係者に補助限度額となるように発注したとしても、適正な補助対象経費として取り扱うことになることから、本来必要ではない経費に対してまで補助金を交付する結果になるため、これを防止することは重要である。

事業実施主体が外部に発注する補助対象経費について、支出金額の適正性が明確になるよう交付要綱等に明記することが望まれる。

3) 台湾 PR 委託事業

滋賀県産農畜水産物の台湾への輸出促進につながるよう、台湾の高級食品店で店頭販売によるテストマーケティング（「滋賀の食材」フェア in 台湾）を円滑かつ効果的に行うことを目的とする事業であり、公募型プロポーザル方式により委託先を選定している。

委託業務の内容は、2021年9月16日から10月3日まで微風廣場本店の地下2階で滋賀県フェアを開催し、滋賀県産農畜水産物を店頭販売によるテストマーケティングを円滑かつ効率的に行うことである。

【「滋賀の食材」フェア in 台湾の開催状況】



(出典：滋賀県食のブランド推進課 Facebook)

ア) 実績報告の参考情報の取扱い（意見）

委託先が業務の完了報告として提出する実績報告のうち、実施報告書において令和2年に開催した鳥取県と徳島県（阿波ふうど）のフェアの写真が掲載されており、「滋賀の食材」フェアとは関係のない情報が含まれていた。また、販売実績報告書に販売率（＝販売数量÷仕入数量）が100%を超える商品が5点記載されており、一見すると100%を超える販売率はありえないが、別途在庫していた商品を販売している情報として報告されていた。

上記の実績報告に「滋賀の食材」フェアと関係のない情報が含まれている点について県に確認したところ、委託先は類似業務として過去に鳥取県や徳島県などからも微風廣場でのフェア実施の委託を受けており、参考情報として実績報告に記載しているとのことである。また、販売率100%超の情報についても、「滋賀の食材」フェアの期間外に販売した数量および販売率の参考情報となっており、県にとって有用であるため、参考情報として報告されたとのことであった。

上記について、県は実績報告の際に口頭で説明を受けており、「滋賀の食材」フェアとは関係のない情報であることを認識していたが、報告会に参加していない他の県職員が実績報告の資料を閲覧した際に、同様に「滋賀の食材」フェアとは関係のない情報と認識することは難しいと考えられる。

今後、実績報告として提出を受ける資料には、「滋賀の食材」フェアの情報だけを記載させ、参考情報は実績報告とは別に資料を提出させることにより、誤解を招く表現を改めることが望まれる。

イ) 委託費の検査・精算（意見）

「滋賀の食材」フェア（滋賀県フェア）において、新型コロナウイルス感染症等の影響により、現地に渡航できない状況であったが、委託費については当初の積算額の全額を委託先に支払っていた。

公募型プロポーザルの仕様書によると、委託内容（２）滋賀県フェアの開催の内訳として、①現地での移動・通信手段および宿泊等の手配、②滋賀県フェアの運営、③滋賀県フェア後における参加者の輸出サポート、が記載されている。このうち、①について、「新型コロナウイルス感染症等の影響により現地に渡航できないことも想定される。その場合においても以下の②滋賀県フェアの運営は行うものとする。」と記載されている。

この点、新型コロナウイルス感染症等の影響により現地に渡航できない場合に増減する委託費用の予定額を、県は事前に積算しておらず、県と委託先との間で精算する方法も具体的に決めていなかった。また、当該委託事業の支出命令決議書において、検査調書および委託先からの業務完了報告書が添付されているが、委託料の内訳は記載されておらず、渡航できなかったことによる影響額が把握できない状況で決裁されていた。また、県は変更後の委託料の内訳を把握できる資料を入手していなかった。

県は、新型コロナウイルス感染症等の影響により現地に渡航できず代替案を実施する場合には、委託費用の増減の予定額を事前に積算するとともに、委託先との間で精算する方法を明確にすることが望まれる。委託業務を検査する際には変更後の委託費用の内訳を明確にして、検査調書に明細の記載がある請求書など金額の変更内容がわかる資料を添付し、決裁権者が増減内容を容易に把握できるようにすべきである。

ウ) 予定価格の分析（意見）

当該事業の委託先の選定について、公募型プロポーザル方式を採用している。選定時の公告内容に予定価格1,700千円を公表しており、最終的に1,699千円で委託先と契約しているため、予定価格の範囲内での契約となっているが、積算内容が後述のとおり、県と委託先で大きく異なっていた。

県が算定した予定価格によると、「滋賀の食材」フェアの開催日数を7日間、店頭販売要員（マネキン）を5人設置するとしているが、委託先が提示した見積書では開催日数を14日間、店頭販売要員を2人とフェア通訳補助者を1人の合計3人設置するとしているなど、積算根拠となる前提が異なっていた。

予定価格書の積算内訳				見積書			
項目	単価 (円)	数	金額 (千円)	項目	単価 (円)	数	金額 (千円)
企画立案人件費	20,000	10日	200	個別対応（輸出・フェア後）	150,000	1	150
運営調整人件費	20,000	10日	200	バイヤー対応（フォローアップ含）	150,000	1	150
会場費（百貨店）	100,000	1式	100	wi-fi ルーター 2台	8,500	2	17
マネキン (7日間)	100,000	5人	500	店頭販売要員14日間（日本語可）	160,000	2	320
				現地事務局/フェア通訳補助	250,000	1	250
現地事業者との調整	70,000	1式	70	フェア会場装飾、設営撤去	150,000	1	150
会場装飾費	100,000	1式	100	販促備品レンタル	150,000	1	150
PRリーフレット作成・印刷	100,000	1式	100	説明会資料	10,000	2	20
				ちらし翻訳制作印刷	76,000	1	76
借上車・運転手	37,000	2日	74	交通費	10,000	1	10
				通信・運搬費	40,000	1	40
				現地移動費	10,000	1	10
				航空運賃BR	62,000	1	62
				台北ホテル14泊	140,000	1	140
小計			1,344	小計			1,545
諸経費（15%）			201				
消費税（10%）			154	消費税（10%）			154
合計			1,700	合計			1,699
差引計（千円未満切捨）			1,700				

開催日数が異なる理由は、県が予定価格を積算する際に予算額との兼ね合いもあることから、7日間の開催しかできないと想定して積算していたところ、委託先は公告された予定価格の範囲内で14日間の開催ができるものと判断したうえで提案したためである。その結果、県と委託先の想定する開催日数が異なっていた。

本来、開催日数が7日間と14日間ではかかる経費は単純に計算すると2倍になってもおかしくないと考えられるが、委託先からは予定価格の範囲内で見積もられている。これは予定価格を積算する前提が誤っている可能性を示唆しており、特に単価の設定等が実態に即していないことが想定される。また、予定価格の積算の際に渡航にかかる費用が一切含まれていないなど、予定価格の積算範囲が不適切であった点も見受けられる。

委託する事業の内容にかかる費用項目を網羅的に把握したうえで、実態に即した単価等に乗じることで適切な予定価格を事前に算定することとなっているものの、事前の調査内容が不十分であった場合には予定価格の積算が実態と乖離する可能性がある。そのため、県が積算した予定価格と委託先の見積金額の内容が相違している場合は、事後的であっても相違した原因を分析することによって、次の予定価格の積算に活かすことが重要である。

今後、県が積算した予定価格と委託先の見積金額の内容が相違している場合は、相違した原因を分析することが望まれる。

4) 近江の茶ミシガン州等での PR 事業

近江の茶等の「滋賀の食材」について、県と姉妹都市提携のあるアメリカ合衆国ミシガン州を中心とした周辺地域および諸外国での販売促進・販路拡大につながるよう、円滑で効果的なプロモーション活動および商談機会の創出を行うことを目的とする事業であり、特殊な技術や技能等を要し、他に代替しうる者がいない場合に該当するとして随意契約により委託先を選定している。

具体的な事業内容の仕様書の内容は以下のとおりである。

アメリカ合衆国ミシガン州を中心とした周辺地域および諸外国において、円滑で効果的なプロモーション活動や商談機会の創出を行うことを目的に業務を実施する。

(1) 取組内容

オンライン商談会や展示会等への参加および SNS を活用した近江の茶等の PR 活動の実施および商談機会の創出

ア. PR イベント（オンライン商談会および展示会、試飲、近江の茶等のプレゼンテーション等）や SNS などを活用した近江の茶等の PR 活動の実施および商談の企画提案。

イ. 会場の確保、PR イベント・商談の運営・進行、SNS 運用および関係者との連絡調整。

ウ. イベントおよび商談等に必要な資材や機材（試飲に必要なポットやコップ等）の手配。※試飲用食材の調達経費および輸送経費は、参加事業者の負担とする。

エ. 通訳の対応（英語-日本語通訳）。

(2) 現地活動のサポート等について

ア. 現地での参加者の引率および活動のサポート。

イ. 旅行代理店等を利用した現地移動手段や宿泊施設確保のサポート。

※ただし、新型コロナウイルス感染症等の社会情勢に応じて、県職員および事業者の渡航可否については、委託事業者と協議して判断する。

(出典：令和3年度世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業・近江の茶ミシガン州等での PR 業務委託仕様書)

ア) 事業の必要性の検討（意見）

当該事業は「近江の茶等の『滋賀の食材』について、滋賀県と姉妹都市提携のあるアメリカ合衆国ミシガン州を中心とした周辺地域および諸外国での販売促進・販路拡大につながるよう、円滑で効果的なプロモーション活動および商談機会の創出を行うこと」が目的であるが、令和3年度においては、茶に関する取組のみが実施された。

この点、県は、生産・流通体制や規制状況等から、現段階において、県内の農畜水産物のなかで、「近江の茶」は他の品目に比べ輸出に対応しやすい品目であり、結果として「近江の茶」のみの取り扱いになったことについて支障ないものと判断している。

しかし、県として、県産農畜水産物全体の海外における販路拡大を図る方針であれば、「近江の茶」以外の品目についても、当該事業における取り扱いについて検討することが望まれる。

イ) 消費税の積算（意見）

県は予定価格を1,200千円で積算し、委託先の見積金額も予定価格と同額の1,200千円で提示され、予定価格の範囲内であったことから、当該金額で契約していた。しかし、県は消費税10%を含めて予定価格を積算していたが、委託先は国外事業者であり、消費税は不課税であることから予定価格の積算に含めるべきではない。

この点、県は当初予算の申請の際に当該事業の予定価格を積算しており、その時点においては国内事業者を前提としていたため、消費税を含めて予定価格を積算していたとのことであった。しかし、県は委託先を国外事業者の1者と特定したうえで随意契約を締結しており、国内事業者を選定することがなくなった時点で予定価格から消費税分相当額については控除することが望ましいが、予定価格を変更していなかった。

今後、国外事業者の場合には、予定価格の積算に消費税相当額を含めずに算定すべきである。

ウ) 委託費の検査・精算（意見）

新型コロナウイルス感染症等の影響により、現地に渡航できない状況であったが、委託費について当初の積算額の全額を県が委託先に支払っていた。

仕様書において、現地活動のサポート等について、「新型コロナウイルス感染症等の社会情勢に応じて、県職員および事業者の渡航可否については、事業者と協議して判断する。」と記載されている。

この点、新型コロナウイルス感染症等の影響により現地に渡航できない場合に、代替する事業により増減する委託費用の予定額を、県は事前に積算しておらず、県と委託先との間で精算する方法も具体的に決めていなかった。また、当該委託事業の支出命令決議書において、検査調書および委託先からの業務完了報告書が添付されているが、委託料の内訳は記載されておらず、渡航できなかったことによる影響額が把握できない状況で決裁されていた。また、県は変更後の委託料の内訳の把握できる資料を入手していなかった。

県は、新型コロナウイルス感染症等の影響により現地に渡航できず代替案を実施する場合には、委託費用の増減の予定額を事前に積算するとともに、委託先との間で精算する方法を明確にすることが望まれる。委託業務を検査する際には変更後の委託費用の内訳を明確にして、検査調書に金額の明細の記載がある請求書など変更内容がわかる資料を添付し、決裁権者が増減内容を容易に把握できるようにすべきである。

(3) 食べて健康「滋賀の野菜」消費拡大事業

1) 概要

民間事業者等と連携し、県産野菜等の食べ方提案や食べられる店舗の見える化を図り、日常生活の多様な場面（内食、中食、外食）で県産野菜等の魅力を感じられる機会を創出し、消費拡大を図ること目的とする事業であり、公募型プロポーザル方式により委託先を選定している。

具体的な事業内容の仕様書の内容は以下のとおりである。

<内食・中食における県産野菜の消費拡大>

- (1) カゴメ株式会社と連携してベジチェックを活用した消費者向けイベントを実施するなど、家庭で県産野菜を食べることや日々の健康づくりに対する消費者の意識・行動変容を図る企画を実施すること。
- (2) カゴメ株式会社と連携してメニューコンテストを実施するなど、家庭での県産野菜の活用を促進する企画を実施すること。
- (3) 店頭での県産野菜の購買促進を目的とした POP を作成すること。仕様は、令和2年度作成物と同じとし、直売所等のニーズに応じた3品目以上を作成すること。

<外食における県産野菜の消費拡大>

- (4) 飲食店等（30 事業者以上）と連携したメニューフェアを開催するなど、外食分野での県産野菜の魅力発信・消費拡大を図る企画を実施すること。
フェア参加店を紹介する web ページを県 HP 「滋賀の美味しいコレクション」内に新設する予定のため、令和2年度、令和3年度のすべてのフェア参加店と調整のうねコンテンツ（テキストや写真）を作成すること（HP への反映は県が行います）。
フェア実施後は参加事業者にアンケートや聞き取りを行い、フェアの成果や課題、県産野菜の取扱に関する課題等を把握すること。

<その他>

- (5) 「ここ滋賀」を拠点として、県産野菜の消費拡大に向けた企画を実施すること。

(出典：食べて健康「滋賀の野菜」消費拡大業務委託仕様書)

2) 食べて健康「滋賀の野菜」消費拡大事業業務委託

ア) 「滋賀の野菜」メニューコンテストの必要性（意見）

当該事業において「滋賀の野菜」を用いたメニューコンテストを以下のとおり開催している。

第4回「滋賀めし」メニューコンテスト

滋賀の野菜 簡単おかず レシピ 募集

応募期間 2021年8月1日(日) ~9月30日(木)

応募ルール

- ① 料理の難易度が好きな方なら誰でもOK!
- ② 料理のコンセプトは自由とし、家庭で簡単に作れるおかずとする (調理時間:最長30分)
- ③ 使用する県産野菜は、県内小売店、直売所等で一般に販売されているものとする
- ④ カゴメ商品(トマトケチャップ、ソース、野菜飲料など)を活用すること
- ⑤ 未公開レシピであること

賞品

- ① 特賞 ¥10,000 賞品券10,000円分、カゴメ商品詰め合わせ
- ② 優賞 ¥5,000 賞品券5,000円分、カゴメ商品詰め合わせ
- ③ 参加賞 ¥3,000 賞品券3,000円分、カゴメ商品詰め合わせ

※上記の賞品は、抽選で決まります。抽選結果は、当選発表ページにて発表いたします。抽選結果については、レシピ公開までお待ちください。

応募方法: エプソン機器 応募用紙または 専用応募フォーム

お問い合わせ: QRコード 02-77-527-0814

主催: 滋賀県 協賛: 株式会社早稲家 大塚ガス株式会社 Mitsuharu (株) 株式会社エプソン滋賀 TEL: 077-527-0814

対 象

滋賀の野菜が好きな方なら誰でもOK!

応募ルール

- ① レシピは5工程以内とし、家庭で簡単に作れるおかずとする (調理時間:最長30分)
- ② 使用する県産野菜は、県内小売店、直売所等で一般に販売されているものとする
- ③ カゴメ商品(トマトケチャップ、ソース、野菜飲料など)を活用すること
- ④ 未公開レシピであること

選考基準

- ① 料理のしやすさ:誰でも簡単に家庭でつくれるか
- ② 県産野菜の活用:県産野菜がたっぷり活用されているか
- ③ 味のおいしさ:野菜のおいしさや特徴が感じられるか
- ④ 見た目の良さ:野菜の彩りを感じられるなど、食欲をそそるか

※上記に加え、メニューのコンセプト(レシピにかけた想い)なども考慮します。

(出典: 滋賀県ホームページ)

メニューコンテストに入賞したレシピは以下のとおりである。

 <p>【金賞】 【ずぼらめし賞】 野菜たっぷり！トマトん汁</p>	 <p>【銀賞】 和風野菜ソースで食べる冷やしビーマン</p>
 <p>【銀賞】 滋賀県産野菜と鶏もも肉の南蛮漬け</p>	 <p>【銅賞】 【大阪ガス賞】 近江野菜と近江牛のスパイシーしぐれ煮</p>
 <p>【銅賞】 いろいろ野菜とゲーム豚のミルフィーユ鍋</p>	 <p>【銅賞】 レンジで簡単ミートソース麻婆茄子</p>
 <p>【佳作】 ローリングストック！切り干し大根 de 鯖そうめん</p>	 <p>【佳作】 【ずぼらめし賞】 ナポリタン風チャップチェ</p>
 <p>【佳作】 シャキシャキ食感！煮込みハンバーグ</p>	 <p>【佳作】 たっぷり野菜と豚肉のカレーケチャップ炒め</p>

(出典：滋賀県ホームページ)

県は当該事業の評価の一環として、メニューコンテストに入賞したレシピを公開した際のサイトのアクセス数が増加していることを確認しており、当該結果から県産野菜の消費量の拡大に寄与しているものと想定している。

上記について、一定の県産野菜の消費量の拡大に寄与する点について理解できるものの、当該メニューコンテストにかかった直接経費 2,122 千円（打合せ等で生じていると想定される県職員の人件費等の間接経費を除く）を超える効果があるのかについては不明となっている。

当該事業について、費用対効果が見込めるか不明となっていることから、事業の必要性を検討することが望まれる。

イ) 委託費の検査・精算（意見）

新型コロナウイルス感染症等の影響により、消費者向けイベントが中止となり、代替事業として①ラジオ番組制作・放送（全4回）、②クックパッド「滋賀県公式キッチン」掲載レシピの充実、③県産野菜のレシピ紹介ラジオ CM 制作・放送（4種類）が実施され、委託費について当初の積算額の全額を委託先に支払っていた。しかし、契約書において契約内容を変更する場合、県と委託先の協議のうえ、書面による手続きが必要であるが、委託先から示された変更前後の積算額の内訳資料をもとに協議はされていたものの、書面による変更手続きがなされていなかった。

この点、新型コロナウイルス感染症等の影響によりイベントを中止する場合に増減する委託費用の予定額を、県は事前に積算しておらず、県と委託先との間で精算する方法も具体的に決めていなかった。また、当該委託事業の支出命令決議書において、検査調書および委託先からの業務完了報告書が添付されているが、委託料の内訳は記載されておらず、イベント中止の影響額が把握できない状況で決裁されていた。なお、上記の支出命令決議書とは別に復命書が作成されており、復命書を作成した担当者および復命書に押印した上席者のみが変更後の委託料の内訳を把握していたとのことであるが、委託料の内訳の変更内容は重要であるため、支出命令決議書においても添付することが重要である。

県は、新型コロナウイルス感染症等の影響によりイベントを中止し代替案を実施する場合には、委託費用の増減の予定額を事前に積算するとともに、委託先との間で精算する方法を明確にすることが望まれる。委託業務を検査する際には変更後の委託費用の内訳を明確にして、検査調書に明細が記載された請求書など金額の変更内容がわかる資料を添付し、決裁権者が増減内容を容易に把握できるようにすることが望まれる。

(4) 環境こだわり農産物流通拡大事業

1) 概要

環境こだわり米こしひかりの流通販売の促進を目的として、米卸業者に対する精米袋の作成費および集荷事業者に対して量販店店頭販促に対する助成および販促用 PR 資材の作成を助成するため、環境こだわり米こしひかり流通拡大事業補助金を交付している。

令和3年度の予算および決算の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	予算現額	決算
環境こだわり農産物流通拡大事業補助金	10,000	10,000

(出典：みらいの農業振興課作成資料)

2) 環境こだわり農産物流通拡大事業補助金

「近江米生産・流通ビジョン」において家庭用用途として位置づけられる「環境こだわりコシヒカリ」および「みずかがみ」を PR し、近江米のブランド力を高め、販売促進を図るため、知事が行う環境こだわり農産物流通拡大事業（環境こだわり米プロモーション事業）に要する経費に対し、予算の範囲内において近江米振興協会に対して補助金 10,000 千円を交付するものである。

補助対象経費、事業実施主体および補助率は以下のとおりである。

補助対象経費	事業実施主体	補助率
環境こだわり農産物流通拡大事業（環境こだわり米プロモーション事業） 「近江米生産・流通ビジョン」において家庭用用途として位置づけられる「環境こだわりコシヒカリ」および「みずかがみ」を PR し、近江米のブランド力を高め、販売促進を図るため、近江米振興協会が行うテレビ CM 放映に係る経費等に要する経費	近江米振興協会	事業費の 1 / 2 以内

(出典：環境こだわり農産物流通拡大事業補助金交付要綱)

事業実施主体である近江米振興協会は県からの補助金 10,000 千円に自己財源 10,000 千円を加えた 20,000 千円で当該事業をびわ湖放送株式会社に委託しており、事業内容は以下のとおりである。

【事業内容】

- ・「環境こだわりコシヒカリ」と「みずかがみ」のPRと販売促進を目指した15秒のテレビCMを制作
- ・朝日放送36本、関西テレビ55本、合計91本のCM放映（期間は令和3年9月15日から10月12日まで）
- ・YouTube動画報告を上記と同時期に掲載し、動画再生回数は207,894回（令和3年12月3日の実績報告時点）
- ・JR西日本主要駅のデジタルサイネージ広告用動画を制作し、令和3年10月4日から10月31日まで京都駅地下鉄連絡口に24面、大阪駅南口に10面掲載
- ・近江米振興協会ホームページにCM動画を掲載

（出典：補助金実績報告書より監査人が抜粋）

ア) 環境こだわり米の認知度向上に向けた施策（意見）

県は環境こだわり米の認知度を向上させるため、当該補助金を交付しているが、補助対象事業の内容では環境こだわり米とはどういったものかを理解しづらく、米のおいしい品種を紹介しているようにしか見えない。

この点、環境こだわり米について県にヒアリングした結果、農薬や化学肥料を通常の5割以下しか利用しないなど環境にこだわった栽培法であり、この製法を広く知ってもらいたいとのことであったが、現状の業務内容ではそこまで理解することが難しい状況である。

「環境こだわり米」は以下の4つの栽培基準を満たした場合に県が認証し、以下のパッケージにより販売されることとなる。

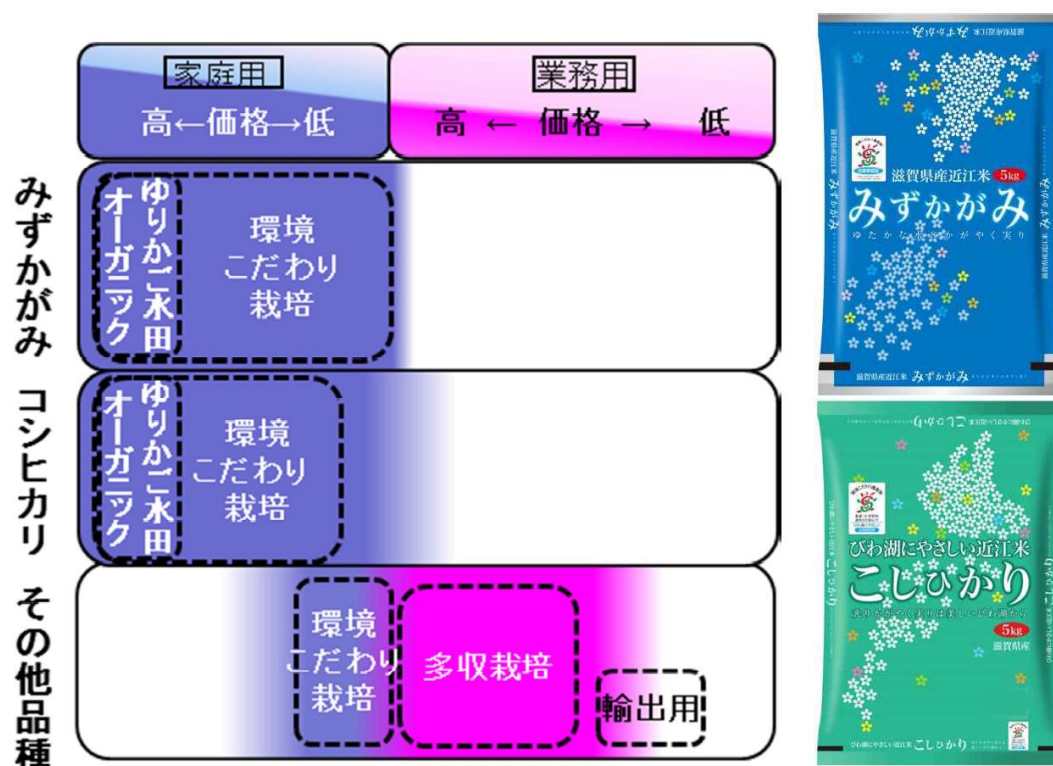
- ①化学合成農薬の使用量を通常使用量の半分以下（延べ7成分以下）
- ②化学肥料（窒素成分）を通常使用量の半分以下（4kg/10a）
- ③泥水を流さないなど琵琶湖をはじめ環境にやさしい技術で栽培
- ④どのように栽培されたかを記録



（出典：滋賀のおいしいコレクションホームページ）

農林水産省が公表する「令和4年産産地品種銘柄一覧」によると、一般家庭で食べられる米である「水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米」として登録されている銘柄数は921あり、この中で環境こだわり米の味を広告しても差別化は難しいと考えられることから、環境にこだわっている点を強調して差別化を図ることは重要である。また、SDGsやMLGs（琵琶湖版のSDGs）のアピールにもつながるものであり、県民の健康促進にもつながる施策であるため、環境にこだわっている点を強調する必要性も高い。

特に、県はオーガニック米および魚のゆりかご水田米を環境こだわり米の象徴として全国へ情報発信するとともに、流通対策を一体的に進めることで、「環境こだわり米」全体、さらには「近江米」全体のブランドイメージの向上・消費拡大を図ることも計画している。



(出典：滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（平成31年3月策定）)

今後、「環境こだわり米」について、環境にこだわった製法である点を広く知ってもらえるように、例えばパッケージにQRコードを貼付する方法を加えるなど、広告方法を再度検討したうえで近江米の消費拡大につながることを望まれる。

(5) 近江米安全安心流通対策事業

1) 概要

県育成品種を中心とした近江米の販売促進を図るとともに、広く消費者を対象とした PR を継続的に展開し、近江米全体のブランド力の維持向上を図ることを目的としている。

2) 近江米ブランド確立強化事業補助金

近江米のブランド力強化を図るため、「みずかがみ」をはじめとした近江米の魅力を広く発信するなど、近江米振興協会による PR 活動や販売促進の取組を支援するため、県が予算の範囲内において近江米振興協会に対して近江米ブランド確立強化事業費補助金 4,550 千円を交付するものである。

補助対象経費、事業実施主体および補助率は以下のとおりである。

補助対象経費	事業実施主体	補助率
(1) 登録店での販売促進活動 ①近畿地区の近江米販売登録店を訪問し、店主等との対話を通じて近江米の魅力伝達や意見交換を行うのに必要な経費 ②近江米販売登録店に対して PR 資材や産地情報の提供など、店頭での近江米の販売力を強化させるために必要な経費 (2) 近江米 PR 活動の展開 近江米マーケティング戦略に基づいた情報発信や催事の開催等により、「みずかがみ」「秋の詩」等、本件育成品種を中心とした近江米の PR および販売促進に係る経費	近江米振興協会	1 / 2 以内

(出典：近江米ブランド確立強化事業費補助金交付要綱)

事業実施主体である近江米振興協会は県からの補助金 4,550 千円に自己財源 6,440 千円を加えた 10,990 千円で当該事業を実施しており、事業内容は以下のとおりである。

【事業内容】

- ・びわ湖放送 255 本、エフエム滋賀 155 本、合計 410 本の CM 放映（期間は令和 3 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までと、令和 4 年 3 月 8 日から 3 月 31 日まで）
- ・JR 大阪駅や京都駅にデジタルサイネージ広告を掲載
- ・大阪メトロの吊革、毎日新聞、京都新聞、県政しがに広告を掲載
- ・近江米リーフレットやマスク & マスクケースなどの店頭 PR 資材の作成、配布
- ・京阪神に対する新米キャンペーンとして近江米、近江牛、近江茶を懸賞キャンペーン
- ・テレビ放送や県民栄誉賞、マラソン、コンサートなどの各種イベントの協賛

(出典：補助金実績報告書より監査人が抜粋)

ア) 補助金の一本化の検討（意見）

当該補助金の補助対象経費は、近江米の PR のために必要な経費が含まれており、販売促進用の PR 資材の作成などが含まれている。一方で、「(4) 環境こだわり農産物流通拡大事業」の「2) 環境こだわり農産物流通拡大事業補助金」において記載した環境こだわり農産物流通拡大事業補助金の補助対象経費においても以下のとおり近江米のブランド力を高めるための PR に必要な経費が補助対象経費となっている。

近江米ブランド確立強化事業費補助金	環境こだわり農産物流通拡大事業補助金
<p>(1) 登録店での販売促進活動</p> <p>①近畿地区の近江米販売登録店を訪問し、店主等との対話を通じて近江米の魅力伝達や意見交換を行うのに必要な経費</p> <p>②近江米販売登録店に対して PR 資材や産地情報の提供など、店頭での近江米の販売力を強化させるために必要な経費</p> <p>(2) 近江米 PR 活動の展開</p> <p>近江米マーケティング戦略に基づいた情報発信や催事の開催等により、「みずかがみ」「秋の詩」等、本件育成品種を中心とした近江米の PR および販売促進に係る経費</p>	<p>環境こだわり農産物流通拡大事業（環境こだわり米プロモーション事業）</p> <p>「近江米生産・流通ビジョン」において家庭用用途として位置づけられる「環境こだわりコシヒカリ」および「みずかがみ」を PR し、近江米のブランド力を高め、販売促進を図るため、近江米振興協会が行うテレビ CM 放映に係る経費等に要する経費</p>

(出典：近江米ブランド確立強化事業費補助金交付要綱、環境こだわり農産物流通拡大事業補助金交付要綱)

上記について補助対象経費の内容が一部重複している点も見受けられるため、県に内容を確認したところ、当該事業は近江米全般のブランド力の向上を目的としている一方で、環境こだわり農産物流通拡大事業補助金は近江米の中でも環境こだわり米に着目している点で事業の目的が異なっており、それぞれの目的にしたがった補助対象経費となっている点で異なるとのことであった。

ただし、補助事業の実績を確認したところ、テレビCMの内容やJR駅への広告掲載など、以下のとおり実施内容が一部重複しているようにも見受けられた。特にテレビCMについて、同じ内容のものが放映されており、一見して差異は見受けられなかった。

重複している項目	近江米ブランド確立強化事業費補助金	環境こだわり農産物流通拡大事業補助金
テレビのCM放映	・びわ湖放送 255 本	・朝日放送 36 本、関西テレビ 55 本、合計 91 本
JR 駅へのデジタルサイネージ広告	・JR 大阪駅や京都駅にデジタルサイネージ広告を掲載	・JR 西日本主要駅のデジタルサイネージ広告用動画を制作し、京都駅地下鉄連絡口に 24 面、大阪駅南口に 10 面掲載

(出典：それぞれの補助金実績報告書より監査人が抜粋)

上記について、一見すると目的が異なった趣旨でそれぞれ実施されていることが理解できない内容であり、いずれも近江米のブランド力向上を図ったものと見受けられた。

また、いずれの補助事業についても事業実施主体が近江米振興協会と交付要綱で定められており、補助対象経費の範囲も似た内容になっていることから、2つの補助金を1つに統一することにより事務手続の簡略化を図るなど、効率化の検討が望まれる。

(6) 6次産業化ネットワーク活動推進事業

1) 概要

6次産業化ネットワーク活動推進事業は、農林漁業者と多様な事業者が参画した6次産業化ネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓等を支援することや、他業種と連携した新しいビジネスの展開を合わせて支援することを目的としている。

6次産業化とは、農林水産省のホームページによると以下のとおりである。

【6次産業化とは】

「6次産業化」とは、農林漁業者（1次産業）が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得（収入）を向上していくことです。

生産物の価値を上げるため、農林漁業者が、農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするものです。

「1次産業」という言葉の6は、農林漁業本来の1次産業だけでなく、2次産業（工業・製造業）・3次産業（販売業・サービス業）を取り込むことから、「1次産業の1」×「2次産業の2」×「3次産業の3」のかけ算の6を意味しています。

（出典：農林水産省ホームページ）

2) 6次産業化委託事業（プランナー、新ビジネス）

県は農林漁業者の所得向上や雇用拡大を図り地域農業の活性化を図るためには、農林漁業者が新たな商品開発や販路開拓等に取り組む6次産業化を推進することが重要であると認識している。当該事業は①マーケティングや商品開発等の専門家である滋賀県6次産業化プランナーの派遣による農林漁業者の6次産業化の取組を支援することを目的としている。

上記に併せて、平成28年11月に立ち上げた「滋賀県農林水産業新ビジネス創造研究会」（以下、「研究会」という。）を母体として、②-1研究会員に対して新ビジネスを創造するきっかけを提供し、②-2新しいビジネスモデルを構築するための研究会員における新ビジネスの調査研究活動への支援により、関係する事業者のニーズやシーズをマッチングして農林漁業者のレベルアップを図ることで、県の農林水産業に係る新たなビジネスを構築することを目的としている。

委託先は公募型プロポーザルにより選定し、7,590千円で契約している。

ア) 委託費の検査・精算（意見）

新型コロナウイルス感染症等の影響により事業量が減少した結果、最終的な支払額（精算額）が6,592千円となっており、契約金額7,590千円に対して997千円減額となっている。

委託契約第10条によると、「委託料の精算にあたり、精算額が委託金額を下回った場合は、精算額を委託料の額とし、変更契約書の締結は省略するものとする。」と記載されている。この点、県に委託先の精算額の確認方法について質問したところ、以下の方法に基づいて確認したとの回答を得た。

【県の回答】

- ・農林漁業者への6次産業化の取組支援の農林漁業者へのプランナー派遣回数が新型コロナウイルス感染症の影響により減少した。（当初予定80回→36回）
- ・精算額については、例年、精算見積書の提出を求めているが、今回、新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業量が大きく減少したため、事業完了報告時に委託事業者に勘定元帳の提出を求め、経費の増減額を確認している。
- ・減少額の根拠資料については、委託事業者提出の見積書と遂行状況報告書および勘定元帳で減少額を確認している。

上記について、新型コロナウイルス感染症の影響により、プランナー派遣回数が減少しているものの、延期に伴う調整が増加したことや、web併用による会議、打ち合わせの増加により業務に携わる人員が増加したことなど、人件費の増額等が発生したことについて勘定元帳等により確認しているが、確認作業は事後的に行われていた。

今後、事業内容の変更の提案を受ける場合において、事前に変更後の委託費用の内訳を把握するとともに、検査調書に金額の変更内容を記載し、決裁権者が増減内容を容易に把握できるようにすべきである。

(7) 農村女性がつなぎ・かがやく滋賀の「食と農」魅力発信事業

1) 概要

コロナ禍における有効な手段を用いて、県の女性農業者等が自らの声で「個人」の活動を通じて滋賀の魅力を伝えることで、都市部で暮らす女性に県への興味を感じてもらい、多様なつながり（縁）づくりを進めることを目的とする事業である。

令和3年度の予算および決算の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	予算現額	決算
農村女性がつなぎ・かがやく滋賀の「食と農」魅力発信事業委託料	3,680	3,676

(出典：みらいの農業振興課作成資料)

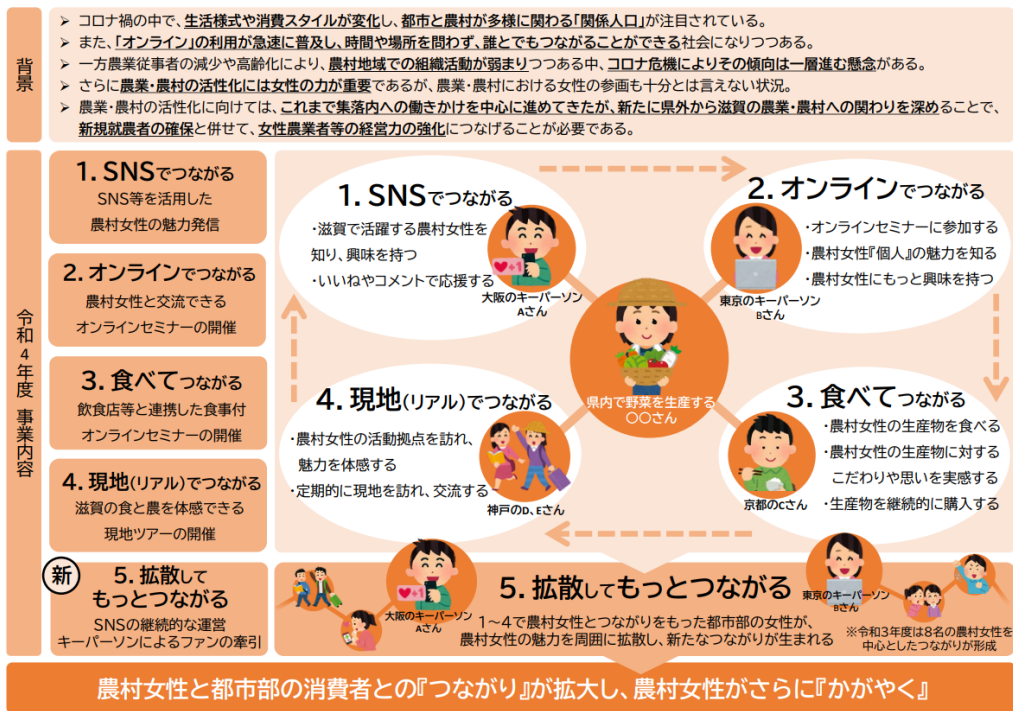
2) 農村女性がつなぎ・かがやく滋賀の「食と農」魅力発信事業

農村女性がつなぎ・かがやく滋賀の「食と農」魅力発信事業は、生産者の顔が見える「食」に関心を持つ都市部の女性をターゲットに、農村女性の「個人」の活動を通じて滋賀の「食と農」の魅力を発信し、都市部に暮らす滋賀の農村女性のファンを創出し、そのファンを核としてさらにファンが拡大し、それを農村女性の更なる活躍に結び付ける持続的な仕組みを構築することを目的としている。

業務の内容は以下のとおりである。

- ①事業対象者（農村女性側）の情報収集と選定
- ②事業対象者（都市部の女性側）の選定
- ③情報発信用のツールの作成
- ④セミナーの開催
- ⑤現地ツアーの開催
- ⑥その他

(出典：農村女性がつなぎ・かがやく滋賀の「食と農」魅力発信事業業務委託仕様書)



(出典：滋賀県ホームページ)

県は当該委託業務を外部の事業者と 3,676 千円で契約しており、契約金額の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

内容	金額
①事業対象者Aの情報収集と選定	259
②事業対象者Bの選定	503
③情報発信用のツールの作成	851
④セミナーの開催	1,193
⑤現地ツアーの開催	928
⑥企画管理	20
合計	3,754
値引	△412
消費税	334
総計(税込)	3,676

ア) 事業の必要性の検討（意見）

当該事業は「生産者の顔が見える「食」に関心を持つ都市部の女性をターゲットに、農村女性の「個人」の活動を通じて滋賀の「食と農」の魅力を発信し、都市部に暮らす滋賀の農村女性のファンを創出し、そのファンを核としてさらにファンが拡大し、それを農村女性の更なる活躍に結び付ける持続的な仕組みを構築すること」を達成するため、新たに増加した県内女性農業者等のファンの数（セミナー・ツアーに参加した実人数）を増やすことを目的としている。

県は当該事業において「ファン」を「県に来訪する者および県農産物を購入する者」と定義しており、ファンの数の増加が県農産物の販売促進につながるものと想定しているが、一人あたりのファンの県農産物の購入単価などを分析しておらず、シミュレーションや計画策定等ができていなかった。

県内女性農業者等のファンの数が増加した結果、こういった効果を生むのかが不明なまま事業を遂行することは、決算額の 3,676 千円を使用する価値があるのか判断できない状況である。

県は、当該事業の目的を明確にするための協議を行うとともに、事業実施効果を見いだせない場合については事業の廃止を検討することが望まれる。

(8) つなげる！応援店「滋賀の食材」県外プロモーション事業

1) 概要

つなげる！応援店「滋賀の食材」県外プロモーション事業は、首都圏や京阪神の飲食店等と県内生産者等がつながるきっかけを創出し、滋賀食材の継続利用をめざすとともに、生産者等が行う販路開拓活動を支援することで、県外における滋賀食材の認知度向上、消費拡大を図ることを目的とする事業である。

令和3年度予算および決算の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	予算現額	決算
首都圏販路開拓活動支援事業補助金	1,350	1,153
「滋賀の食材」京阪神プロモーション委託	2,700	2,700
「滋賀の食材」首都圏プロモーション委託	7,300	7,299
上記補助金・委託料以外の経費	480	333
合計	11,830	11,485

(出典：みらいの農業振興課作成資料)

2) 首都圏販路開拓活動支援事業補助金

首都圏販路開拓活動支援事業補助金は、滋賀県内で活動する農畜水産物生産者等が、首都圏での展示商談会およびテストマーケティングに出展する場合に必要な経費の一部を補助することを目的として12事業者に対して1,153千円の補助金を交付している。

補助対象事業は①テストマーケティング（県が主催・共催するものおよび「ここ滋賀」での企画催事に出展するものに限る。）と、②展示商談会（企業間取引を目的として、複数事業者が出展するものに限る。）となっており、補助対象経費、事業実施主体、補助率および補助限度額は以下のとおりである。

補助対象経費	事業実施主体	補助率	補助限度額
1. 出展経費 出展料・スペース料、展示装飾費・工事費、備品レンタル料、電気代、パネル等製作費 ほか 2. 輸送等経費 出品物梱包費および輸送費 3. 旅費 交通費および宿泊費 4. 広告宣伝経費 パンフレット作成費、商品カタログ製作費（ただし、配布した枚数分のみを対象とする） ほか	①滋賀県内で活動する農畜水産物生産者（県内において農畜水産物を生産する農業者および漁業者ならびにこれらの者が主たる構成員または出資者となっている法人および団体） ②滋賀県内に事業所のある、県産の農水産物を原料とする食品を加工する事業者	補助対象経費の1/2以内)	150千円以内（ただし、補助金の交付は、1補助対象事業者あたり1回までとする。なお、出展回数は1回のみに限らない。）

(出典：首都圏販路開拓活動支援事業補助金交付要綱)

ア) サンプル品の取り扱い (意見)

事業実施主体2者が対象経費としているサンプル品について、該当商品のPRに繋がるものであり、交付要綱に定められる広告宣伝経費として認めており、金額について小売希望価格を経費として認めていた。

商談会等の場において、サンプル品を配布しPRすることは考え得る事であるものの、あくまでも広告宣伝用として使用することから、対象となる経費は、小売希望価格ではなく原価等とすべきである。

この点、サンプル品の対象経費の金額基準について交付要綱等で明確となっていなかったため、サンプル品を対象経費として扱う場合の価格基準の設定について検討し、交付要綱等に明記することが望まれる。

なお、原価等の把握が難しい場合は一律に小売希望価格の50%とすることや業界平均の売上原価を調査するなどの工夫も必要である。

イ) オンラインのシステムのための費用 (意見)

補助事業の実施主体1者に対して、オンライン商談のためのシステムの導入費として配線工事費やLANケーブル、ハードディスクなどを補助対象経費に含まれているが、交付要綱に明記されていなかった。

この点、県が補助対象経費に含めることを認めた理由は、本来であれば対面での開催を予定していたイベントが、オンラインでの開催に変更となった点や、首都圏における販路開拓活動の促進を図るための体制づくりとして必要と判断した点である。

今後は、補助対象として申請できる経費を実施主体が容易に把握できるとともに、公平性をより確実なものにするためにも、交付要綱を改める等の対応が望まれる。

ウ) 補助対象経費の網羅的な記載 (意見)

事業実施主体 1 者の実績報告を確認したところ、補助対象経費の記載は出展料 451,000 円のみとなっている。一方で実績報告のコメントとして「展示会出展にかかる経費は最低 50 万円以上かかる」と記載されており、実績報告内において記載内容が不整合となっている。

当該補助金の上限額は 150,000 円であり、補助率も 2 分の 1 となっていることから、補助対象経費は 300,000 円を超えても補助金額は変わらないため、300,000 円を超える経費について実績報告に記載することは事業実施主体にとっては非効率な作業であることは理解できる。しかし、県は今後の補助金額の水準を決めていくうえで、今回の補助事業で事業実施主体の必要経費額を把握することは重要である。

この点、県は補助対象経費としてすべての経費を記載すべきとまでは求めているが、内容については確認しており補助対象経費として記載することについては、各事業者の判断に任せているところであり、申請書提出時にその意図については、確認しているとのことであった。

県は内容の把握をしており、事業実施主体としても説明責任を果たすためには実績報告書に記載しないまでも補助対象経費を網羅的に把握したうえで説明する準備資料を作成することとなることから、同様の内容を補助金の実績報告において記載することは効率性な作業とはならないものと考えられる。そのため、県は補助対象経費の総額を記載させるように指導することにより、補助事業の経費の全額を把握し、今後の交付すべき補助金の金額水準を判断することが望まれる。

エ) 割高な交通費 (意見)

事業実施主体 1 者の実績報告を確認したところ、補助対象経費に金沢から東京の交通費が含まれており、全額が補助対象経費として認められていた。

この点、県は主催者により定められた商談会スケジュールに間に合わせるための最適なルート選択であるとともに、事業者の利便性も兼ね合わせ、金沢発の交通費を合理的なものとして判断していた。しかし、事業実施主体が利用する米原からの発着を考えた場合、金沢から東京の交通費は、米原から東京の交通費と比較して高いものであり、補助対象経費として認める合理的な理由を見出すことはできない。

合理的な水準は米原から東京までの交通費とし、当該交通費の金額を限度とするなどの基準を設ける必要があり、割高となった分の補助対象経費は計上させないように指導することが望まれる。

(9) 経営所得安定対策等推進事業

1) 概要

経営所得安定対策等推進事業は、認定農業者や集落営農等担い手の農業経営の安定等を図ることを目的として実施される経営所得安定対策等の円滑な推進を図るとともに、農業所得の最大化を図るための集落等への提案に向けた活動を推進することを目的としている。

令和3年度予算および決算の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	予算現額	決算
経営所得安定対策等推進事業	152,691	152,464

(出典：みらいの農業振興課作成資料)

2) 滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金

滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金は経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金およびしがの米政策の推進に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町および県農業再生協議会に補助金を交付することを目的としている。

県は補助対象事業の「県域しがの米政策推進活動」に対して、県農業再生協議会に10,843千円の補助金を令和3年度において交付している。

県農業再生協議会は、農業経営の安定などを目指す経営所得安定対策等の円滑な推進を図るため、県行政と農業者団体等による連携体制を構築するとともに、滋賀県における主食用米の生産目標の設定や米の需給調整の実施に向けた取組をすすめる、しがの米政策の円滑な推進を図ることを目的とした団体である。

県は県農業再生協議会の設置運営および米政策の推進活動等に要する経費や、農業所得の最大化を図るための集落等への提案に向けた活動に対して補助金を交付している。

補助対象事業の「県域しがの米政策推進活動」に関する補助対象経費および補助率は以下のとおりである。

補助対象経費	補助率
県農業再生協議会が、しがの米政策の推進を図るために実施する事業に要する次に掲げる経費 (1) 事務等経費 (2) 人件費 (3) 事務委託費	定額

(出典：滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱)

ア) 補助金の効率化（意見）

補助対象経費の内容を確認したところ、事業費 11,025 千円のうち給料手当や交通費、法定福利費などの人件費が 10,411 千円であり大半を占めている。人件費の内容についても事務局長と事務局次長の 2 名分の人件費となっており、県 OB が就いていた。

事務局長と事務局次長の人件費を県が負担する理由について確認したところ、県農業再生協議会の会長は滋賀県農政水産部長であることが滋賀県農業再生協議会規約において定められており、本来であれば事務局を県が担う必要があるところ、県農業再生協議会に事務局を設置している関係で、事務局長および事務局次長の人件費分を過去から継続して補助金として交付しているとのことであった。また、他の都道府県では農業再生協議会の事務局を農林水産部等の関係部署内に設置する方法などもあるとのことであった。

県庁や関係団体に事務局を設置し、嘱託職員（会計年度任用職員）を採用することによって、人件費の抑制につながることも考えられる。また、県農業再生協議会は令和 3 年度末時点において積立金残高を 551,706 千円保有しており、多額の現預金を適正に管理する観点からも、事務局を関係部署内に設置することも考えられる。

今後、他の都道府県の農業再生協議会の事務局設置の状況などを調査したうえで、県庁や関係団体に事務局を設置することによる人件費の削減などの検討が望まれる。なお、県は令和 4 年度からは人件費を抑制するため、事務局次長の役職を廃止したとのことであった。

(10) 環境こだわり農業支援事業

1) 概要

環境こだわり農業支援事業は、環境こだわり農業の実践に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む場合に、国、市町とともに支援を行うことを目的としている。

令和3年度予算および決算の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	予算現額	決算
環境こだわり農業支援事業	424,067	418,610

(出典：みらいの農業振興課作成資料)

2) こだわり滋賀ネットワーク負担金

こだわり滋賀ネットワークは、優れた自然環境や琵琶湖と共存した滋賀の農業のあり方や食について、会員が集い共に考え行動することにより、県民の食への安心感の醸成、地産地消の推進、および滋賀県農業の振興に寄与することを目的として設置されている団体である。

県の農政水産部長が当該組織の副会長となることがこだわり滋賀ネットワーク規約において定められており、県は当該組織に対して負担金を支出している。令和3年度は500千円の負担金を支出している。

こだわり滋賀ネットワークの詳細は以下のとおりである。

こだわり滋賀ネットワークとは？

地産地消の推進、滋賀県農業の振興に寄与することを目的に活動しています！

こだわり滋賀ネットワークは、平成 12 年に設立された「食と農と環境を考える県民会議」を母体とした団体で、生産者、消費者、企業、団体、行政など、個人・団体あわせて 200 名近い会員が活動しています。

優れた自然環境や琵琶湖と共存した滋賀の農業のあり方や食について、会員が集い、ともに考え、行動することにより、県民の食への安心感の醸成、地産地消の推進および滋賀県農業の振興に寄与することを目的としています。

会長は、滋賀県農業協同組合中央会会長が務めています。

こんな活動をしています！

生産者と消費者のきずなを深めるため、次のような活動をしています。

- ・県内各地で、生産者や生産現場を訪れるイベント等を開催
- ・農業についての勉強会や、生産者との交流会などを開催
- ・滋賀の農や食に関する情報を発信
 - 広報誌「こだわり。」
 - ブログ「惣～つながるブログ」

各支部について

個人会員は、県内にある 4 つの支部のいずれかに所属し、様々な活動を行っています。

- ・県内にお住まいの方は、以下の表で示した地域ごとに支部を分けております。
- ・県外にお住まいの方は、入会時に希望の支部を選択することができます。

各支部における該当の地域は以下のとおりです。

支部	該当の地域
大津・高島支部	大津市、高島市
南部・甲賀支部	草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市
東近江支部	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
湖北・湖東支部	長浜市、米原市、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

(出典：滋賀県ホームページ)

ア) 繰越金の取扱い（意見）

令和3年度のこだわり滋賀ネットワークの収支決算書を確認したところ、県からの負担金500千円を含む収入1,832千円に対して支出1,085千円となっており、746千円の繰越金が生じているが、県は負担金の返還などを請求していなかった。

令和2年度の収支決算書も同様に確認したところ、収入1,543千円に対して支出1,013千円となっており、529千円の繰越金が生じている。なお、各年度の収入額には前年度からの繰越金が含まれているため、令和3年度末の繰越金残高は746千円となっている。

こだわり滋賀ネットワークにおける繰越金発生の要因を県に確認したところ、新型コロナウイルス感染症の影響により一部事業が中止となった影響により、支出額が想定していた金額と比較して少なかったためとのことであった。

令和2年度において新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和3年度の事業計画を策定する際に、計画していた事業が実施不能となることは容易に想定できた。しかしながら、県はこだわり滋賀ネットワークとの間で事業の中止や代替事業を実施した場合における県からの負担金の取扱いについて協議がされていなかった。

今後、こだわり滋賀ネットワークが保有する繰越金から優先して使用し、その間は県から支払う負担金を軽減するなどをこだわり滋賀ネットワークと協議して決めることが望まれる。

(11) 新規就農者確保事業費

1) 概要

新規就農者確保事業は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、所得が不安定な就農前研修期の就農準備段階と経営開始初期段階に一定の所得を確保する農業次世代人材投資資金等を交付することを目的とする事業である。

令和3年度の予算および決算の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	予算現額	決算
新規就農者確保事業費	134,590	128,432

(出典：みらいの農業振興課作成資料)

2) 農地の確保 (意見)

県の農家数の減少や高齢化、土地持ち非農家の増加など、就農者の減少が懸念される中、新規就農者を増やす施策は重要である。この点、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（令和3年10月）によると、滋賀県農業構造の現状と課題のうち、県農業の中心となる担い手および新規就農者について以下のとおり記載されている。

(1) 本県農業の中心となる担い手

- ・認定農業者数は年々増加し、平成30年2月には2,787経営体となったが、その後減少に転じ、令和2年3月には2,620経営体となっている。うち法人数については556法人と年々増加しており、認定農業者数の21%を占めている。
- ・集落営農組織数は令和3年2月時点で458組織となり、近年はほぼ同数で推移している。このうち、集落営農法人数は361法人で、多くの集落営農組織が法人化している。
- ・認定農業者の高齢化が進行しており、法人を除く半数以上が65歳以上となっている。
- ・集落営農法人においても、役員やオペレーターが高齢化し、次世代の人材の不足が懸念されている。
- ・担い手の経営基盤の強化を進めるとともに、経営継承を計画的に進め、経営基盤を確実に次世代に引き継ぐ必要がある。

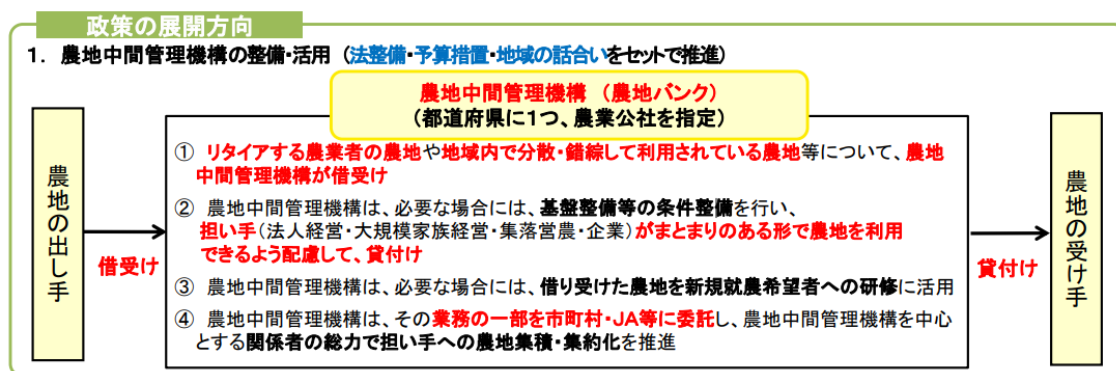
(4) 新規就農者

- ・過去5年間（平成28年度～令和2年度）で515名（年平均103名）が新たに就農している。
- ・就農から3年後の定着率は、過去3か年（平成29年度～令和元年度）平均で79%（雇用就農68%、自営就農91%）であり、定着率の一層の向上が必要である。
- ・新たに農業を開始しようとする就農希望者にとって、農地の確保が大きな課題となっている。
- ・農業法人に雇用就農した新規就農者は、農業法人を支える人材としてだけでなく、将来独立し、地域の担い手となることも期待できる。
- ・就農希望者の多くが就農し、安定した農業経営が営めるよう、または就農先の農業法人で長期に働き続けられるよう、支援していく必要がある。

(出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針)

上記を受けて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針において、農業経営基盤の強化の促進に向けた取組の方向性を示しているが、上記の新規就農者の3点目に記載している「新たに農業を開始しようとする就農希望者にとって、農地の確保が大きな課題となっている。」について、具体的な取組が見いだせていない。

新規就農者が農地を確保するために利用する方法の1つに、農地中間管理機構の農地バンク制度の活用がある。



(出典：農林水産省「農地中間管理機構の概要」)

農地バンクは公平に農地を必要とする農家に貸し出されるべきであるが、新規就農者にとってうまく機能していないこともあり、県も「農地の確保が大きな課題」と認識している。

農地バンクが新規就農者に機能していない理由について県にヒアリングしたところ、農地を保有する農家にとって、誰に農地を貸すのかは重要であり、保有する農地を荒らされるわけにはいかないことから、新規就農者に対して貸すことを拒む場合が多いとのことである。また、平地にある耕作しやすい農地については既存の農家からの引き合いも多く、新規就農者が借りることなどできないことから、新規就農者が借りることができるのは小さい農地や中山間の耕作しにくい農地など、既存の農家が手を出さない農地しか残っていないのが現状とのことであった。

これからの県農業のことを考えた場合、新規就農者を増やす施策は重要であることから、要因分析をしたうえで、新規就農者が農地を確保しやすい施策を県と市町・農業委員会が一体となって検討することが必要である。

(12) 普及指導に係る事業

1) 普及指導係の指導内容（指摘事項） [東近江農業農村振興事務所]

県の農業農村振興事務所には、農産普及課が設置されており、農産普及課の中には補助金業務等を主に行う農業推進係と農家に対して技術指導等を行う普及指導係がある。予算的には、補助金業務を担当するため農業推進係の予算が大きくなるが、人員的には農業の技術指導を行う普及指導係の方が多く農業の専門職員を中心として農家に対して技術指導等を実施している。

普及指導を行うにあたっては、普及指導基本計画に基づき指導業務が行われている。普及指導基本計画によれば、大課題および中課題（令和3年～7年）は次のとおりである。

大課題	中課題	
大課題1 担い手の育成と 経営力の強化	1-1	スマート農業等の革新技术の導入や6次産業化など経営発展に向けた取組支援
	1-2	水田作経営の強化に向けた支援
	1-3	新規就農者の確保・育成
	1-4	女性農業者の育成と経営参画支援
大課題2 産地の育成と販 売力の強化	2-1	米・麦・大豆の生産性向上支援
	2-2	野菜、果樹、花き、茶の多様な園芸産地育成支援
	2-3	環境こだわり農業・安心安全な農産物生産への支援
	2-4	耕畜連携の取組への支援
大課題3 持続可能で魅力 ある農業・農村 の振興	3-1	地域農業を支える集落営農の維持・発展に向けた支援
	3-2	担い手を支える集落の仕組み作りへの支援
	3-3	地域資源を活かした魅力ある地域農業の振興に向けた支援
	3-4	獣害軽減に向けた取組への支援
	3-5	農業排水対策等、周辺環境に配慮した農業等の取組支援

また、課題に対する成果指標が設定されているものは次のとおりである。

【中課題 1-3 「新規就農者の確保・育成」】

NO	指標名	単位		R3	R4	R5	R6	R7
1-2	認定新規就農者数（累積）	人	目標	5	10	15	20	25
			実績	7				

【中課題 2-1 米・麦・大豆の生産性向上支援】

NO	指標名	単位		R3	R4	R5	R6	R7
2-1	作付面積上位5品種の1等米比率	%	目標	72	74	76	78	80
			実績	79.6				

NO	指標名	単位		R3	R4	R5	R6	R7
2-1	小麦の平均単収	Kg/10a	目標	320	330	340	350	360
			実績					

【中課題 2-2 野菜、果樹、花き、茶の多様な産地育成支援】

NO	指標名	単位		R3	R4	R5	R6	R7
2-2	新たに 50a 以上高収益作物に取り 組む経営体数（累計）	経営体	目標	3	6	9	12	15
			実績	4				
2-2	新規果樹栽培者数（累計） （ブドウ、イチジク、ナシ）	人	目標	3	8	13	16	19
			実績	6				
2-2	新たに花き生産が行われた集落数 （累積）	集落	目標	2	4	6	8	10
			実績	6				

【中課題 3-1 地域農業を支える集落営農の維持・発展に向けた支援】

NO	指標名	単位		R3	R4	R5	R6	R7
3-1	地域農業戦略指針に基づき、集 落が目指す姿を話し合い、複数の 集落で実践する取組数（累計）	取組数	目標	1	2	3	4	5
			実績	1				

【中課題 3-4 獣害軽減に向けた取組への支援】

NO	指標名	単位		R3	R4	R5	R6	R7
3-2	野生獣による被害発生集落数	集落	目標	50	48	46	44	42
			実績					

課題を整理した上で、一部の中課題については、成果指標も設定し指導業務が行われている。

一方、普及指導基本計画の開始時点である令和3年4月1日に県において「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」が施行されており、その前文で「農業所得の増大につなげる」ことを重視することが以下のとおり記載されている。

気候変動に適応しつつ自然環境に与える負荷の軽減に配慮して農業の生産性を向上させ、農業所得の増大につなげることにより、全ての農業者が意欲と誇りを持って農業を営むことができるようにするとともに、環境との一層の調和に努めることが必要である。引き続き安全で安心な農産物を生産するという前提の下、私たちは、これらの取組を推進することによって、県民が一体となって滋賀の農業を健全な姿で次の世代に引き継いでいくことを決意し、ここに持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例を制定する。

(出典：持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例)

各農家は農業を事業として行っているのであり、他の産業と同様に売上高や所得（利益）の確保は重要課題であり、「農業所得の増大」は、「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」の前文でも記載される重要項目である。

普及指導基本計画および普及活動実績集を見る限り、大課題1「経営力の強化」、大課題2「販売力の強化」の普及活動が「農業所得の増大」に寄与する活動であると思われる。しかし、その具体的な活動内容は、特定作物の収穫量を増大させる等の技術的指導が行われているケースが多く、「農業所得の増大」との結びつきが不明確であった。

各農産普及課における普及活動は、条例に掲げる「農業所得の増大」を念頭に置いた活動が行われるべきである。事業者の経営状況は個別性が高く、技術指導を有効に機能させるためにも個々の経営状況を把握することは重要であると考えられる。

そのため、対象農家から決算書・申告書等を入手して所得状況を把握し、対象農家の経営状況に応じた導入技術の経営評価を行い、「農業所得の増大」との結び付きを明確にして技術的指導を行うべきである。あるいは、個人情報との関係等で決算書・申告書等の入手ができない場合は、「経営ハンドブック」等にある経営指標を基に対象農家の経営状況を推定し、導入技術の経営評価を行い、「農業所得の増大」との結び付きを明確にして技術的指導を行うべきである。

なお、大津・南部農業農村振興事務所へも往査しており、上記記載内容についてほぼ同趣旨の指摘であるので、同様に受け止めていただきたい。

3. 畜産課

畜産課の令和3年度の予算決算の一覧は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名称	細目事業	予算現額	決算額
肉用牛振興対策費	キャトル・ステーション運営費	170,968	155,537
	その他	17,730	15,284
家畜畜産物流通対策費	「給食で食べて知ろう！！」 滋賀の畜産物学校給食提供事業	33,336	32,045
	その他	975	969
食肉流通機構整備推進費	食肉流通機構整備推進事業	609,138	609,070
	その他	5,626	4,707
畜産収益力強化対策事業費	畜産収益力強化対策事業費	815,360	156
	スマート畜産導入支援事業	28,732	-
家畜保健衛生所運営費	家畜保健衛生所運営事業	13,173	11,883
家畜防疫費	家畜防疫緊急対策費	11,708	10,635
	豚熱防疫対策費	62,265	61,177
	その他	9,199	8,765
運営費	畜産技術振興センター運営事業	29,852	28,877
	その他	8,937	8,904
育成牧場運営費	高品質近江牛づくり推進事業	41,395	41,023
	その他	9,348	8,991
試験研究調査費	変化する消費者ニーズを捉えた近江牛生産技術の確立	20,069	19,862
	その他	12,857	11,957
その他		38,890	36,414
合計		1,939,558	1,066,262

(出典：畜産課作成資料を監査人が加工)

畜産課の予算決算額のうち、大きな額を占めているのは、県内唯一の食肉の生産流通拠点である滋賀食肉センターの円滑な運営が図られるよう支援する食肉流通機構整備推進事業費、および畜産クラスターの仕組みを活用して、地域ぐるみで収益性を向上させる取組に対し、地域における連携のコーディネート活動や、中心的役割を担う経営体等の施設整備に対して助成する目的の畜産収益力強化対策事業費である。

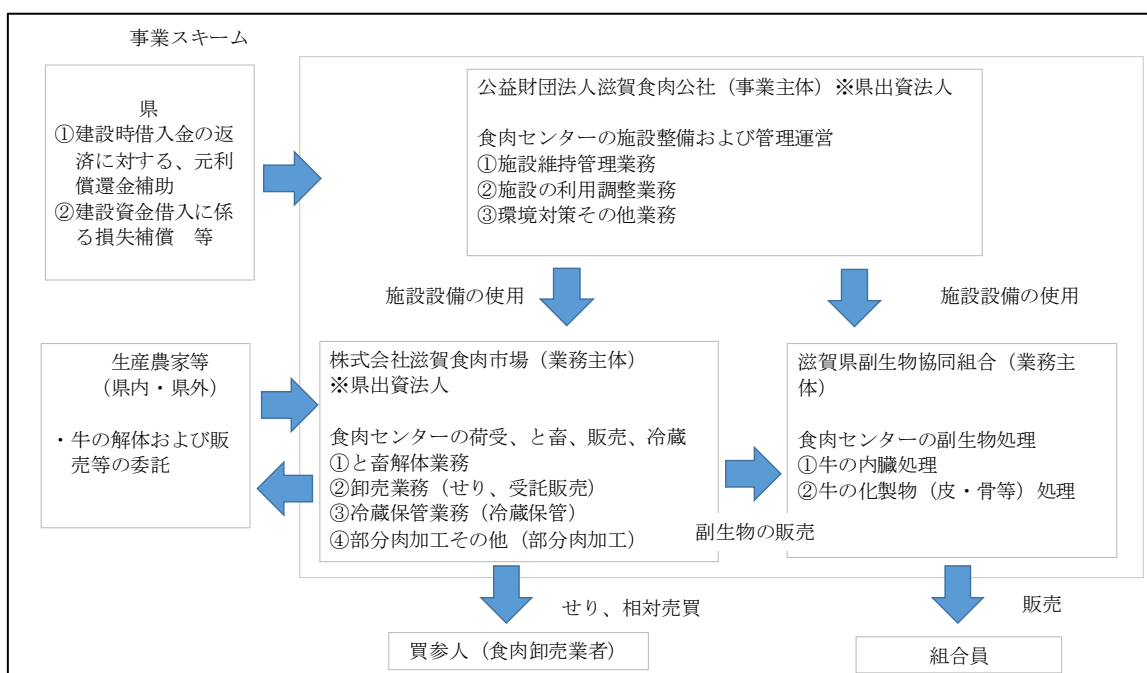
滋賀食肉センターは、平成19年度の開設以降、当初の計画どおりにと畜数量が推移しておらず、令和3年度および令和4年度において、今後のあり方について県で検討を進めることとなっている。畜産収益力強化対策事業は、当事業のうち施設整備事業について、国からの補助金の交付事務が県の役割となっている。このため畜産課については、滋賀食肉センターを中心に監査手続きを進めた。畜産収益力強化対策事業については事業概要のヒアリングを実施している。

(1) 食肉流通機構整備推進事業

1) 滋賀食肉センター

滋賀食肉センターは、消費者への安全で安心な食肉の安定的供給と「近江牛」をはじめとする滋賀県畜産の振興と発展を目的に、平成19年4月、県内の食肉処理施設を統合し、「食肉生産施設」として近江八幡市近郊に誕生した。

現在の滋賀食肉センターの運営体制としては、公益財団法人滋賀食肉公社が施設整備および維持管理を、株式会社滋賀食肉市場と滋賀県副生物協同組合が業務運営を担っている。県が示すセンターの事業スキームは以下のとおりである。



(出典：畜産課作成資料)

2) 公益財団法人滋賀食肉公社

ア) 設立の趣旨・目的

県内の食肉流通拠点を整備および管理運営することにより、食肉の効率的で衛生的な処理および流通の合理化を促進し、安全な食肉を安定的に供給するとともに、食肉の生産、流通、消費等に関する知識等の普及啓発を行い、畜産業の発展ならびに公衆衛生、県民の食生活および食文化の向上に寄与する。

イ) 業務概要

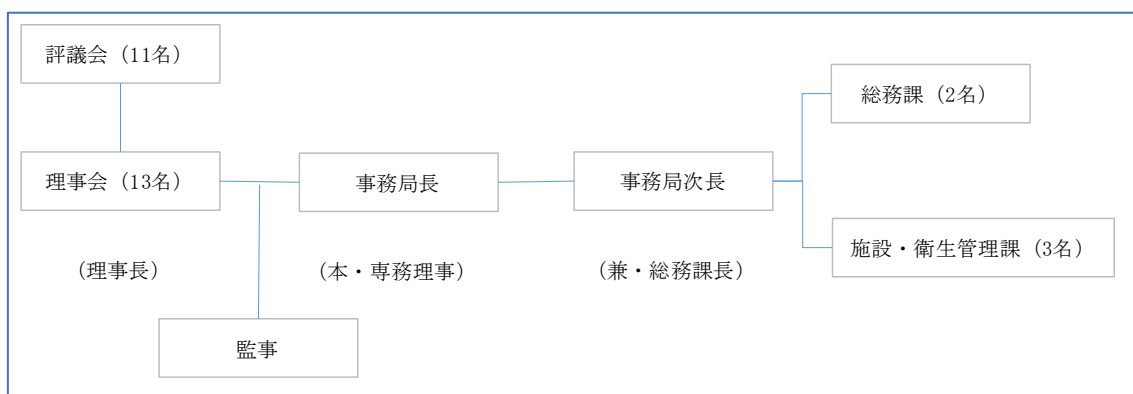
- ・食肉処理の効率化ならびに衛生品質管理技術の調査および普及啓発に関する事業
- ・食肉の流通改善に関する事業
- ・食肉に係る知識の普及啓発に関する事業
- ・食肉センターの施設整備および管理運営に関する事業

ウ) 出資概要（令和3年度末）

出資者	出資額（千円）	構成比（％）
滋賀県	1,373,263	97.95
滋賀県家畜商業協同組合	6,250	0.45
グリーン近江農業協同組合	6,250	0.45
滋賀県町村会	5,600	0.40
全農滋賀県本部	3,750	0.27
大津市	2,176	0.15
彦根市	1,001	0.07
草津市	986	0.07
近江八幡市	754	0.05
守山市	716	0.05
長浜市	682	0.05
東近江市	585	0.04
合計	1,402,013	100.00

（出典：畜産課作成資料）

エ) 組織図 (令和4年4月1日現在)



(出典：畜産課作成資料)

オ) 役員構成 (令和4年6月15日現在)

役職	氏名 (他団体での役職)	常勤	役職	氏名 (他団体での役職)	常勤
理事長	江島宏治 (滋賀県副知事)		評議員	青木義和 (滋賀県農政水産部畜産課長)	
専務理事	保田誠 ((公財) 滋賀県食肉公社事務局長を兼務し常勤)	○	評議員	小川一記 (滋賀県農政水産部農政課長)	
理事	田原利秋 (滋賀県理事 (近江牛流通担当))		評議員	長宗学 (滋賀県食肉衛生検査所所長)	
理事	並河孝至 (滋賀県健康医療福祉部生活衛生課食の安全推進室長)		評議員	山田保 (全国農業協同組合連合会滋賀県本部長)	
理事	青木信治 (全国農業協同組合連合会滋賀県本部畜産部食肉事業体制整備専任部長)		評議員	中江吉治 (グリーン近江農業協同組合営農担当常務理事)	
理事	下村貴範 (グリーン近江農業協同組合畜産事業部長)		評議員	田原善裕 (滋賀県家畜商業協同組合副理事長)	
理事	田中正一 (滋賀県家畜商業協同組合理事長)		評議員	森村伸一 (滋賀県家畜商業協同組合理事)	
理事	澤井隆男 (滋賀県家畜商業協同組合副理事長)		評議員	佐野智哉 (近江牛輸出振興協同組合理事)	
理事	佐野隆三 (株式会社滋賀食肉市場取締役)		評議員	猪飼隆幸 (滋賀県町村会事務局長)	
理事	渡辺政幸 (「近江牛」宮崎友の会会長)		評議員	小西勝己 (近江八幡市経済産業部長)	
理事	堀江和博 (日野町長)		評議員	明石芳夫 (滋賀県市長会事務局長)	
理事	小西理 (近江八幡市長)		監事	大堀昭重	
理事	小椋正清 (東近江市長)		監事	浦山健 (全国農業協同組合連合会滋賀県本部副本部長)	

(出典：畜産課作成資料)

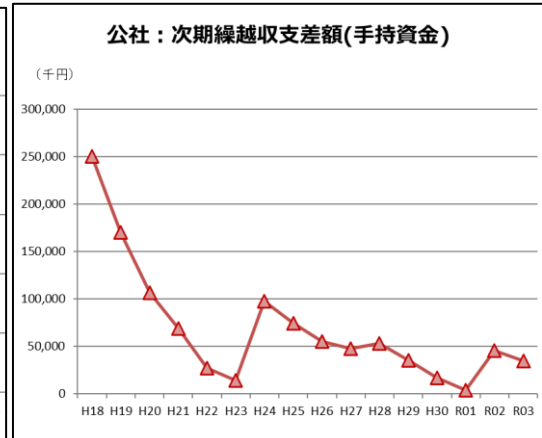
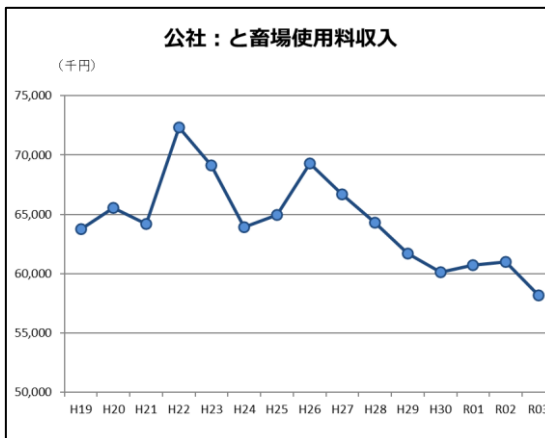
カ) 財務内容

	H29	H30	R01	R02	R03	対前年
資産合計	2,919,981	2,867,595	2,752,941	2,682,959	2,634,396	△ 48,562
流動資産	112,950	106,127	41,457	54,114	47,172	△ 6,942
固定資産	2,807,031	2,761,468	2,711,484	2,628,845	2,587,224	△ 41,621
負債合計	2,352,633	2,222,736	2,036,643	1,932,687	1,861,780	△ 70,907
流動負債	82,027	91,478	39,732	70,124	60,185	△ 9,939
固定負債	2,270,605	2,131,258	1,996,911	1,862,563	1,801,596	△ 60,967
正味財産合計	569,348	644,859	716,298	750,272	772,616	+ 22,344
うち一般正味財産	▲ 980,422	▲ 951,716	▲ 922,042	▲ 906,920	▲ 890,260	+ 16,659

	H29	H30	R01	R02	R03	対前年
経常収益	406,295	407,082	402,762	427,276	413,917	△ 13,360
うち事業収益	113,143	110,338	108,436	105,916	100,182	△ 5,735
うち受取補助金等	249,140	253,541	251,083	277,431	284,501	+ 7,070
経常費用	382,315	378,337	373,088	412,154	397,257	△ 14,896
当期経常増減額	23,981	28,745	29,674	15,123	16,659	+ 1,537
経常外収益	0	0	0	0	0	± 0
経常外費用	0	39	0	0	0	± 0
当期経常外増減額	▲ 0	▲ 39	▲ 0	0	0	± 0
当期一般正味財産増減額	23,981	28,706	29,674	15,123	16,659	+ 1,537

	H29	H30	R01	R02	R03	対前年
事業活動収支	1,410	669	▲ 542	▲ 6,729	▲ 41,513	△ 34,784
投資活動収支	▲ 4,515	▲ 3,783	▲ 2,246	▲ 699	▲ 18,832	△ 18,134
財務活動収支	▲ 15,100	▲ 15,100	▲ 10,100	45,900	52,442	+ 6,543
当期収支差額	▲ 18,205	▲ 18,214	▲ 12,888	38,472	▲ 7,903	△ 46,375
前期繰越	53,333	35,128	16,914	4,025	42,498	+ 38,472
次期繰越収支差額	35,128	16,914	4,025	42,498	34,595	△ 7,903

(出典：畜産課作成資料)



(出典：畜産課作成資料)

キ) 県の公益財団法人滋賀食肉公社に対する予算 (令和3年度)

(単位: 千円)

事業名	令和3年当初予算
施設整備資金借入償還金等補助金	134,865
安全・安心しがの畜産物流通促進事業補助金	7,686
基盤維持対策事業補助金	93,400
アセットマネジメント緊急支援事業補助金	50,000
牛原皮流通環境悪化緊急対策事業補助金	6,860
合計	292,811

(出典: 畜産課作成資料)

3) 株式会社滋賀食肉市場

ア) 設立の趣旨・目的

食肉の公正明朗な近代的取引と適正な卸売価格の形成を図りながら、食肉資源の培養と価格の安定に資する。

イ) 業務概要

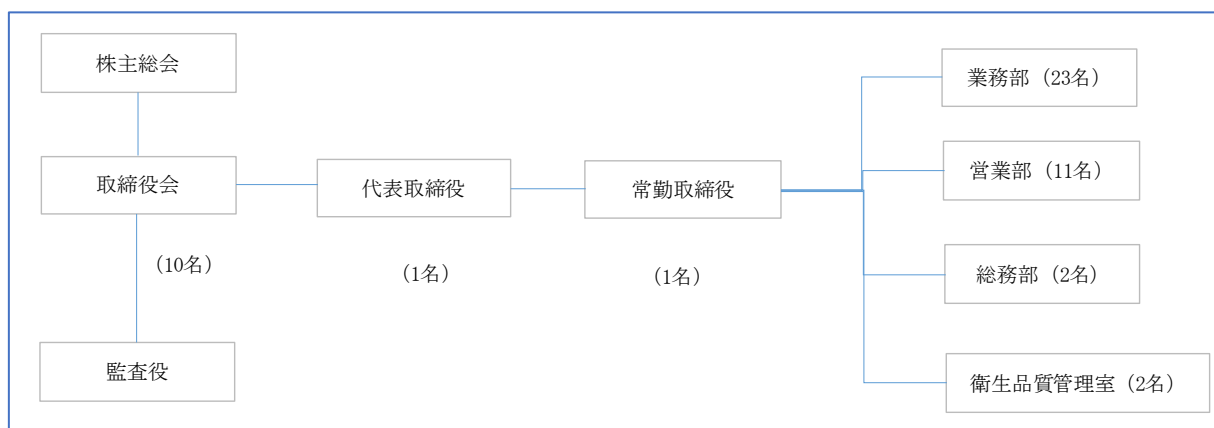
- ・と畜・解体処理
- ・枝肉および生肉の受託販売
- ・枝肉および生肉の冷蔵保管
- ・部分肉の受託加工および冷蔵保管
- ・副産物の受託販売

ウ) 出資の状況（令和3年度末）

出資者	出資額（千円）	構成比（％）
滋賀県	19,000	43.1
全国農業協同組合連合会滋賀県支部	8,000	18.2
一般社団法人滋賀県畜産振興協会	3,000	6.8
近江八幡市	2,000	4.5
近江肉牛協会	1,500	3.4
滋賀県家畜商業協同組合	600	1.4
他（個人株主）	9,970	22.6
合計	44,070	100.0

（出典：畜産課作成資料）

エ) 組織図（令和4年6月29日現在）



（出典：畜産課作成資料）

オ) 役員構成 (令和4年6月29日現在)

役職	氏名 (他団体での役職)	常勤
代表取締役	那須安徳	○
常務取締役	山路泰介	○
取締役	浦山健 (全国農業協同組合連合会滋賀県本部副本部長)	
取締役	青木信治 (全国農業協同組合連合会滋賀県本部畜産部長)	
取締役	小西理 (近江八幡市長)	
取締役	田中正一 (滋賀県家畜商業協同組合理事長)	
取締役	岡山光雄 (滋賀県食肉事業協同組合理事長)	
取締役	佐野隆三 (公益財団法人滋賀食肉公社理事)	
取締役	浅野嗣夫 (近江肉牛協会副会長)	
取締役	森村伸一 (近江畜産品卸売業組合代表者)	
監査役	櫻田憲司	
監査役	森村章亘	

(出典：畜産課作成資料)

カ) 財務内容

・貸借対照表 (千円)						
	H29	H30	R01	R02	R03	対前年
資産合計	440,073	468,880	339,475	379,960	416,569	+ 36,610
流動資産	428,704	457,314	328,511	369,282	406,469	+ 37,188
固定資産	11,370	11,566	10,963	10,678	10,100	△ 578
負債合計	799,814	787,351	619,072	602,929	592,988	△ 9,940
流動負債	663,835	646,892	486,787	478,112	464,670	△ 13,442
固定負債	135,978	140,458	132,284	124,816	128,318	+ 3,502
純資産合計	▲ 359,740	▲ 318,471	▲ 279,597	▲ 222,969	▲ 176,419	+ 46,550
うち利益剰余金	▲ 403,810	▲ 362,541	▲ 323,667	▲ 267,039	▲ 220,489	+ 46,550
県からの短期貸付	330,000	330,000	310,000	310,000	310,000	+ 0
年度末金融機関から短期借	280,000	260,000	260,000	240,000	190,000	△ 50,000

・損益計算書 (千円)						
	H29	H30	R01	R02	R03	対前年
売上高 (買付品売上高を除く)	403,577	423,049	412,422	420,333	434,275	+ 13,942
販売費及び一般管理費	386,414	401,832	392,971	382,467	406,504	+ 24,037
営業利益	17,162	21,217	19,451	37,866	27,771	△ 10,095
県補助金収入	14,637	13,429	13,549	12,434	12,557	+ 124
経常利益	36,691	41,455	39,060	56,813	46,735	△ 10,078
当期純利益	36,502	41,270	38,874	56,628	46,550	△ 10,078

(出典：畜産課作成資料)

キ) 県の株式会社滋賀食肉市場に対する予算 (令和3年度)

(単位：千円)

事業名	令和3年当初予算
食肉市場経営円滑化資金貸付金	310,000
安全・安心しがの畜産物流通促進事業補助金	7,450
食肉公社・食肉市場経営高度化支援補助金	5,000
合計	322,450

(出典：畜産課作成資料)

4) 滋賀県副生物協同組合

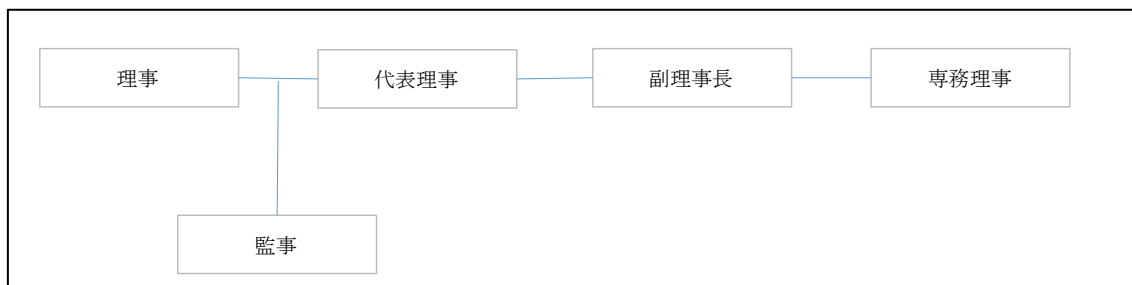
ア) 概要

滋賀県副生物協同組合は、内臓処理、骨や皮などの化製物処理を業務主体としている。

イ) 業務概要

- ・牛と畜解体後の食肉内臓の処理
- ・牛と畜解体後の原皮処理
- ・牛内臓の組合員への受託販売
- ・牛原皮の組合員への受託販売

ウ) 組織図 (令和2年4月現在)



(出典：滋賀食肉センターパンフレット)

5) 滋賀食肉センターの進捗状況

滋賀食肉センターでは平成19年の開設以来、と畜頭数が当初計画（牛12,000頭、豚15,000頭）を下回っている。

なお、豚と畜については、令和元年度末で廃止している。

(牛)	(頭)									
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
当初計画	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
平成20年2月見直し	8,400	9,000	10,500	10,600	10,700					
平成23年2月見直し				8,311	8,483	8,621	8,769	8,925	9,042	9,168
平成29年3月見直し										
令和2年3月見直し										
令和4年3月見直し										
実績	8,321	8,559	8,174	8,649	8,470	8,397	8,664	8,675	8,394	7,979

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
当初計画										
平成20年2月見直し										
平成23年2月見直し	9,304	9,450								
平成29年3月見直し	8,450	8,700	9,350	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
令和2年3月見直し			8,600	9,000	9,300	9,500	10,100	10,100	10,100	10,100
令和4年3月見直し					8,350	8,750				
実績	8,059	8,392	8,339	8,737	8,352					

(豚)	(頭)									
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
当初計画	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
平成20年2月見直し	8,000	11,000	14,000	14,000	14,000					
平成23年2月見直し				10,702	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700
平成29年3月見直し										
令和2年3月見直し										
実績	8,426	8,695	9,349	10,655	9,231	5,839	5,290	6,947	6,459	6,734

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
当初計画										
平成20年2月見直し										
平成23年2月見直し	10,700	10,700								
平成29年3月見直し	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
令和2年3月見直し			2,000							
実績	4,517	1,875	2,100							

(出典：令和4年10月6日 環境・農水常任委員会資料)

【参考】と畜頭数の実績が、センター開設当初の計画頭数と乖離した要因

(牛)

- ・子牛価格や飼料価格の高騰による県内牛飼養頭数の伸び悩み。
- ・県内での飼養畜種が、飼養期間が比較的短い畜種（乳用種、交雑種）から長い畜種（和牛）へ転換してきたことによる県内出荷頭数の伸び悩み。
- ・牛と畜料金が、全国的にも“相対的に”高い料金設定となっていることから、県外からの集畜が進まなかった。
- ・香港、アメリカ、インドネシア、マレーシア等の、センターでは輸出食肉取扱施設認定がとれていない国への輸出等を目的とした、県外と畜場への出荷。

(豚)

- ・県内養豚農家の廃業による出荷の減少。
- ・周辺施設とのと畜料金格差、技術格差や商取引の関係等による、県内生産者の県外と畜場への出荷。

(これまでのと畜計画頭数の見直し状況)

平成 20 年 2 月	「滋賀食肉センターの経営の健全化に関する計画」において、牛と畜頭数については平成 23 年度で「10,700 頭」、豚と畜頭数については平成 21 年度以降で「14,000 頭」と見直し。
平成 23 年 2 月	滋賀食肉公社の「経営健全化に関する計画」において、牛と畜頭数については平成 30 年度で「9,450 頭」、豚と畜頭数については平成 23 年度以降で「10,700 頭」と見直し。
平成 29 年 3 月	滋賀食肉公社の「経営健全化計画」において、牛と畜頭数については平成 32 年度で「10,000 頭」、豚と畜頭数については平成 29 年度以降で「6,000 頭」と見直し。
令和 2 年 3 月	滋賀食肉公社の「経営健全化計画」の見直しにあたって、令和 5 年度以降の牛と畜頭数については「10,100 頭」と見直し。
令和 4 年 3 月	滋賀食肉公社の「経営健全化計画」の延長にあたって、令和 4 年度の牛と畜頭数については「8,750 頭」と見直し。

(出典：令和 4 年 10 月 6 日 環境・農水常任委員会資料)

公社について、と畜頭数が当初計画していた頭数に達しなかったことに伴う収益減と、減価償却費が多額であったことから、開設初年度から多額の債務超過となり、2 年目以降もと畜頭数が伸び悩んだため、累積欠損が拡大した。

開設以来 8 年間続いた単年度赤字については、県の支援拡充により、平成 27 年度以降 7 期連続して単年度黒字を計上している。

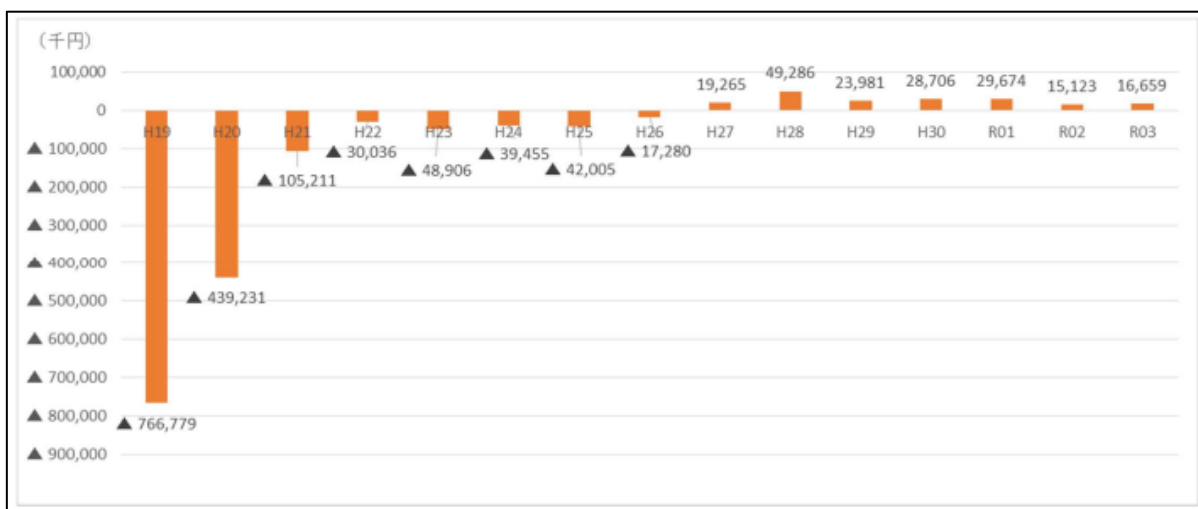
しかしながら、依然として多額の累積欠損および資金不足の状態であり、厳しい経営状況が続いている。

市場について、と畜頭数が当初計画していた頭数を大幅に下回るとともに、センターに上場取引される頭数も少なかったことから、開設から 8 年間は赤字が続いたが、平成 27 年度以降 7 期連続して黒字決算となった。その主な要因は、役員報酬の減や受託事故損の減等の経費削減などの法人の自助努力に加え、平成 25 年度以降、牛枝肉価格が高騰を続け、上場頭数も増加したため、市場の主な収入である受託販売手数料収入が増加したことによるものである。

しかしながら、依然として債務超過および資金不足の状態であり、厳しい経営状況が続いている。

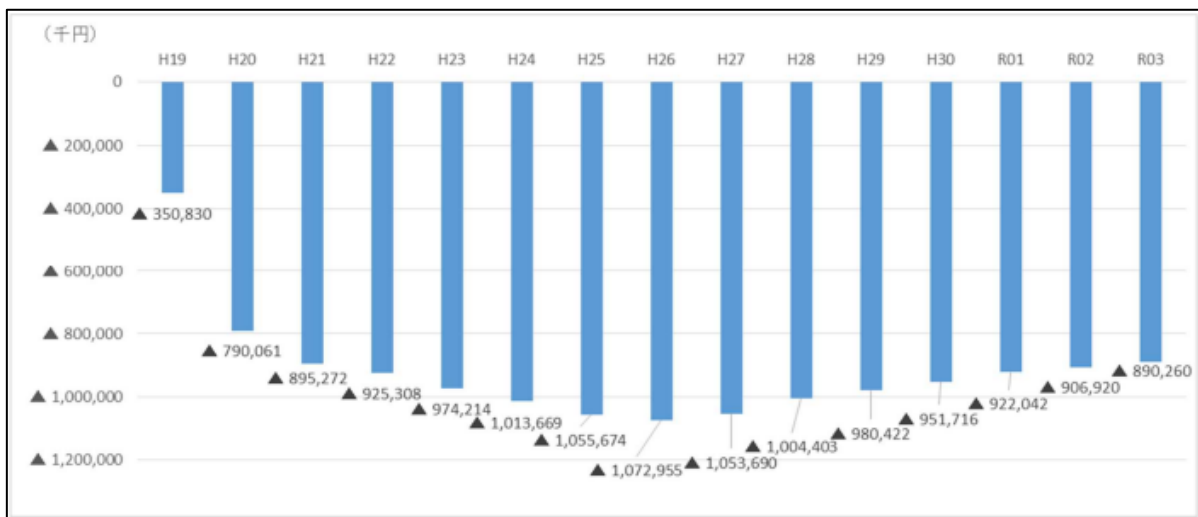
(公社)

単年度損益の推移



(出典：令和4年10月6日 環境・農水常任委員会資料)

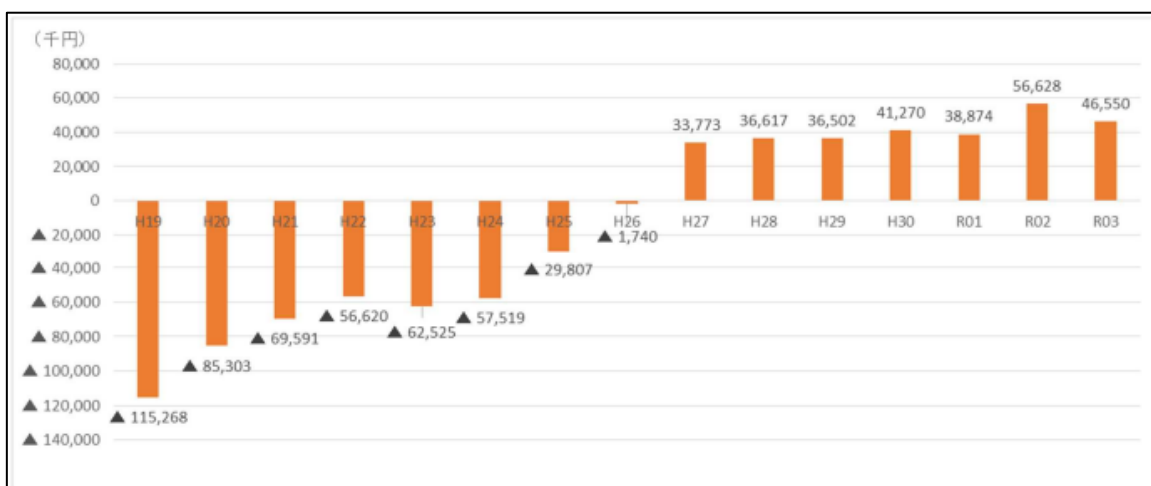
累積欠損（一般正味財産期末残高）の推移



(出典：令和4年10月6日 環境・農水常任委員会資料)

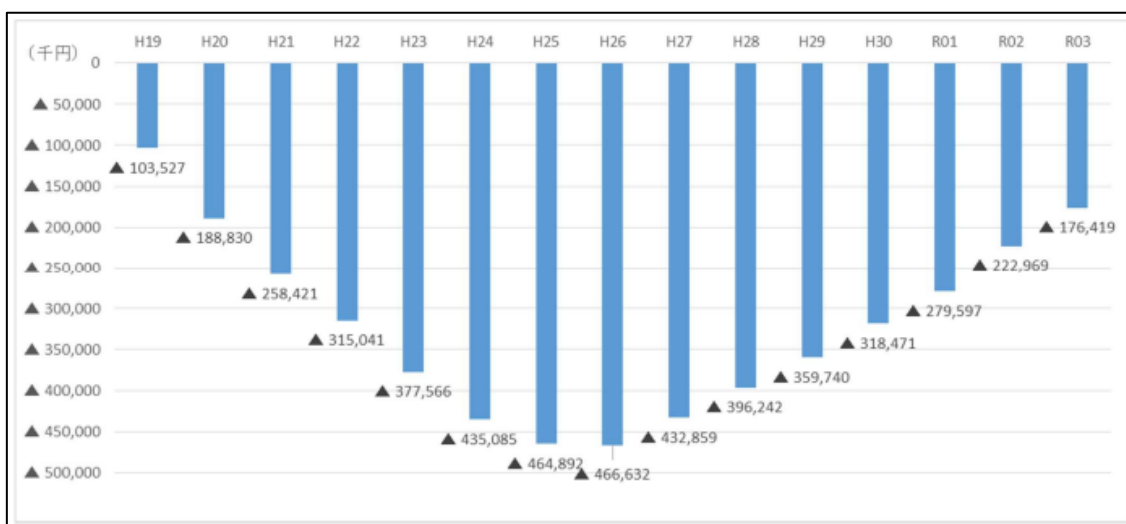
(市場)

単年度損益の推移



(出典：令和4年10月6日 環境・農水常任委員会資料)

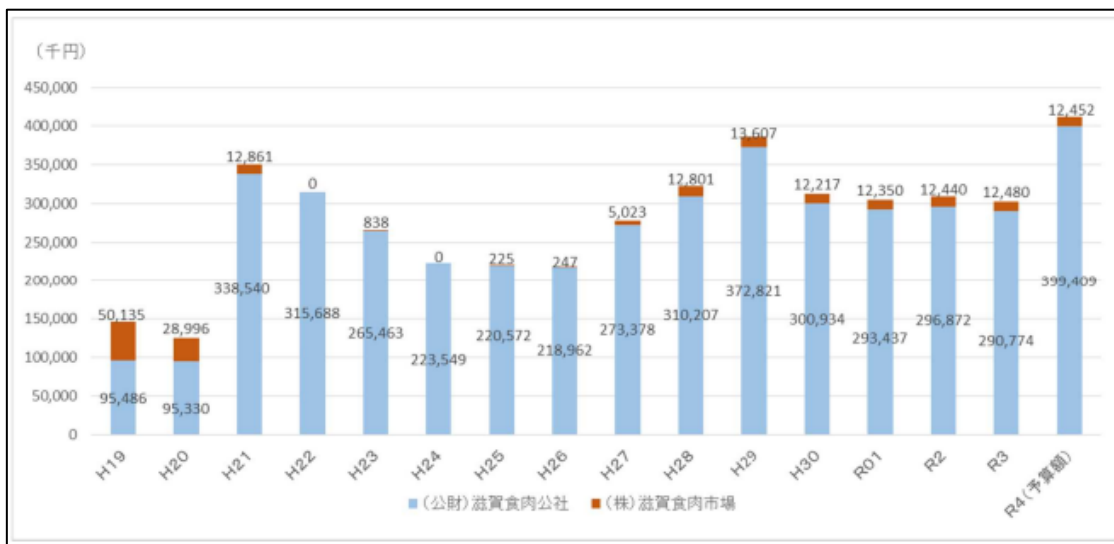
債務超過額の推移



(出典：令和4年10月6日 環境・農水常任委員会資料)

当該状況は、下表のとおり、県の大きな財政負担の継続につながっている。滋賀食肉センターを構成する公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場に対する県補助金の状況は以下のとおりである。

(センターに対する県補助金額の推移)



(出典：令和4年10月6日 環境・農水常任委員会資料)

県はこのような状況を踏まえ、平成29年の「滋賀食肉センター経営研究会報告書」をはじめとして滋賀食肉センターの経営課題の抽出とその改善の方向性について検討を重ねてきた。様々な検討会議等の場において、財政負担の問題に加えて、以下のような課題が抽出されている。

課題の属性	課題内容
外部経営環境	<p>【公社、市場共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外からの集畜分について、と畜料金が全国的にも高水準で、かつ公的支援を受けている近隣施設との料金格差も非常に大きいことなどから競争力に乏しく、県外からの集畜はほとんど進んでいない。 ・ 電気料金の大幅な値上げ等により節減努力にも関わらず光熱水費が急増している。 ・ 高い衛生管理手法（HACCP）や輸出に対応するため人件費や資材等の経費が追加的に発生している。 ・ 遊休施設となっている豚と畜施設及び冷凍施設の有効活用 ・ 敷地について、地盤沈下の進行が認められ、建物躯体、地下埋設配管等に影響が生じている。

課題の属性	課題内容
	<p>【公社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人の制度改革が行われ、新制度上債務超過を解消する必要が生じたことから県から土地等の現物出資を受けた結果、固定資産税の負担が増加した。 ・当初経営の前提としていた県職員派遣および人件費補助について、県が平成 22 年度限りで中止したことにより人件費負担が増加し、経営体制も弱体化した。平成 27 年度からは安全安心しがの畜産物流通促進事業費補助金、平成 28 年度からはそれに加えて経営高度化支援補助金および滋賀食肉センターアセットマネジメント緊急支援事業費補助金により、人件費を補助し、現役派遣も再開している。 ・牛の大型化が進み、これに対応した施設・設備の改修、能力増強等により負担が増加した。 <p>【市場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益源と見込まれた部分肉加工部門について、購入者の自社加工が進んだこと等により取扱量が計画に達せず、収益が減少した。
内部経営環境	<p>【公社、市場共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善努力の不足・ガバナンスの欠如 (具体的課題) ✓ 役員会の開催頻度が低く、経営危機意識について十分に共有されてこなかった。なお、現在においては四半期に一度開催されている。 ✓ 役員に利害関係者が多く、本来必要な経営改善努力が十分に行われてこなかった。 ✓ 業務運営について、効率性の観点からの見直しが不十分であった。 ✓ 高度な衛生管理や輸出対応といったセンターの特色を積極的にPRした集畜努力、買参人確保努力が十分でなかった。 ✓ 公社と市場との連携が十分ではなかった。 ・滋賀県副生物協同組合との関係性の適正化 ・センターにおける副生物処理・取引業務の適正化 <p>【市場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は市場に対し、経営を資金面で支えるため、運転資金として短期資金の貸し付けを毎年度行ってきた。その貸付額は平成 28 年度まで年々拡大し、市場の経営上の危機感の欠如を招いた側面がある。なお、平成 29 年度以降は段階的に貸付額を縮小している。
県の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・両法人の経営悪化の兆候が見られたより早い段階で経営に関与すべきであった。 ・生産基盤の拡大に対する取り組み（増頭対策） 県では、これまでも肥育牛の増頭や高能力な繁殖雌牛の導入の奨励、優良な繁殖用雌牛の生産・供給等の事業を行い、一定の増頭効果は見られたものの、計画していた頭数には達しなかった。

(出典：滋賀食肉センター経営研究会報告書、各種検討会議での議事録等をもとに監査人が作成)

一方で、滋賀食肉センターの必要性については、「滋賀食肉センター経営研究会報告書」において、以下のとおり、取りまとめられている。

センターは、県内出荷牛の約9割、豚の約3～5割が集まる本県唯一のと畜場、食肉地方卸売市場であり、県が公益性の観点から期待する「畜産業の振興、安全安心な食肉の安定供給、公衆衛生の向上」という役割を果たしている。特に「近江牛」とこれを求める買参人が集積して取引が活性化しており、滋賀県が全国に誇る「近江牛」の発信基地として、畜産関係者はもとより県のブランド戦略や地域活性化にとっても必要不可欠な施設である。また、仮にセンター運営形態の見直しを行った場合、センター廃止想定時と同様、損失補償を行っている施設整備に係る借入金の一括償還や国庫補助金の返還等により単年度に多額の県費の支出を伴う可能性があり、さらに利用者への影響が生じることにより近江牛の取引やブランド価値へのマイナスの影響が懸念されることから、センター運営形態の見直しは行わず、現行の運営形態を継続することが望ましいと考えられる。

運営形態については今後のあり方検討等で見直しを図る可能性があるものの、県では現在も必要性についての姿勢は一貫して堅持されている。

そこで、県では、滋賀食肉センターの将来のあり方検討について令和3年度以降、外部有識者、関係者の意見を聴取しながら、県と公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場が連携し、ゼロベースから議論検討を進めるものとしている。

ア) 今後の検証手続に向けた資料等の保存（意見）

滋賀食肉センターは平成 19 年に、従来あったと畜場を統合する形で県が主導して開設された。当初計画では、牛 12,000 頭、豚 15,000 頭のと畜数量を確保し、滋賀食肉センターを構成する公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場の運営が成り立つように計画されていたものの、現状は牛 8,500 頭ほど、豚に至っては令和 2 年度から受け入れを停止し、施設は遊休となっている。

豚の施設一式については、今後売却できる設備は売却し、少しでも投資資金の回収を図ることを目指しているものの、どの程度回収できるかは見込みが立っていない。また、監査人も実際に視察し確認したが、設備売却を実施した後の施設を牛用に転用しようとしても天井高が足りておらず、転用不可能であるとのことであった。

このように当初計画どおりに進んでいないことは明白であるが、当初計画の何が悪かったのか、その原因を正確に分析して今後の改善へつなげていくプロセスが重要である。この点に関して、県、公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場へ取組状況のヒアリングを実施した。県では、滋賀食肉センター開設当初の事業計画の検証に関しては、肉用牛生産と流通をとりまく国外や国内、県内の動きをとりまとめるとともに、関係者ヒアリングも実施している。また、平成 29 年の「滋賀食肉センター経営研究会報告書」において、と畜頭数の計画と実績との乖離が生じた主な要因について整理するとともに、令和 4 年度の環境・農水常任委員会の資料においても、と畜計画頭数の見直し状況およびセンター開設当初の計画頭数と実績頭数との乖離要因を記載し、議会に報告するなど、一定の過去の検証を実施しているとのことであった。一方で当初計画の作成過程、見積数値の根拠が十分に資料として残っておらず、当時の関係者からの事情聴取も十分にできないことから、当初計画と実績の差異の原因分析はこれ以上できない状況とのことであった。

また、豚施設の遊休状態に関しては、滋賀食肉センター開設にあたり、養豚業の関連団体から、年 15,000 頭の出荷頭数を確約するので新食肉センターの整備を要望する旨の文書が提出されていたとのことであるが、結果的には生産者が減少し、県外と畜場に出される流れを止めることができず、と畜頭数は激減していった経緯がある。

いずれにせよ、本来当初計画どおりに進まなかったことの原因分析は必須であり、資料等が残っていない状況であったとしても、当時の関係者からのヒアリングを進め、当時の計画策定に至った経緯、事業計画数値の根拠等を丁寧に調査し、想定どおりに進まなかった原因を分析して今後の注意点として活かせる内容を積み上げて検討していくことが必要であるものの、検証不可能な点について更なる検証を求めることは現実的ではない。今後滋賀食肉センターのあり方検討を進めるうえでは、事後の検証が容易になるよう議論の過程を詳細に残していくことが必要である。

イ) 滋賀食肉センター施設の中長期的な検討（意見）

施設整備および維持管理を担う公益財団法人滋賀食肉公社では、令和3年度に滋賀食肉センター長期保全計画を取りまとめている。その概要は以下のとおりである。

（目的）

滋賀食肉センターは、建設から約15年を経過しており、施設の老朽化が大きな課題となっています。

そこで、経費の削減を図りながら施設の長寿命化を図るため、施設・設備機器等の老朽化の状況を調査し、その結果をもとに保全工事の概算費用と予定施工時期を盛り込んだ長期保全計画を策定します。加えて、センター開設後に生じた新たな課題の解決や機能の向上についても検討を行います。また、施設・設備機器等の調査結果は台帳としてとりまとめます。

（契約内容）

- 相手方：株式会社山下設計関西支社
- 金額：16,559,400円
- 概要
 - ・施設（本館、排水処理施設棟、病畜処理棟、食肉関連施設棟等）および設備（空調、衛生、外構、解体設備、冷蔵庫、排水、井戸等）の調査と長期保全計画の策定
 - ・新たな課題・機能向上の検討
 - ・施設・設備カルテ作成

（調査結果概要）

- 必要な保全工事費用：総計約105億円（令和4年度から令和33年度まで）
- 新たな課題の検討（地盤沈下、結露、冷蔵庫不足、排水処理容量不足等）
- 施設・設備カルテ（建物約800項目、食肉解体設備約200項目、冷蔵設備約40項目）

保全工事の概算費用と予定施工時期

（単位：億円）

予定 施工 時期	R4	R5	R6	R7	R8	R9～ R13	R14 ～ R18	R19 ～ R23	R24 ～ R28	R29 ～ R33	計
概算 費用	12.3	4.3	2.1	2.7	1.7	8.2	23.1	21.1	12.1	17.3	104.9

（調査結果を受けた対応）

- 保全工事費用の確保と保全工事实施

今後の30年間に必要となる保全工事費用は、年度により変動はありますが、平均で一年あたり約3億5千万円となります。この調査結果により、当該工事の必要性を県に説明し、補助金などの支援を求めています。県の支援が、長期保全計画の必要額に満たない場合は、対象工事の中で緊急性や重要性を勘案し、優先順位をつけて工事を実施します。
- 新たな課題・機能向上

地盤沈下、結露等のセンター開業後の新たな課題への対応については、本調査により新たに判明した事実にもとづいて、予算を勘案しながら必要な対策を講じます。
- 施設・設備カルテ

専門事業者が調査を行った約1,000項目の施設・設備等について、その結果を施設・設備カルテとしてとりまとめました。このカルテには、メンテナンスや修繕、部品交換等の状況を追記して随時更新を行い、今後の管理に役立てます。

（出典：公益財団法人滋賀食肉公社のまとめた長期保全計画の概要）

上記の長期保全計画は既存の滋賀食肉センターの施設を大きく変えることなく今後の保全を図る計画となっているが、監査人が施設を視察し、ヒアリングを実施したところによると、以下のような検討課題が追加的にあるものと認識している。

まず、調査概要でも触れられているとおり、滋賀食肉センターは地盤が軟弱であり開設以来地盤沈下が進行している。このため配管等にストレスがかかっており対応が求められるが、上記保全計画には当該対策費用が含まれていない。また、近年牛の大型化が進んできたことにより、主に冷蔵庫のキャパシティー不足を要因として、公称牛 100 頭/日とされていると畜能力は、80 頭/日が限界となっているとのことであり、年末商戦需要が高まる時期の対応能力が年々厳しくなっているとのことであるが、この点に関しても十分な検討がなされていない。

これらの追加的検討課題に対応しようとした場合、調査結果概要の約 105 億円では済まない公算が高く、むしろ抜本的に滋賀食肉センターを建替えた方が財政的には有利ではないか、とも考えられるが、この点は財政負担を県に頼らざるを得ない公益財団法人滋賀食肉公社だけで検討することはできない。従って、今後のあり方検討において、県が主導的役割を果たす形式での滋賀食肉センターの運営が継続される場合は、県主導で牛の大型化や、中長期的な食肉の需要状況等の対応方針について検討し、最適な施設整備計画を策定すべきであると考えられるが、現状そのような検討が十分に進んではいない。つまり長期保全計画で示された総計約 105 億円という金額のみが存在し、当該金額をベースにあり方検討や滋賀食肉センターの長期収支計画が進む可能性があり、牛の大型化等に適した最も稼ぐ能力の高い施設という観点からの、経済合理性の高い設備投資の検討が進まない恐れがある。

県が今後も主導的立場で滋賀食肉センターの運営を図る場合は、令和 3 年度の長期保全計画をベースに上記の課題も含めた最適な投資計画となるよう留意し、中長期的に最適な施設とそのための投資額を具体的に見据え、検討を進めていく必要がある。

ウ) 滋賀食肉センターにおける利害関係者との関係性（意見）

これまで滋賀食肉センターの経営状況の改善について様々な場で議論が積み重ねられてきた中でも触れられているとおり、滋賀食肉センターを構成する公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場それぞれのガバナンスの欠如が指摘されている。

監査人が滋賀食肉センターを視察し、公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場でヒアリングした際、滋賀食肉センターを取り巻く業界関係者等の利害関係者が理事、取締役によく在籍しており、各法人の経営改善について議論する際に、業界団体を代表する立場でもあり利益相反関係が内在する理事、取締役が、両法人の経営者としての立場に立った議論ができていないか疑問が残った。

多くの利害関係者が滋賀食肉センターの運営に役員の立場で参画し、協力し合いながら経営力を高めていくことが理想であり、そのために利害関係者を役員に参画させる狙いがある。一方で各役員が自身の出身母体への利益誘導ともとられかねない動きをすると、それは滋賀食肉センターにとってのマイナスになりかねない。特に、公益財団法人滋賀食肉公社では、現在、滋賀県副生物協同組合との間で未払使用料をめぐる訴訟が行われており、完全な利害対立が生じている中で、公社の理事として、滋賀県副生物協同組合の副理事長の職にある者が就任しているが、当該役員の存在は公社理事会における活発な議論や適正な意思決定の阻害要因とならないか疑問が残る。県は、この公社におけるガバナンス上の問題について、公社に対応を求めていくことが望まれる。

エ) 収入増加（と畜頭数増加）施策の実施（意見）

滋賀食肉センターの経営の安定化を図っていくためには、収入増加を図っていく必要があるが、そのためには、と畜頭数を増加させることが重要である。この点について県にと畜頭数増加の施策の実施状況をヒアリングした。県としては、肥育牛の増頭や高能力な繁殖雌牛の導入の奨励、優良な繁殖雌牛の生産・供給等の事業を行っているものの、現時点においては、センターのと畜頭数の増加に十分には繋がっていない状況である。

その主な要因としては、センターでは輸出食肉取扱施設認定がとれていない国への輸出等を目的とした県外と畜場への出荷があることのほか、センター開設以前の商慣習が残されていることでセンターの取引ルールが公平・公正さに欠ける状況にあること、と畜料金（施設使用料、と畜解体手数料等）が全国的にみて高いこと、施設・設備の老朽化や牛の大型化に伴う施設の狭隘化、冷蔵庫等の容量・機能の不足といった施設機能面の課題があるとのことであった。

また、県、公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場の三者でそれぞれの立場から、どのようなと畜頭数増加対策を実施していくかについて、役割分担をはっきりさせながら検討していくことが必要であるが、現状、そのような話し合いや検討が十分に行われている状況とは判断できず、それぞれの役割に基づく責任の所在もあいまいで効果的なと畜頭数増加対策ができていないとは評価できなかった。

県、公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場は取引ルールや料金体系等の見直しを含めたと畜頭数増加対策についてそれぞれの役割を明確化し、それぞれがPDCA サイクルを回しながら、緊密な連携のもと、と畜数量の増加を図られたい。

（牛と畜数量計画と実績、再掲）

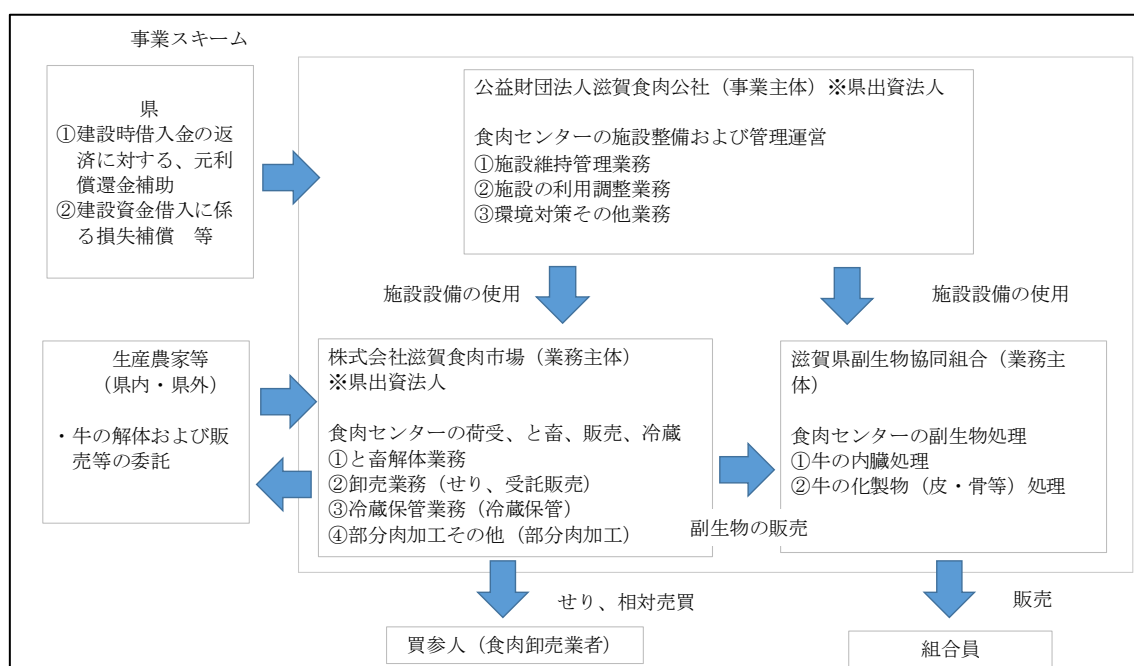
	(牛)									
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
当初計画	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
平成20年2月見直し	8,400	9,000	10,500	10,600	10,700					
平成23年2月見直し				8,311	8,483	8,621	8,769	8,925	9,042	9,168
平成29年3月見直し										
令和2年3月見直し										
令和4年3月見直し										
実績	8,321	8,559	8,174	8,649	8,470	8,397	8,664	8,675	8,394	7,979

	(頭)									
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
当初計画										
平成20年2月見直し										
平成23年2月見直し	9,304	9,450								
平成29年3月見直し	8,450	8,700	9,350	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
令和2年3月見直し			8,600	9,000	9,300	9,500	10,100	10,100	10,100	10,100
令和4年3月見直し					8,350	8,750				
実績	8,059	8,392	8,339	8,737	8,352					

オ) 副生物処理機能における収支の把握と方向性（意見）

公益財団法人滋賀食肉公社と滋賀県副生物協同組合との間の訴訟は進行中であるため、当監査ではこれについて論評することを差し控えるものであるが、滋賀食肉センターの運営に関わる団体同士による訴訟は、センター運営にとって好ましくない状況である。この訴訟は、センター方式の事業スキームから生じている問題であり、県においては、この事業スキームのあり方を、今一度検討していく必要があると考えられる。

下記は、前掲したセンター方式の事業スキームである。



まず、滋賀県副生物協同組合は当図のとおり、滋賀食肉センターにおいて副生物の処理、販売という重要な役割を担っているものの、県が出資する公社、市場とは異なり、完全に民間の事業体である。このため、協同組合の決算状況および組合員の財務状況の把握が困難な状況である。今後、滋賀食肉センターのあり方検討を進めるうえで、大前提としてセンター全体がどのような財務状況であるかについて、センター機能の一部を構成している滋賀県副生物協同組合(組合員も含む)を加えたセンター全体の会計で把握分析できなければ、定量的な改善策や事業計画を策定することは不可能であると考えられる。センター全体の財務状況の把握について、県は従来以上の努力が求められる。

また、滋賀県副生物協同組合およびその組合員の財務状況が把握できないという事は、副生物処理および販売から生じる収支を捕捉できないということである。この点、全国にある食肉市場で黒字経営ができている組織は、副生物処理および販売業務を組織の決算に取り込んでいるとの情報もあり、滋賀食肉センターのあり方検討を進めるうえでは、状況を把握した上で情報収集も行い、副生物処理、販売業務に基づく収支をどのようにセンターで取扱うかについて検討されたい。

カ) 滋賀食肉センターの今後のあり方検討における県の財政負担の明確化について（意見）

ア) からオ) まで述べてきたとおり、滋賀食肉センターでは、県の財政負担のみならず、と畜頭数の増加対策等の課題が挙げられるところである。当該課題は、滋賀食肉センター開設以降、改善に向けた有効な対策が打てないまま進んできた経緯がある。このことからすると、現状のセンター方式による運営では、財政的課題も含め課題解決能力の限界があると評価せざるを得ない。

今後も滋賀食肉センターの必要性を高いものとして、何らかの形で存続させていくとするのであれば、滋賀食肉センターから得られる県民の利益に対して、県の今後の財政負担が適切であるか、という点を定量的に示しつつ、検討を進めていく必要があるものと考えられる。

直近のあり方検討に関する会議においては、「見直しを行う場合において考えられる設置・運営形態」を示しながら検討を進めることとなっている。

以下は、令和4年10月6日の環境・農水常任委員会において示された、考え得るセンターの設置・運営形態のパターン別一覧である。

		施設整備、施設管理	と畜解体	卸売市場	部分肉加工	副生物処理	設置・運営形態の考え方	
現行		公社	市場 (設置者) 公社 (開設者) 公社			副生物処理業者		
設置者・運営者一体型	① 公社による設置・運営パターン	公社（業務を外部委託）						・センターの全業務を公社が担い、業務の実施に当たっては市場または民間企業等に外部委託。
	②-1 市場による設置・運営パターン（副生物処理業務統合型）	市場						・公社を廃止し、センターの全業務を市場が担う。
	②-2 市場による設置・運営パターン（副生物処理業務除外型）	市場				副生物処理業者		・公社を廃止し、センターの全業務を市場が担う。（副生物処理以外）
	③-1 設置・運営組織新設パターン（副生物処理業務統合型）	新設組織（株式会社、三セクなど）						・公社および市場を廃止し、センターの全業務を新設の組織が担う。
	③-2 設置・運営組織新設パターン（副生物処理業務除外型）	新設組織（株式会社、三セクなど）				副生物処理業者		・公社および市場を廃止し、センターの全業務を新設の組織が担う。（副生物処理以外）
	④ 民間売却パターン	民間企業						・公社および市場を廃止し、センターの施設を民間企業へ売却。
	⑤-1 県営化、指定管理者制度導入パターン	民間企業（指定管理） ※ 設置者、開設者⇒県						・公社を廃止し、センター施設を県が継承。 ・管理運営を、市場または民間企業等に指定管理させる。
	⑤-2 県によるPPP/PFI手法導入パターン	民間企業（PPP/PFI手法導入）						・公社を廃止し、センター施設を県が継承。 ・PPP/PFI手法を導入し、民間資金の活用により、施設整備、維持管理、運営等を民間企業が提供。
	⑥-1 公社による運営委託パターン	民間企業（運営委託） ※ 設置者、開設者… 公社						・管理運営を、市場または民間企業等に委託。
	⑥-2 公社によるPPP/PFI手法導入パターン	民間企業（PPP/PFI手法導入）						・PPP/PFI手法を導入し、民間資金の活用により、施設整備、維持管理、運営等を民間企業が提供。
役割見直し型	① 副生物処理業務市場移管型	公社	市場 (設置者) 公社 (開設者) 公社				(他府県事例) ・京都市中央卸売市場第二市場では、食肉市場株式会社が副生物卸協同組合等と事業統合	
	② 副生物処理業務公社移管型	公社	市場 (設置者) 公社 (開設者) 公社			公社（委託）		

	施設整備、施設管理	と畜解体	卸売市場	部分肉加工	副生物処理	設置・運営形態の考え方
③ と畜解体業務公社移管、卸売市場開設者変更型	公社	委託 (設置者) 公社	市場 (開設者) 市場		副生物処理業者	・と畜解体業務は、安全安心な食肉を安定的に供給するという公益性を有しているものの、構造的に不採算であることから、業務実施主体を見直す。
④ と畜場設置者、卸売市場開設者変更型	公社	市場 (設置者) 市場	(開設者) 市場		副生物処理業者	
⑤ 施設管理業務市場委託型	(施設管理) (利用調整) (廃棄物処理)	市場 (設置者) 公社	(開設者) 公社		副生物処理業者	・現在、公社が行っているセンターの施設管理業務、利用調整業務、廃棄物処理業務、衛生管理業務等を市場に業務委託。
(3) 市場機能廃止型	公社	市場(自家割のみ) (設置者) 公社	—		副生物処理業者	・地方卸売市場の廃止
(4) 滋賀食肉センターの廃止			—			・センターの廃止

それぞれの運営形態が、県が必要性を認めるセンターの機能を充足しうるか、およびメリット、デメリットを定性面で比較検討するとともに、定量面すなわち、県の財政負担が最も有利となる場合の負担金額が、前述したセンターの必要性に見合っているのか、という点について検討が求められる。また、滋賀食肉センターの運営に関して、財政状態が改善されないまま十数年が経過したことを踏まえると、県主導で滋賀食肉センターの運営を行うよりも、迅速な経営判断を行い、収益力の強化および経営の効率化を進め、財政状態の安定化を図る観点から民間の経営力に委ねる民営化等を検討されたい。

4. 水産課

下記は、令和3年度における水産課の予算額、決算額、および監査対象として事業に関する関連資料を閲覧した対象の一覧である。「関連資料閲覧対象」は、金額的重要性および事業全般をヒアリングした結果を受けて、専門家としての判断により選定している。

【一般会計】

(単位：千円)

項目	予算現額	決算額	関連資料 閲覧対象
水産業企画調査調整費	33,418	12,214	
水産金融対策費	41,961	41,686	○
水産基盤整備事業費	376,305	140,433	○
流通対策費	73,351	70,290	○
資源管理体制高度化推進事業費	23,058	22,380	
水産有害生物対策事業費	29,827	28,279	○
多様で豊かな湖づくり推進事業費	67,425	66,940	○
養殖漁業振興事業費	200	200	
河川漁業振興費	3,846	3,841	
水産業改良普及事業費	16,622	16,620	○
琵琶湖漁業再生	39,428	39,359	○
水産業協同組合指導費	164	131	
漁業調整指導費	6,470	5,529	
養鱒事業費	26,268	25,424	
合計	738,343	473,326	

【特別会計】

(単位：千円)

会計名	予算現額	決算額	関連資料 閲覧対象
沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計	47,573	53	○

(単位：千円)

	予算現額	決算額
水産課合計	738,343	473,326
水産試験場	63,205	61,046
合計	801,548	534,372
職員費	390,100	389,272
総合計	1,191,648	923,644

※1

※1：平成28年度滋賀県包括外部監査「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」において監査対象として選定されているため、今回の監査対象から除外している。

(1) 水産基盤整備事業

湖辺域の開発に伴い、コイ科魚類の重要な産卵繁殖の場である水ヨシ帯の多くを喪失し、また、セタシジミの主要漁場であった南湖では、水草の異常繁茂や湖底の泥化により、セタシジミ、ホンモロコ稚魚の成育環境が悪化している。これらを回復するため水ヨシ帯を造成し、また泥化した湖底に覆砂し、砂地を造成して、水産資源の回復を図る事業である。

(単位：千円)

項目	内訳	(当初) ①予算額	(補正後) ②予算額	補正額 (②-①)	決算額
水産基盤整備事業費	ヨシ帯造成	180,000	180,000	-	129,304
	砂地造成 (※)	180,000	180,000	-	-
	その他	18,506	16,305	△2,201	11,129
合計		378,506	376,305	△2,201	140,433

(※) 砂地造成事業につき、令和3年度分予算が執行されず、全額が次年度に繰り越されたため決算額はゼロとなっているが、令和3年度においては令和2年度以前分の予算163,807千円が執行されている(132頁参照)。

1) 総費用総便益比における適切な効果の設定 (指摘事項)

水産基盤整備事業につき、事業の前後においてB/C(総費用総便益比)の算定が行われている。ここで、B/Cとは、あるものが持つ効果(Benefit)と費用(Cost)を対比させた度合いのことである。数値を算出する場合は効果(B)を費用(C)で割って算出され、この値が1を超えるとかけた費用以上に効果が出ることを意味し、逆に1を下回るとかけた費用に対してそれ以上の効果が出ないことを意味する。

水産基盤整備事業は、基本的に10年間を1期間として、下記のとおり事業が行われている。

	工期	漁場名
第1期	平成14年度～平成23年度	南湖漁場、丁野木漁場 他
第2期	平成22年度～平成29年度	下笠沖漁場
第3期	平成29年度～令和8年度	山田沖漁場、湖西漁場 安曇川北部漁場、長命寺左岸漁場

それぞれの事業期間における計面前の B/C 算定結果は以下のとおりである。

(単位：千円)

評価項目	第 1 期	第 2 期	第 3 期
水産物生産コストの削減効果	-	118,633	834
漁獲可能資源の維持・培養効果	739,466	50,027	224,982
漁業外産業への効果	1,703,409	54,002	739,130
自然環境保全・修復効果	1,931,837	1,025,694	1,140,662
計（総便益額） B	4,374,712	1,248,356	2,105,608
総費用額（現在価値化） C	3,057,309	1,009,912	1,878,270
総費用総便益比 B/C	1.43	1.24	1.12

本事業の主目的はセタシジミの水産資源の回復や、ホンモロコ等の最適な産卵繁殖の場としての機能回復、つまり水産資源の回復であり、B/C の評価項目でいえば「漁獲可能資源への維持・培養効果」がそれに該当すると考えられる。しかし上記のとおり、B/C 算定の際の Benefit 部分の約 8 割以上は、漁業外産業への効果、自然環境保全・修復効果で占められており、漁獲可能資源への維持・培養効果だけで見れば、下記のように B/C は 1 を大きく下回る。

(単位：千円)

評価項目	第 1 期	第 2 期	第 3 期
漁獲可能資源の維持・培養効果 B	739,466	50,027	224,982
総費用額（現在価値化） C	3,057,309	1,009,912	1,878,270
総費用総便益比 B/C	0.24	0.05	0.12

たしかに全体として B/C が 1 を超えることで国の承認を得て事業を行っており、当事業全体として効果が見込めることは理解できるが、B/C 全体に占める「漁獲可能資源への維持・培養効果」の向上を目指した進行管理をするとともに、必要に応じて事業継続の可否を検討されたい。

2) 砂地造成工事の効果（指摘事項）

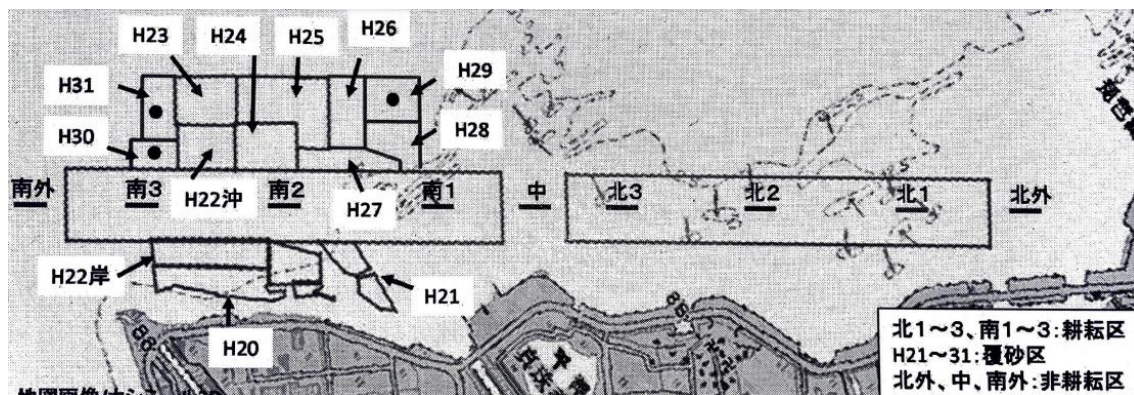
砂地造成工事に関し、セタシジミの生息数増加および漁の再開を目的として、下記のように平成19年度より累計して78.1haの面積につき、2,273,932千円の費用をかけて工事を行っている。

年度	事業規模 (ha)		事業費 (千円)	
	単年度	累積	単年度	累積
H19	3.5	3.5	100,000	100,000
20	6.0	9.5	100,000	200,000
21	9.8	19.3	218,747	418,747
22	5.5	24.8	135,870	554,617
23	5.5	30.3	138,243	692,860
24	5.5	35.8	150,990	843,850
25	10.0	45.8	260,525	1,104,375
26	5.2	51.0	152,560	1,256,935
27	3.0	54.0	123,999	1,380,934
28	4.3	58.3	139,277	1,520,211
29	5.0	63.3	174,838	1,695,049
30	2.0	65.3	90,627	1,785,676
R1	4.5	69.8	160,633	1,946,309
2	3.8	73.6	163,816	2,110,125
3	4.5	78.1	163,807	2,273,932

（出典：水産課作成資料）

（注）上記の表は各年度で実際に実施された数値を示しており、予算の現年と繰越明許とを区別していないため、決算額とは一致しない。

この工事の効果は、水産試験場において定期的に生息密度の推移をモニタリングすることで測定している。令和2年度における調査結果（調査地点、および殻長サイズ別の個体数密度）は以下のとおりである。



(個体/㎡)

調査地点	18mm 以上	2-18mm	1-2mm	0.5-1mm
北外	0	0	0	0
北 1	0	0	15	30
北 2	0	0	15	15
北 3	0	0	0	0
中	0	30	0	0
南 1	0	15	0	0
南 2	0	15	74	163
南 3	15	44	0	0
南外	0	0	0	0
H20	0	0	0	0
H21	0	148	0	0
H21 岸	0	15	0	0
H21 沖	0	15	0	0
H23	0	15	0	0
H24	0	0	15	0
H25	0	0	0	0
H26	0	0	15	0
H27	0	15	0	15
H28	0	15	59	15
H29	0	30	74	0
H30	0	15	0	0
H31	0	30	0	0

(出典：令和2年度（2020年度）セタシジミ種苗放流結果と生息状況)

県担当者によると漁の再開となる目安のシジミのサイズは 18mm 以上だが、上記結果を見ると 18mm 以上のセタシジミが採れる箇所はごく一部であり、漁の再開に至るまでの増加には至っておらず、砂地造成の目的としているシジミ漁の再開という成果は現在のところ達成できていない。平成 19 年の事業開始より約 15 年を経ても、シジミ漁の再開ができていない状況はかなり厳しいものである。

また、シジミ漁が再開できない点を県担当者にヒアリングしたところ、度々周辺で水草が大量繁茂して切れた藻が造成区域に流れ込み、湖底環境を悪化させてシジミが減少したため、とのことであった。

3E 監査の視点から見ると、目的達成のために適切かどうかという有効性の観点ではシジミ漁が全く再開されておらず有効とはいえず、無駄な経費をかけていないかという経済性の観点から見ても結果的に無駄な支出になっていると言わざるを得ない。

琵琶湖固有の漁業を守るための支出であることは理解ができるが、そのための支出が本当に適切な内容であるか、目的を果たすことができる支出であるか再度計画を立てて検討し、もしその計画を達成できないのであれば、事業を中止してシジミ漁の再開が出来ない原因となっている水草を除去するなど、より効果が見込める別の施策に予算を配分し実行すべきである。

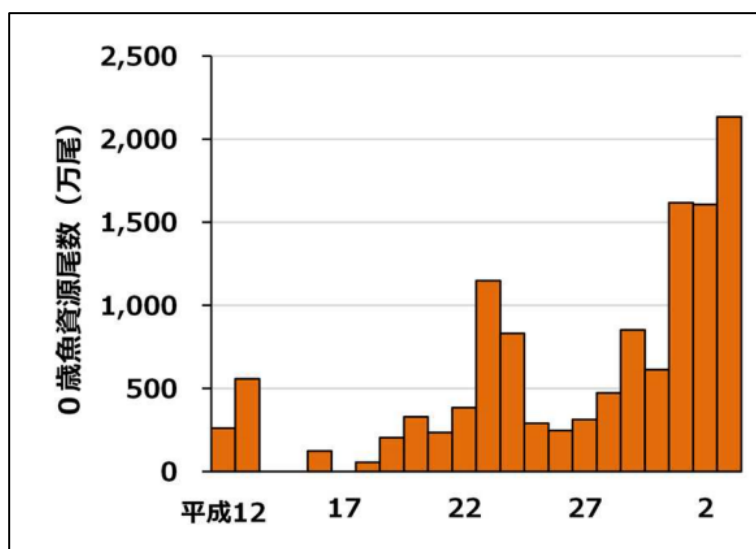
3) ヨシ帯造成工事

湖岸のヨシ帯のうち、平常時に水に浸かっている「水ヨシ帯」は、ニゴロブナやホンモロコ等の様々な魚類の産卵繁殖、仔稚魚の成育の場として重要であり、県としても水産資源を回復させるべく、下記のスケジュールで水ヨシ帯の造成工事を進めている。

地区名	年次	造成面積 (ha)		事業費(千円) ※測量設計費含む	
		単年度	累計	単年度	累計
新旭地区	H9-H12	3.8	3.8	691,400	691,400
津田江地区	H12-H14	3.1	6.9	500,000	1,191,400
丁野木地区	H13-H16	4.0	10.9	883,900	2,075,300
野田沼漁場	H15	0.3	11.2	23,600	2,098,900
下笠漁場	H16-H17	2.5	13.7	401,700	2,500,600
南山田漁場	H18-H19	2.5	16.2	333,280	2,833,880
北山田漁場	H19-H21	3.6	19.8	414,658	3,248,538
赤野井漁場	H20-H24	3.8	23.6	418,546	3,667,084
湖北漁場	H24-H25	1.3	24.9	176,941	3,844,025
湖西漁場	H25-H29	2.9	27.8	610,540	4,454,565
湖西2漁場	H29-H30	1.3	29.1	302,788	4,757,353
長命寺左岸	R元-R3	2.2	31.3	550,778	5,308,131

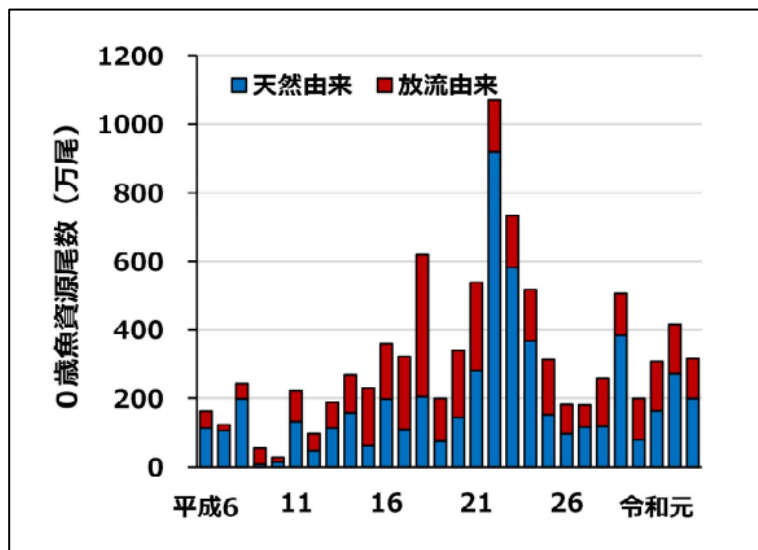
(出典：水産課作成資料)

結果、ホンモロコの尾数は下記のように回復基調にある。



(出典：令和4年度 しがの水産)

一方、ニゴロブナの尾数は下記のように回復しているとはいえない状況である。



(出典：令和4年度 しがの水産)

ア) 流通量拡大施策の検討 (意見)

県担当者へのヒアリングによると、ホンモロコ資源が順調に回復した一方、長年の不漁にともなう需要の縮小に加え、新型コロナウイルス感染症にともなう販売店の休業要請等で更なる需要低下が生じたことにより、ホンモロコの価格が値崩れを起こしてしまっているとのことであった。

水産資源を回復させることによる最終目標は漁業者の水揚げ高（所得）の向上であり、ホンモロコの価格が値崩れを起こすことは、この目標に反するものである。当該状況はホンモロコの販路が十分でなかったことが原因の一部としてあり、水産課としても令和3年度より「滋賀の水産業強靱化プラン」を策定し、流通の改善を課題として湖魚を給食食材として提供するなどの流通施策に取り組んでいるところであるが、さらなる流通改善に関する取組が望まれる。

イ) 工事の継続可否の判断 (意見)

上述したように、当事業はホンモロコだけを対象としたものでなく、ニゴロブナなどその他の魚種とも関係したものである。尾数の推移を見ると、ホンモロコはここ数年で急激に回復基調にある一方、ニゴロブナの尾数は未だ回復していない。

ホンモロコの尾数が回復したことでヨシ帯造成工事に一定の効果はあったと考えられるが、尾数が回復していない魚種がいることも事実である。今後の工事の継続可否については、工事と尾数の回復との関連を注意深く観察した上で工事の効果測定し、総合的に判断を行うことが望まれる。

ウ) 効果測定の実施時期（指摘事項）

ヨシ帯造成工事に関して、効果測定としてフナやモロコの産卵具合の調査を行っている。工区ごとの調査結果および調査時期は下記のとおりである。

単位：百万粒

工区名	造成面積 (ha)	造成年	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
近江八幡	3.0	H8～12	100								
新 旭	3.8	H10～12		660							
丁野木	4.0	H14～16				620	1,530	3,780	4,180	3,163	228
野田沼	0.3	H15					170				
湖北	1.3	H25-H26									
湖西	2.9	H26-H29									
長命寺	2.6	R2-3									
下 笠	2.5	H16～17			11				2,200		
南山田	2.5	H18～19						1,380			
北山田	3.6	H20～21								1,525	
赤野井	2.6	H22～23									863
赤野井湾	1.2	H24-H25									

工区名	造成面積 (ha)	造成年	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	ha当たり 産卵数	
近江八幡	3.0	H8～12									33	
新 旭	3.8	H10～12									174	
丁野木	4.0	H14～16	3,940	2,840	7,500	8,894	8,855	14,456	12,257	34,800	1,911	
野田沼	0.3	H15									567	
湖北	1.3	H25-H26						7			6	
湖西	2.9	H26-H29					2,879		3,748		1,143	
長命寺	2.6	R2-3										
下 笠	2.5	H16～17								1,880	545	
南山田	2.5	H18～19	1,688								614	
北山田	3.6	H20～21		2,640							578	
赤野井	2.6	H22～23			4,472						1,026	
赤野井湾	1.2	H24-H25				2,220					1,850	
平均値											768	
事業計画											産卵数	100

(出典：水産課作成資料)

工事終了から5年後に最初の調査を行うとのことであり、工事後の最初の調査は概ね5年後のタイミングで行われている。だが、その後について丁野木においては毎年調査が行われているものの、その他の工区については、例えば近江八幡が平成17年の調査を最後にその後調査が行われていないなど、定期的・計画的な調査が行われているとはいえない状況である。また、事業計画の産卵数として100百万粒を目標とし、現在のhaあたり産卵数が768百万粒となっているが、現在の産卵数の平均値は平成17年や平成18年の数値も混入しており、現在の平均値を表しているとはいえない。

県担当者によると、調査には多大な労力と費用がかかり、毎年すべての工区を調査することは困難とのことである。しかし、毎年すべての工区について調査を行うことが難しいとしても、事業の効果を測定しその後の適切な方向性を策定するために、毎期の計画的なローテーションを組むなどして効果測定を行うべきである。

4) 効果測定と事業継続の判断（意見）

水産基盤整備事業のように長期に渡る工事では、PDCA サイクルを回す、つまり目的に沿った計画の立案、効果検証、その後の計画の見直しを絶えず行い、事業目的に沿った効果が発揮されているかについて定期的に検討を行うことが特に重要となる。この点、県の現状としては以下のとおりである。

【県の現状】

- ・ B/C の算定結果と、事業の主目的が整合していない（詳細は、「1）総費用総便益比における適切な効果の設定」参照）
- ・ 砂地造成事業につき、現在まで 15 年以上事業成果が出ていない（詳細は、「2）砂地造成工事の効果」参照）
- ・ ヨシ帯造成における効果測定が計画的に行われていない（詳細は、「3）ヨシ帯造成工事 ウ」効果測定の実施時期」参照）

このような状況から、県として随時問題点の把握に努め対応を行っているものの、計画、実行、効果検証から計画の見直しに至るまで一貫した PDCA サイクルは回っていないように見える。

当事業は 10 年以上の期間におよぶ工事であり、琵琶湖を取り巻く環境も絶えず変化していくため、計画当初より長期間の工事を想定して適時適切に変化に対応することを前提として事業を行わなければ、事業目標の達成は難しい。現在行われている工事についても、計画どおりでなければならないものでなく、環境や目標の変化に合わせて柔軟に変更を行う姿勢で遂行すること、および今後行われる事業については柔軟に変化に対応できるよう設計し、事業を実施していくことが望まれる。

(2) 重要魚苗放流事業費補助金

ウナギ、ビワマスの種苗放流について、県漁業協同組合連合会への補助を行うこと、また、琵琶湖の水産業上重要なビワマス（琵琶湖固有種）と天ヶ瀬ダムにより自然に遡上し産卵できなくなったウナギについて種苗放流を実施し、その資源維持を図る事業である。

(単位：千円)

項目	内訳	(当初) ①予算額	(補正後) ②予算額	補正額 (②-①)	決算額
多様で豊かな湖づくり推進事業費	重要魚苗放流事業費補助金	8,343	8,343	-	8,343
	その他	59,228	59,082	△146	58,597
合計		67,571	67,425	△146	66,940

1) 終期の設定の検討（意見）

令和3年度重要魚苗放流事業において、「令和3年度重要魚苗放流補助金の概要」の「補助金の始期および終期」の記載が「昭和48年度～」という記載になっており、始期が約50年前であり、さらに終期が特段定められていなかった。

補助金は社会情勢の変化に伴いその目的や内容について随時見直しが行われるべきであるが、一度補助実績ができるとそれらの見直しがなされにくく、長期化・既得権化しがちである。また、一般的に、補助金は民間の事業の自立を自治体が援助するために資金を交付するものであり、自立できたと判断できた場合には補助金の交付をとりやめることが重要であるため、一定の終期を定めて補助金の支出要否につき見直しを行うものである。

本事業で補助対象としているウナギは、海から天然魚が遡上できないため、琵琶湖では種苗放流でしかその資源を維持できないこと、また、ビワマスについては、産卵時期の気候変動（渇水や台風による増水）が繁殖の成否に影響し資源変動を引き起こす、つまり人為的にコントロールできない気候変動への対応であることから、補助金支出の必要性が高いことは理解ができ、水産課においても随時補助金支出の必要性について見直しは行っているとのことである。

しかし、補助金である以上は、一定の終期を定めた上で事業の自立ができているかにつき定期的に見直しを行うことが望まれる。

2) 結果報告の検証（指摘事項）

令和3年度重要魚苗放流事業において滋賀県漁業協同組合連合会に対して補助金が支出され、実績報告がなされている。当該実績報告の中で放流量や見込み生産高、補助対象事業の支出内訳などが報告されているが、県は資料間の数字の整合性などを確認しているものの、実績数値に関して根拠資料との突合を行っていなかった。

現在のチェック体制では、例えば補助対象とならない支出が混入していたとしても判明しないため、県として最低限、金額の大きな実績に関しては根拠資料との突合による確認作業を行うことが必要である。

なお、監査人が、事業計画と実績報告の差異分析を行ったところ、元々事業計画になかった項目が実績報告に入っている、あるいは計画に比して2～3倍程度の実績金額となっている項目が散見されたが、当該乖離の理由について県として特段検討は行っていなかった。当監査の過程において乖離の理由について検討を行い、特段の問題がないことを確認しているが、本来ならば実績報告が提出された時点で県が分析を行っておくべきであるため、併せて検討されたい。

5. 耕地課・農村振興課

下記は令和3年度における事業予算額、決算額の一覧であり、各事業はさらに地区ごとによって細分化されて関連資料が保管されている。

今回の包括外部監査では、各事業で金額的重要性が高い事業を対象として、関連資料を閲覧した。

(単位：千円)

事業	予算現額	決算額	関連資料 閲覧対象
中山間地域等直接支払交付金	247,493	247,478	○
都市農村交流対策事業費	7,915	7,791	-
耕地管理費	11,147	10,765	-
アセットマネジメント推進対策費	36,321	35,881	○
土地改良財産等対策費	9,200	7,159	-
土地改良施設管理事業費	507,588	507,588	○
ダム管理事業費	258,858	155,207	-
ふるさと・水と土保全対策費	5,392	5,224	-
県営かんがい排水事業費	4,035,114	921,090	○
県営経営体育成基盤整備事業費	1,253,486	151,827	○
県営農道整備事業費	329,003	46,413	○
県営中山間地域総合整備事業費	125,812	20,374	-
県営みずすまし事業費	78,504	5,895	○
団体営土地改良事業費	1,492,674	833,587	○
県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業費	29,990	29,990	○
団体営農村整備事業費	54,980	15,415	-
単独小規模土地改良事業費	34,408	26,581	-
農村環境保全推進事業費	6,642	6,449	-
農地集団化促進事業費	3,128	3,128	-
農業経営高度化支援事業費	338	338	-
国営土地改良事業費負担金	712,031	710,767	○
国営事業推進費	46,147	46,147	-
世代をつなぐ農村まるごと保全事業費	1,022,158	1,022,146	○
土地改良費（工事雑費）	42,716	16,382	-
土地改良費（事務雑費）	43,797	14,870	-
大規模土地改良事業計画調査費	3,531	2,534	-
県営農地防災事業費	2,116,485	511,094	○
団体営農地防災事業費	736,127	203,317	○
県営地すべり防止対策事業費	70,034	-	-
農地防災事業費（事務雑費）	16,847	6,688	-
農地防災事業費（工事雑費）	15,880	6,387	-
団体営農地農業用施設災害復旧事業費	39,218	17,835	-
農地災害復旧費（事務雑費）	112	88	-
合計	13,393,076	5,596,437	-

(出典：耕地課提供資料より作成)

(1) 契約事務

1) 建設コンサルタント業務の入札結果（指摘事項）

下記の表は、往査を実施した東近江農業農村振興事務所および大津・南部農業農村振興事務所において発注した一般競争入札のうち、落札率が95%を超えている案件から任意で抽出を行い、契約金額、予定価格、落札率、応札者、予定価格を超えて入札した業者数を一覧にしたものである。

【東近江農業農村振興事務所】

業種	工事場所	業者	契約金額 (千円)	予定価格 (千円)	落札率	応札者 (者)	予定価格超 過者 (者)	予定価格内 応札者 (者)
建設 コンサルタント	東近江市および蒲生郡竜 王町・日野町	若鈴コンサルタント株式会社 滋賀営業所	14,300	14,344	99.7%	2	1	1
建設 コンサルタント	東近江市清水中町 他	若鈴コンサルタント株式会社 滋賀営業所	44,000	44,286	99.4%	1	0	1
建設 コンサルタント	蒲生郡日野町鎌掛他	若鈴コンサルタント株式会社 滋賀営業所	24,200	24,365	99.3%	1	0	1
建設 コンサルタント	東近江市および蒲生郡竜 王町・日野町	若鈴コンサルタント株式会社 滋賀営業所	49,500	49,863	99.3%	1	0	1
建設 コンサルタント	東近江市平柳町	若鈴コンサルタント株式会社 滋賀営業所	12,430	12,573	98.9%	1	0	1
建設 コンサルタント	東近江市愛東外町	キタイ設計株式会社	7,040	7,304	96.4%	2	1	1
建設 コンサルタント	近江八幡市南津田町他	キタイ設計株式会社	21,450	22,121	97.0%	3	2	1
建設 コンサルタント	近江八幡市牧町	キタイ設計株式会社	16,500	16,995	97.1%	3	2	1
建設 コンサルタント	近江八幡市牧町ほか	キタイ設計株式会社	22,000	22,451	98.0%	1	0	1

(出典：耕地課作成資料)

【大津・南部農業農村振興事務所】

業種	工事場所	業者	契約金額 (千円)	予定価格 (千円)	落札率	応札者 (者)	予定価格超 過者 (者)	予定価格内 応札者 (者)
建設 コンサルタント	草津市矢倉	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	17,930	18,755	95.6%	1	0	1
建設 コンサルタント	草津市追分南他	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	17,380	18,106	96.0%	1	0	1
建設 コンサルタント	草津市駒井沢町他	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	22,110	22,990	96.2%	1	0	1
建設 コンサルタント	草津市矢橋町他	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	18,040	18,645	96.8%	2	1	1
建設 コンサルタント	草津市南草津他	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	19,800	20,449	96.8%	2	1	1
建設 コンサルタント	野洲市須原他	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	22,550	23,144	97.4%	2	1	1
建設 コンサルタント	大津市月輪4丁目	若鈴コンサルタント株式会社 滋賀営業所	18,370	18,623	98.6%	1	0	1

(出典：耕地課作成資料)

上記の表から、下記のことを読み取れる。

- ・ 1者入札、または複数者が応札していても落札者以外が予定価格を超過して実質的に1者入札となっている案件のみである
- ・ 高い落札率の案件に関して、落札を行っている業者に偏りが見られる

・上記の状況は、建設コンサルタントに関する業務に集中している

農業農村振興事務所職員に、このような状況に対し何らかの分析や調査を行っているか質問を行ったところ、業者のマnpワ-の都合や、予定価格算定の際に一番低い見積価格を用いて算定しているため他の業者が参入しにくい等の理由で1者入札となっている等の原因が考えられるものの、適切な一般競争入札の手続きを行っており、その手続での結果であるからそれ以上の分析は特段行っていないとの回答であった。

東近江農業農村振興事務所および大津・南部農業農村振興事務所で全く同様の傾向が見られたことから、県全体に範囲を広げて同様の分析を行った。

下記は令和3年度の一般競争入札の発注業務において、落札率が95%を超えて落札をおこなった業者の一覧である。

業者名	落札案件数
内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	14
若鈴コンサルタンツ株式会社 滋賀営業所	9
キタイ設計株式会社	8
アーステック株式会社	2
高島鋳建株式会社	2
株式会社IHIインフラ建設 滋賀営業所	1
株式会社アルファ工房	1
株式会社サンユーホーム	1
株式会社ニュージェック 滋賀事務所	1
株式会社ほくつう 関西支店	1
株式会社ミライト 関西支店	1
株式会社葵エンジニアリング 滋賀営業所	1
株式会社石居設計	1
株式会社大伴組	1
株式会社内田組	1
滋賀北部測量設計協同組合	1
東芝通信インフラシステムズ株式会社 関西支店	1
合計	47

(出典：耕地課提供資料より作成)

さらに、その中から3件以上の落札があった業者3者に関する落札案件の一覧を下記に示す。

業種	工事場所	業者	契約金額 (千円)	予定価格 (千円)	落札率	事務所	応札者 (者)	予定価格 超過者 (者)	予定価格 内応札者 (者)
建設 コンサルタント	草津市矢倉	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	17,930	18,755	95.6%	大津・南部事務所	1	0	1
建設 コンサルタント	草津市追分南他	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	17,380	18,106	96.0%	大津・南部事務所	1	0	1
建設 コンサルタント	草津市駒井沢町他	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	22,110	22,990	96.2%	大津・南部事務所	1	0	1
建設 コンサルタント	長浜市早崎町他	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	11,990	12,463	96.2%	湖北事務所	2	1	1
建設 コンサルタント	犬上郡多賀町一円	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	6,270	6,512	96.3%	湖東事務所	1	0	1
建設 コンサルタント	犬上郡多賀町栗栖	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	6,600	6,853	96.3%	湖東事務所	1	0	1
建設 コンサルタント	長浜市高月町高野他	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	17,050	17,677	96.5%	湖北事務所	2	1	1
建設 コンサルタント	草津市矢橋町他	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	18,040	18,645	96.8%	大津・南部事務所	2	1	1
建設 コンサルタント	草津市南草津他	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	19,800	20,449	96.8%	大津・南部事務所	2	1	1
建設 コンサルタント	蒲生郡日野町小井口、鎌 掛	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	22,330	23,056	96.9%	東近江事務所	1	0	1
建設 コンサルタント	高島市高島	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	4,950	4,994	99.1%	高島事務所	1	0	1
建設 コンサルタント	長浜市内保町他	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	14,740	15,169	97.2%	湖北事務所	2	1	1
建設 コンサルタント	長浜市細江町	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	12,870	13,211	97.4%	湖北事務所	2	1	1
建設 コンサルタント	野洲市須原他	内外エンジニアリング株式会社 滋賀営業所	22,550	23,144	97.4%	大津・南部事務所	2	1	1
建設 コンサルタント	東近江市および蒲生郡竜 王町・日野町	若鈴コンサルタント株式会社 滋賀営業所	14,300	14,344	99.7%	東近江事務所	2	1	1
建設 コンサルタント	甲賀市甲賀町岩室他	若鈴コンサルタント株式会社 滋賀営業所	29,700	29,876	99.4%	甲賀事務所	1	0	1
建設 コンサルタント	東近江市清水中町 他	若鈴コンサルタント株式会社 滋賀営業所	44,000	44,286	99.4%	東近江事務所	1	0	1
建設 コンサルタント	蒲生郡日野町鎌掛他	若鈴コンサルタント株式会社 滋賀営業所	24,200	24,365	99.3%	東近江事務所	1	0	1
建設 コンサルタント	東近江市および蒲生郡竜 王町・日野町	若鈴コンサルタント株式会社 滋賀営業所	49,500	49,863	99.3%	東近江事務所	1	0	1
建設 コンサルタント	甲賀市水口町名坂 他	若鈴コンサルタント株式会社 滋賀営業所	11,550	11,759	98.2%	甲賀事務所	2	1	1
建設 コンサルタント	大津市月輪4丁目	若鈴コンサルタント株式会社 滋賀営業所	18,370	18,623	98.6%	大津・南部事務所	1	0	1
建設 コンサルタント	東近江市平柳町	若鈴コンサルタント株式会社 滋賀営業所	12,430	12,573	98.9%	東近江事務所	1	0	1
建設 コンサルタント	大津市大江八丁目	若鈴コンサルタント株式会社 滋賀営業所	18,370	18,623	98.6%	農政水産部 農村振興課	1	0	1
建設 コンサルタント	米原市世継他	キタイ設計株式会社	22,550	23,694	95.2%	湖北事務所	3	1	2
建設 コンサルタント	東近江市愛東外町	キタイ設計株式会社	7,040	7,304	96.4%	東近江事務所	2	1	1
建設 コンサルタント	近江八幡市南津田町他	キタイ設計株式会社	21,450	22,121	97.0%	東近江事務所	3	2	1
建設 コンサルタント	甲賀市甲賀町大原上田	キタイ設計株式会社	33,000	34,023	97.0%	甲賀事務所	1	0	1
建設 コンサルタント	甲賀市土山町頓宮	キタイ設計株式会社	33,000	34,023	97.0%	甲賀事務所	1	0	1
建設 コンサルタント	近江八幡市牧町	キタイ設計株式会社	16,500	16,995	97.1%	東近江事務所	3	2	1
建設 コンサルタント	近江八幡市牧町ほか	キタイ設計株式会社	22,000	22,451	98.0%	東近江事務所	1	0	1
建設 コンサルタント	湖南市平松北	キタイ設計株式会社	5,610	5,698	98.5%	甲賀事務所	2	1	1

(出典: 耕地課提供資料より作成)

上記のとおり、落札率が 95%を超える案件に関して、県全体としても、下記のような状況であることが判明した。

- ・ 1 者入札、または複数者が応札していても落札者以外が予定価格を超過して実質的に 1 者入札となっている案件が、31 件中 30 件となっており、ほぼ 100% である
- ・ 高い落札率の案件に関し、落札を行っている業者が 3 者に集中している
- ・ 上記のような状況は、建設コンサルタントに関する業務に集中している
- ・ 見積書の提出は行うものの入札に参加しない業者が多数存在する

上記につき県として何らかの分析や調査を行っているか質問を行ったところ、東近江農業農村振興事務所および大津・南部農業農村振興事務所と同じく、一般競争入札手続を規則どおり実施した結果であるから、特段の分析や調査は行っていないとの回答であった。

手続きが適切であったとはいえ、結果的に一般競争入札の目的の一つである競争原理が機能しているとは言えず、業者間の談合の疑念も生みかねないため、このような状況は好ましくない。

また、公共工事入札・契約適正化法の第 10 条において「各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注する公共工事の入札および契約に関し、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。」と定められており、その具体的なケースとして公正取引委員会事務総局が公表している「入札談合の防止に向けて」において、「入札不調を繰り返すうちに 1 者を除いて他者が辞退するというような不自然な状況等がみられる場合など」が挙げられている。今回の県の状況はこのケースにそのまま当てはまらないが、特定の業務において実質的に 1 者入札とも言うべき状況が多く見られることから、少なくとも応募しなかった業者等にアンケート調査を行うなど 1 者入札となった要因の分析を行い、業務実績や資格要件の見直し、競争参加資格の拡大、入札公告時の入札説明書等の閲覧期間の見直しなどの改善方策について検討し、実質的に競争性が確保できるよう努められたい。

2) 建設コンサルタント業務の入札における見積書の徴取（意見）

耕地課、農村振興課、農業農村振興事務所では、一般競争入札の予定価格、最低制限価格の算定において必要な際に、複数業者からの見積り徴取を行っており、その中から最低の見積金額を提示した業者の見積りを元に予定価格を算定している。また、建設コンサルタント業務については、見積書を徴取する業者が固定化していた。

「1) 建設コンサルタント業務の入札結果」の案件のうちの一部の状況を下記に示す。

業種	工事場所	見積提出業者	最低の見積金額 提示業者	見積採用	落札
建設 コンサル タント	東近江市およ び蒲生郡竜王 町・日野町	A	○	○	○
		B	-		
		C	-		
		D	-		
		E	-		
		F	-		
建設 コンサル タント	東近江市およ び蒲生郡竜王 町・日野町	A	○	○	○
		B	-		
		C	-		
		D	-		
		E	-		
		F	-		
建設 コンサル タント	近江八幡市牧 町	E	○	○	○
		B	-		
		C	-		
		D	-		
		A	-		
		F	-		
建設 コンサル タント	近江八幡市南 津田町他	E	○	○	○
		D	-		
		C	-		
		F	-		
		B	-		
		G	-		
		A	-		

(出典：耕地課提供資料から作成)

(注) 県では見積書の徴取に対する公開請求に対しては、県情報公開条例第6条第2号（法人の不利益情報に該当するものとして法人名は非公開としている。そのため、本報告書においても見積書提出業者及び見積金額については非開示とする。

上記のように、予定価格算定の際に見積りを採用した業者と落札業者が同一である事案が複数見られた。また上記の表で明示はしていないが、いずれも見積り金額と落札金額とが±3%以内であり、見積金額と落札金額が非常に近似していた。

県は予定価格の算定に際して最低の金額を示した業者の見積りを元に予定価格を算定しているため、最低の見積りを提示した業者がそのまま落札することは十分ありうることである。しかし、「1) 建設コンサルタント業務の入札結果」で示したように実質的に1者入札の状況が多数見られることも鑑みると、上記のような状況は不自然であるとも考えられる。

入札手続き自体はルールに則り行われているが、実質的に不自然な点がないか、競争性が阻害されていないかどうかについても注視され、見積書の徴取方法等についても見直しを行い適正な入札の執行に努められたい。

(2) 県営かんがい排水事業草津用水2期地区

事業対象地域の基幹的農業水利施設は、県営草津用水土地改良事業（昭和33年度～昭和45年度）により造成され、琵琶湖からの逆水による農業用水の供給が行われていたが、施設造成後約半世紀が過ぎ経年劣化に伴う施設の老朽化が進んだため、本事業により水利施設を更新し施設の長寿命化を図るものであり、事業概要は下記のとおりである。

- ・ 関係市町 滋賀県草津市
- ・ 事業工期 平成28年度～令和7年度
- ・ 受益面積 818ha（水田）
- ・ 主要工事 水路工 L=15.9km
揚水機場 3箇所
水管理施設 1式
- ・ 事業費（当初） 7,218,000千円（工事雑費を含む）
- ・ 事業費（令和3年度実績） 1,458,300千円

事業を実施するに当たっては、総費用総便益比および総所得償還率を下記のとおり算出し、総費用総便益比が1.12と総費用よりも総便益が上回ることを確認し事業が開始されている。

総費用（現在価値化）	9,376,331千円	①（予防保全費等を含む）
年償還額（農家負担）	30,614千円	②
年総効果（便益）額	495,020千円	③
現況年総農業所得額	167,924千円	④
評価期間	50年	
割引率	0.04	
総便益額（現在価値化）	10,567,629千円	⑤
総費用総便益比	1.12	(⑤÷①)
総所得償還率	18.2%	(②÷④)×100)

主な事業費の負担率については、国が50%、滋賀県が25%、草津市が12.5%、草津用水土地改良区が12.5%負担することとされた。

1) 総事業費の増加（意見）

平成 28 年度計画が国に承認された時点での事業費総額は 7,218,000 千円であったが、事業進捗に伴い、資材費等の物価上昇、事業量増、工法変更等により事業費は増加している。年度別の事業費の増加の経過は下記のとおりである。

(単位：千円)

年度	改訂後 事業費	増加額	左の内訳			
			自然増	事業量増	工法変更	その他
H28	7,297,200	79,200	79,200			
H29	7,337,600	40,400	40,400			
H30	8,015,200	677,600	276,900		400,700	
R1	8,310,608	295,408	162,808	11,500		121,100
R2	8,452,200	141,592	77,292	70,300		△6,000
R3	8,787,100	334,900	101,600		233,300	
計		1,569,100	738,200	81,800	634,000	115,100

自然増は資材費等の上昇によるものであり、事業量増、工法変更等は地下工事を行うにあたり、地下の地盤等の状況により増加したものである。

増加内容をヒアリングした限りでは、事業費の増加内容に異常と思われる項目はなかった。

ただし、増加額 1,569,100 千円を事業実施の可否を決定した際の総費用に加えると以下のとおりとなる。

計画時の総費用	9,376,331 千円
<u>H28～R3 の増加額</u>	<u>1,569,100 千円</u>
合 計	<u>10,945,431 千円</u>

総費用は 10,945,431 千円となり、計画作成時の総便益額 10,567,629 千円を超過し、総費用総便益比は 0.96 となり、総費用が総便益を上回ることとなる。この点、総事業費が増加する場合の取扱いは自然増にかかる分を控除して計算する仕組みになっているとのことであり、自然増を考慮すると総費用総便益比は 1.04 となる。

確かに、国が定める補助事業の計算上は、総費用総便益比は 1 を越えており合規性の観点からは問題ない。しかし、総費用が現実に増加したことは事実であり、国の補助制度に準拠する合規性の観点から問題がなくとも、事業全体の有効性や効率性の観点からも検討することは必要である。

計画作成時点で、将来発生しうる事象をすべて予測することは困難であるが、地下工事であれば岩や水脈に当たり、追加の工事費が発生することは想定されるため、総費用が 100 億円を超えるような公共事業を行うに際しては、追加工事が発生しても総費用総便益比が 1 を越えることを確認した上で事業を行われたい。

2) 総便益の見積方法（意見）

年総効果額および総便益額の効果項目別の内訳は次のとおりである。

（単位：千円）

効果項目	年総効果額	総便益額
食料の安定供給の確保に関する効果	453,623	9,678,334
作物生産効果	328,210	7,050,651
品質向上効果	190,080	4,083,322
営農経費節減効果	△30,965	△665,192
維持管理費節減効果	△33,702	△790,447
その他効果	41,397	889,295
国産農産物安定供給効果	41,397	889,295
合 計	495,020	10,567,629

総便益額は、割引率4%で計算した50年間の割引現在価値の合計になっている。この中で、主たる効果は作物生産効果であるが、作物生産効果の年総効果額の算定方法は下記のとおりである。

作物名	作付面積 (ha)	ありせば 単収増(t)	生産物単価 (千円/t)	増加粗収益 額(千円)	純益率 (%)	増加純益額 (千円)
水稻	597.2	1,827	232	423,864	77	326,375
大豆	199.1	28	104	2,912	63	1,835
計	796.3			426,776		328,210

増加純益額は、作付面積に事業を行うことにより増加する面積あたり純益額を乗ずることにより算定されている。純益額は粗収益額のうち生産費を除くものであり、その算定に使用する純益率は国が定める「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数」（平成27年3月）に基づいている。参考までに、類似の指標であるが、「令和3年農業経営動向分析」（日本政策金融公庫農林水産事業）による水稻の利益率は、近畿ブロック（個人経営）では減価償却前農家所得率（専従者給与控除前）が、31.8%となっている。

ここで、作付面積は事業計画策定時点で草津市より提出された 40 年後の受益面積予測に基づいて計算されている。草津市より提出された農地面積に関する資料によれば、当初の県営草津用土地改良事業が完成した昭和 47 年から今回の事業終了時までの受益面積の実績および予想は次のとおりである。

1. 受益地の変革と主な要因	
(1) 昭和 47 年	2,462ha
(2) 平成 3 年	1,128ha
	・都市計画決定による草津駅周辺を中心とする宅地開発等 (昭和 47 年～平成 3 年までの転用面積 927ha)
	・琵琶湖総合開発の水位低下による補償工事 (7 機場を設置し湖辺地域を分離した面積 411ha)
(3) 平成 15 年	1,055ha
	・南草津駅開業、立命館大学開校等による開発 73ha
(4) 平成 26 年	915ha
	・郊外型大型店舗進出、小学校建設等公共事業 (平成 16 年～26 年までの転用面積 140ha)
(5) 平成 27 年 2 月末時点	906ha
2. 今後における受益地の变化予測	
(1) 現在の受益面積	906ha
今後減少すると予測される面積	88ha
40 年後の受益面積予測	818ha

(出典：草津市作成「今後の草津市における農地について」)

上記の草津市による 40 年後の受益面積予測に本地率を乗じたものを年総効果額を算定する際の作付面積としている。ここで、本地率とは、農地区域内にある畦等耕作できない部分を除いた耕作可能な面積率をいい当地域の本地率は 97.4%である。

受益範囲 817.6ha × 本地率 97.4% = 本地面積 796.3ha

本地面積を農地の利用規制の区別による内訳は次のとおりである。

農振農用地	575.7ha
農振白地	212.6ha
<u>市街化調整区域内農地</u>	<u>8.0ha</u>
計	<u>796.3ha</u>

この中で農振白地 212.6ha が 40 年後も耕作が継続する農地として計画に含まれているが、農振白地の所在する地域は農振農用地に比べると、草津駅や南草津駅に近いエリアが多く今後宅地化が進む可能性は高く、また、農振白地の転用手続は比較的容易であり、完全に規制することはできないと思われる。

草津市において昭和 47 年以降平成 27 年 2 月までに 43 年間で 1,556ha の農地が転用されてきた事実や草津市の人口が今なお増加傾向にあることを考えれば、平成 27 年以降 40 年間で 88ha しか農地が転用されないと考えるのは見通しとして少ないように思われる。

また草津市での農家戸数の動向及び見通しは、草津市が平成 31 年 3 月に策定した「草津農業振興地域整備計画書」の基礎資料によれば下記のとおりであり、平成 37 年（令和 7 年）時点において、農家総戸数の大幅な減少を見込んでいる。

【農家戸数の動向及び見通し】

	総戸数	専兼別内訳			自給的農家
		専業	第一種	第二種	
平成 17 年	1,826	125	61	1,060	580
平成 22 年	1,555	130	50	832	543
平成 27 年（現在）	1,309	171	55	594	489
平成 32 年見通し	1,046	137	44	475	390
平成 37 年見通し	788	103	33	358	294

（出典：草津農業振興地域整備計画書）

農地の将来予測を行い提出したのは草津市であり、その決定につき県が指導を行う立場にはないのかもしれない。ただ、事業開始の判断をする際には保守的に受益面積を考え、農振農用地の面積だけで計算しても事業効果がでるようにすべきである。

農振農用地面積で計算した場合、作物生産効果に係わる総便益額が

$7,050,651 \text{ 千円} \div 796.3\text{ha} \times 575.7\text{ha} = 5,097,400 \text{ 千円}$ 、総便益額の合計は 8,614,378 千円で、総費用総便益比は 0.91 となり、事業実施の妥当性に疑念が生ずるおそれもある。

確かに、当事業を実施するに当たっての事務上の合規性に問題はない。しかし、草津市において農家戸数及び農地が減少してきていることは事実であり、事業開始時点の事務上の問題がないからといって、現状分析を行わない理由にはならない。当初予定と現状との差異、将来予測の変更については適宜分析を行い、分析結果を今後の同種事業の予測に活用されたい。

[笠縫用水路近辺の写真]

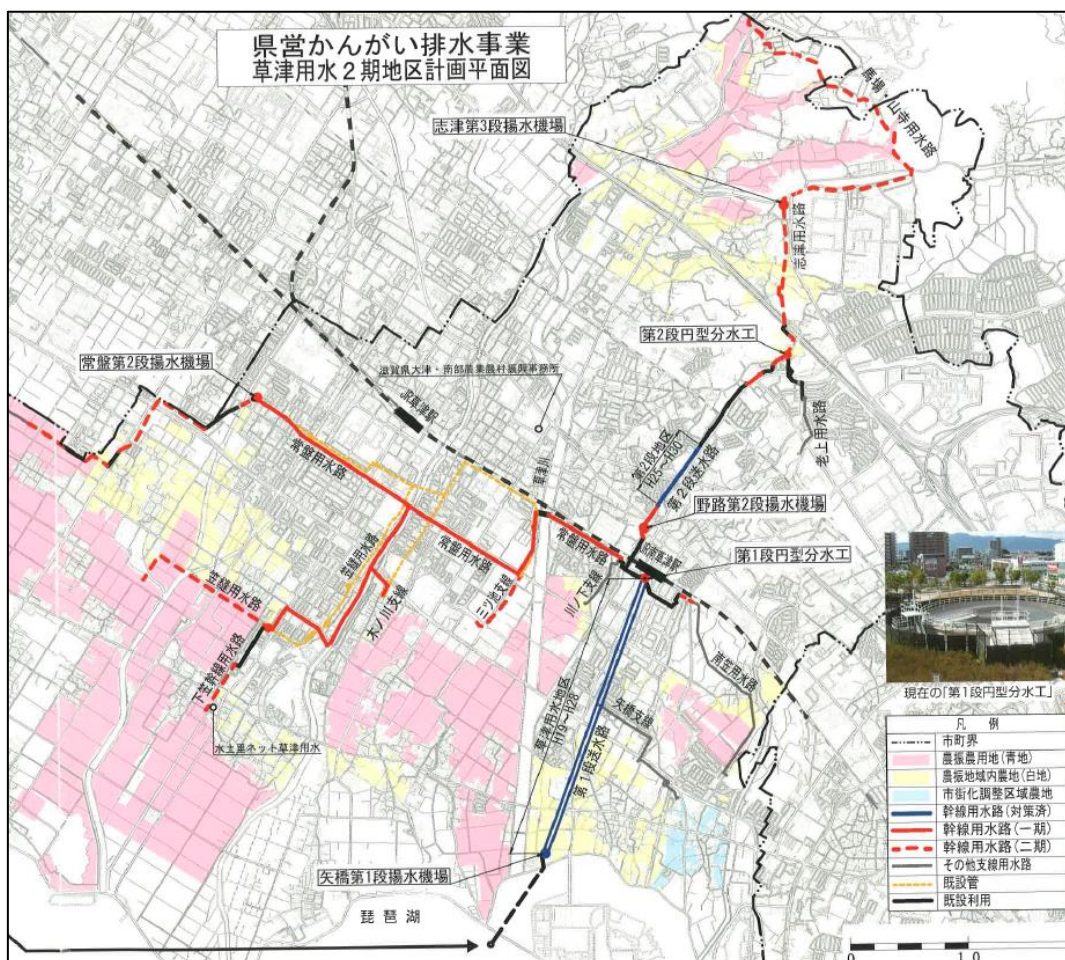


現地視察の際に監査人が撮影。左側住宅地は数年前まで農地であったところであり、正面の農地も工事中の状態であった。

3) 事業実施手法の多面的検討（意見）

本事業は、受益者である草津用水土地改良区からの要望に基づき、国が定めた要件は満たすことを確認して開始されている。

しかし、草津用水地区の受益面積は、事業当初2,462haであったものが事業計画時点の平成27年2月末では906haとなっており、40年後受益面積は818haであり事業当初から66.8%受益面積は減少を見込んでいる。さらに、前述のとおり白地面積を考慮すればさらに減少する可能性もある。そのような状況で、今回の農業用水管更新は、受益面積が2,462haあった当時の用水路を更新するものである。工法としては、パイプインパイプ工法という既存管の中により口径の小さい新設管を挿入していく工法を採用し、JR南草津駅から西に3kmほど行った矢橋沖の琵琶湖で取水し、南草津駅の前にある第1段円型分水工をとおり、草津駅近辺の宅地の中を經由し、幹線水路が設定されている。（下図参照）



(出典：草津用水2期地区事業概要のパフレット)

「第1段円型分土工」の位置する場所は、事業開始当時は水田の中にあったが、現在では滋賀県で最も乗降客数が多い南草津駅の駅前に位置しており、現状からすればもっと別の場所にあってもいいと思われる。

この事業は、現状の水田をそのままの利用状態で維持することを前提にかんがい排水設備を更新するものであるが、前述のとおり県にとって巨額の事業費に見合う便益が本当にあるか疑問が残る。

当事業を行う大津・南部農業農村振興事務所管内は、県の中でも農業産出高に占める園芸の割合が高い地域であり、水稻に限定することなく、施設野菜等の栽培も検討できる地域であり、水稻にこだわらなければかんがい排水事業費も少なく済んだ可能性もある。

確かに、手続上の合規性については、問題ない。しかし、この事業計画当時はなかったが、令和3年度に県は持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例を定めており、その中で「水田の多様な利用」や「消費者等の需要に対応した農産物の生産を推進」も規定されており、当時において明文化はされていなかったものの、基本的な方針は同一であったと推測される。

(農地の生産力の最大化)

第7条 県は、農地の生産力を最大限引き出すため、県内の各地域における農地の土壌の性質に関する調査を行い、その結果に基づく土壌の性質を改善するための資材の施用その他の農地の土壌を適切に管理する方法の普及に努めるとともに、**水田の多様な利用**その他の農地の有効活用の促進に努めるものとする。

(消費者等の需要に対応した農産物の生産の促進)

第8条 県は、**消費者等の需要に対応した農産物の生産を促進**するため、農業者等、農業関係団体その他関係者の有する消費者等の需要に関する情報の収集、分析および提供、当該農産物の生産に必要な技術の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(出典：持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例)

土地改良法上、受益者である農業者が申請を行うため、県が事業計画を策定したわけではない。また、財源の問題から国が定める基準に適合することも必要である。ただ、そこに、県が県営事業として歳出を行うことによる、経済性、効率性、有効性の観点も見逃すことはできない。

本事業は、老朽化した農業用水管の更新事業であるが、地域の農業従事者が減少し農地も減少していく中で 100 億円超の歳出を行うのであれば、破損等が生じた都度修繕を行う方が費用は少なくすんだかもしれないし、将来的な方向として水稲から野菜や果樹に転作していくことにより費用の見積が少なくなった可能性もある。もちろん、事業開始に当たっては、国が定める事業開始要件の検討は前記のとおり行われているが、事業実施の可否を決める 2 者択一の判断であり、国からすれば補助金を出していいかどうかという判断材料になっている資料である。

県が事業を実施するに際しては、国が定める B/C の基準は最低限のものと考え、より持続的で生産性の高い農業を行うにはどうすればいいかを多面的に検討し、最少の経費で最大の効果を上げる方法は何かを事業計画時点でより慎重な検討が必要であった。どのような経過を経て当該事業の実施方法が選定されたのかについては検討経緯の記録を残されたい。

一旦はじめた公共事業を中止するとなれば大きな損失が発生してしまう。農業土木工事は長期間にわたる工事が多いため、事業計画時点での判断が重要であり、事業ごとの計画と現状との差異分析を適宜行い、今後の同種事業を行う際には活かして頂きたい。

(3) 総費用総便益比

1) 事業に関する PDCA サイクル (意見)

かんがい排水整備などの県営事業は、土地改良区の申請から事業の検討が始まり、計画が策定されるとともに総費用総便益比 (B/C) の算定が行われ、事業が採用されれば場合によっては 10 年以上の工期で数十億円の費用をかけて行われる。このような大規模な事業であることから、PDCA サイクルを回す、つまり事業後に計画していた効果が出ていたかの振り返りを行い、次のアクションにつなげることは非常に重要である。

この点、まず事業計画については、近畿農政局などとのやり取りを経て B/C が算定され、B/C が 1 を超えるか否かで事業の実施可否が判断されている。しかし、B/C の算定結果を基準に事業の可否を判断すること自体はルールに則っているものの、B/C の算定は国の基準で全国一律で定められているため、B/C による判断が本当に県の目指している目的に寄与するものかどうかについては疑問の余地が残る。事実、B/C の算定には費用も時間もかかるため、効果 (Benefit) の算定においてさらなる効果を見込める場合であっても、B/C が明らかに 1 を超える場合等は必ずしもすべての効果 (Benefit) の算出を行うわけではないとのことであった。

また、計画を実行した後の事後評価については、耕地課、農村振興課に対して、事業後の振り返りをどのように行っているかにつき質問を行ったところ、以下の理由により平成 30 年～令和 3 年の間は事業完了後の事後評価は実施していないとの回答であった。

- ・ 事後評価の取り組みから 10 年経過したこと、また、事務負担軽減の観点から、平成 30 年度以降新規事業計画の審査ルールとあわせて評価項目見直しの検討を開始したため
- ・ 検討開始に伴い、事後評価の運用もいったん中断することとし、令和 2 年頃からはコロナ禍となり検討作業が遅れたため

振り返りが行われていた際も、当該振り返りの概要は公表されているが、詳細なレポートは公表されず、庁内の共有データフォルダに保管するのみとなっており、その後の活用も十分ではなかった。

往査した大津・南部農業農村振興事務所において、上記と同様に事後評価の状況を確認したところ、事後評価は一部のみ実施しているとのことであった。その中で、平成 21 年度に事業が完了した県営ほ場整備事業田上関津地区の事業完了時における B/C の算定に使用した指標を確認し、当該指標の実績に該当する資料の有無について調査したが、算定に使用した根拠データの出典が明確でなく、資料の整理が不十分であった。

事業は長期にわたり多額の費用を投じて行われる事業であり、計画から事業後の振り返りは非常に重要であるが、上記の状況から見るとうまく機能していないと考えられる。

そのため計画時点で、B/C の算定は行う必要があるものの、県の目指す方向、目的に寄与する事業かどうかについて県独自の基準を設け、耕地課だけでなく農政水産部全体として検討を行うことが望まれる。また事後評価については、その基準にもとづいて綿密な振り返りを行い、その後の事業につなげる必要がある。現在は事業の効果について取りまとめた資料等は十分でなく、PDCA サイクルの C（チェック）が十分でない状態であり、事業効果の検証を確実にを行うことにより PDCA サイクルが有効に機能するよう努められたい。

以上